

令和3年 第2回定例会

令和3年 6月15日 開会
令和3年 6月24日 閉会

網 走 市 議 会

令和3年網走市議会第2回定例会会議録目次

〔6月15日（火曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	2
開会宣告	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	3
諸般の報告（追加）	5
議事日程第1号の追加及び変更（1）	5
日程第2 議長の辞職	5
日程第3 選挙第1号の選挙	5
諸般の報告（追加）	6
議事日程第1号の追加及び変更（2）	6
日程第4 副議長の辞職	6
日程第5 選挙第2号の選挙	6
日程第6 議案第1号～第6号の提案説明	7
散 会	9

〔6月17日（木曜日）第2日〕

議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
説明のため出席した者	11
事務局職員	11
開議宣告	12
本日の会議録署名議員	12
諸般の報告（追加）	12
日程第1 選任第1号の選任	12
日程第2 選任第2号の選任	12
日程第3 選挙第3号の選挙	12
日程第4 議案第1号～第6号の委員会付託	12
日程第5 議案第7号	12
日程第6 議員の派遣について	13
散 会	13

〔6月22日（火曜日）第3日〕

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15

出席議員	15
説明のため出席した者	15
事務局職員	15
開議宣告	15
本日の会議録署名議員	15
日程第1 一般質問	16
古田議員	16
秋葉企画総務部長	16
武田市民環境部長	16
吉田建設港湾部長	17
桶屋健康福祉部長	17
澤谷議員	18
桶屋健康福祉部長	19
田口学校教育部長	19
秋葉企画総務部長	20
村椿議員	22
桶屋健康福祉部長	22
吉田建設港湾部長	26
田口学校教育部長	28
川合農林水産部長	32
岩永教育長	33
立崎議員	34
田口学校教育部長	34
川原田議員	37
秋葉企画総務部長	37
田口学校教育部長	37
永本議員	49
桶屋健康福祉部長	50
秋葉企画総務部長	53
武田市民環境部長	56
延 会	58

〔6月23日（水曜日）第4日〕

議事日程	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	61
説明のため出席した者	61
事務局職員	61
開議宣告	61
本日の会議録署名議員	61
日程第1 一般質問	62
松浦議員	62
武田市民環境部長	62
伊倉観光商工部長	67
桶屋健康福祉部長	70

田口学校教育部長	72
近藤議員	74
桶屋健康福祉部長	75
水谷市長	78
秋葉企画総務部長	79
立花庁舎整備推進室長	80
石垣議員	80
桶屋健康福祉部長	81
小田部議員	82
田口学校教育部長	83
伊倉観光商工部長	83
吉村社会教育部長	86
桶屋健康福祉部長	89
延 会	90

[6月24日（木曜日）第5日]

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
説明のため出席した者	94
事務局職員	94
開議宣告	94
本日の会議録署名議員	94
諸般の報告（追加）	94
日程第1 委員会審査報告案6件（議案第1号～第6号）	94
日程第2 意見書案第1号～第4号及び委員会審査報告案4件 （請願第26号～第28号及び陳情第24号）	95
日程第3 議案第8号の提案説明及び委員会付託	96
諸般の報告（追加）	97
議事日程第5号の追加及び変更（1）	97
日程第4 委員会審査報告案1件（議案第8号）	97
日程第5 議案第9号	97
日程第6 議案第10号～第11号	97
日程第7 意見書案第5号	98
日程第8 その他会議に付すべき事件（2件）	99
閉会宣告	100

6月15日 (火曜日) 第1号

令和3年第2回定例会
網走市議会会議録第1日
令和3年6月15日(火曜日)

○議事日程第1号

令和3年6月15日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

○議事日程第1号の追加及び変更(1)

日程第2 議長の辞職について

日程第3 選挙第1号 議長の選挙

○議事日程第1号の追加及び変更(2)

日程第4 副議長の辞職について

日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

日程第6 議案第1号～第6号

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付した事

件(1)

その他会議 議長の辞職について(許可)

に付した事

件(2)

選挙第1号 議長の選挙(当選決定)

その他会議 副議長の辞職について(許可)

に付した事

件(3)

選挙第2号 副議長の選挙(当選決定)

議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(説明)

議案第2号 報酬職員給与条例の一部を改正する
条例制定について(同)

議案第3号 網走市手数料条例の一部を改正する
条例制定について(同)

議案第4号 網走市税条例の一部を改正する条例
制定について(同)

議案第5号 鉄南本通線落石防止対策工事(繰越)
請負契約の締結について(同)

議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計
画の変更について(同)

請願第26号 2022年度地方財政の充実・強化を求
める意見書提出についての請願(総
務経済委員会付託)

請願第27号 2021年度北海道最低賃金改正等に関
する意見書提出についての請願(同)

請願第28号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担

率2分の1への復元、「30人以下学
級」の実現など教育予算確保・拡充
と就学保障の実現に向けた意見書提
出についての請願(文教民生委員会
付託)

請願第29号 令和3年度一般会計予算の修正可決
の尊重を求める請願(同)

請願第30号 網走市教育委員会による議会軽視・
民意無視の学校給食の一部集約化に
対し、毅然とした反対姿勢を貫くこ
とを求める請願(同)

陳情第24号 林業・木材産業の成長産業化に向け
た施策の充実・強化を求める意見書
提出についての陳情(総務経済委員
会付託)

○出席議員(16名)

石 垣 直 樹
井 戸 達 也
小田部 照
金 兵 智 則
川原田 英 世
工 藤 英 治
栗 田 政 男
近 藤 憲 治
澤 谷 淳 子
立 崎 聡 一
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
松 浦 敏 司
村 椿 敏 章
山 田 庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長 水 谷 洋 一
副 市 長 後 藤 利 博
企画総務部長 秋 葉 孝 博
市民環境部長 武 田 浩 一

健康福祉部長	桶屋盛樹
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	吉田憲弘
水道部長	柏木弦
庁舎整備推進室長	立花学
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	田邊雄三
財政課長	古田孝仁

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係主査	寺尾昌樹
係	早渕由樹

午前10時00開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和3年網走市議会第2回定例会を開会します。

本日の出席議員は15名で定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議には、次の議員から遅参の届出がありましたので報告します。

遅参、澤谷議員、15分。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、村椿敏章議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告は既に印刷してお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

なお、監査委員から例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から令和2年度網走市一般会計繰越明許費、令和2年度網走市一般会計継続費、令和2年度網走市一般会計事故繰越、令和2年度網走市下水道事業会計予算繰越、令和2年度網走市下水道事業会計継続費繰越及び令和2年度網走市簡易水道事業

会計予算繰越について、それぞれ繰越計算書の報告が、また物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定についての専決処分報告がそれぞれ法令に基づき提出がありましたので、お手元に配付しておりますから承知願います。

○井戸達也議長 次に、本定例会にあたり提出されました請願5件、陳情1件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり、関係常任委員会に付託しましたから承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

近藤憲治議会運営委員長。

○近藤憲治議員 ー登壇ー 本日をもって招集されました、本年第2回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る6月11日、午前10時から議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと思います。

まず、議運当日におきます本定例会の付議予定案件は、選任2件、議案6件、その他会議に付すべき事件1件、さらに、今議会で関係委員会に付託されます請願5件、陳情1件の合わせて15件であります。

また、一般質問は、通告期限までに11名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から6月24までの10日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます。当委員会の結果報告といたします。

○井戸達也議長 ただいま議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から6月24日までの10日間とし、運営に関する諸般

の事項につきましても発議のとおり決定しました。

なお、会期中の審査日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもって印刷して配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 それではここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 令和3年第2回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集をいただき御審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます案件は、畑作産地の構造転換などに対する補助金と市道などの整備に係る費用、除雪作業車整備に係る費用、地域が行う防災・コミュニティー活動備品整備に係る補助金、子育て世帯への給付に係る費用の追加を主な内容とする一般会計補正予算、手数料条例などの一部改正、工事請負契約の締結、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更などについてであります。

議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、この機会に、最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御説明を申し上げます。

初めに、農作業の進捗状況と農作物の生育状況ですが、今年は降雪量が少なく春先の好天で気温も上がったことから雪解けは平年より早く進み、農作業は昨年より7日早く4月11日から始まりました。

しかしながら、4月下旬から低気圧や気圧の谷の影響で断続的な降雨や日照不足の影響があり、農作業は例年に比べ、バレイショの植付けは7日、てん菜の移植は9日遅く、小豆は9日、大豆は8日播種が遅れております。

農作物の生育につきましては、秋まき小麦は平年並みとなっておりますが、二条大麦・てん菜はともに3日遅く、バレイショは40%の萌芽となっております、平年に比べ3日遅くなっております。

なお、北海道地方の6月から8月までの3か月予報では、天気は数日の周期で変わり平均気温は平年並みか高く、降水量は平年並みか多い見込みの予報

となっております、今後の天候の状況によっては、生育の管理に十分な注意が必要であると思っておりますが、順調な生育を期待をしているところであります。

次に、網走市麦類乾燥調製貯蔵施設の完成についてですが、国の令和元年度補正予算を活用して、総工費約42億円で令和2年4月に工事着手をし、本年5月20日に無事完成をいたしました。

この麦類乾燥調製貯蔵施設により、荷受設備は2系列増えて1時間当たりの処理能力は180トンから260トンに、乾燥設備は480トンが560トンに、貯蔵サイロは45基3万450トンから500トンサイロが6基増えて貯蔵能力は3万3,450トンに向上することとなります。

本施設が建設されたことにより、受入体制が強化され、適期収穫した麦類をより大ロットで受け入れることができ、短時間で乾燥調製が行えることでさらなる品質向上と均一化が図られることとなります。

また、新たな品目として令和3年度はもち麦の生産受入れをすることにより、課題となっている適正な輪作体系の確立が図られ、地域の農業振興が期待できるものと考えております。

次に漁業についてであります、今年の実績は平年より15日早い3月5日であり、キンキはえ縄漁は4月5日に初水揚げとなっております。

5月末までの網走漁協の漁獲状況は、漁獲量が9,274トンで対前年比76%、金額10億4,124万円で対前年比121%となっております、漁獲量は前年を下回っておりますが、昨年よりもホタテ、タラなどの魚価が高いため、金額は前年を上回っております。

平成30年から令和2年の過去3年間の平均と比較をいたしますと、漁獲量で88%、金額で92%という状況となっております。

なお、ホタテ稚貝放流作業は6月3日から開始をされております。

次に西網走漁協であります、漁獲量は2,798トンで対前年比93%、金額8億690万円で対前年比104%となっております、平成30年から令和2年の過去3年間の平均と比較をいたしますと、漁獲量で102%、金額で102%という状況となっております。

網走湖では漁獲量が114トンで対前年比62%、金額8,318万円、対前年比78%となっております。

網走湖のシジミ漁は5月5日に開始をされておりますが、シジミ資源が産卵不振などにより減少しているため、生産計画を昨年から50トン減産し550ト

ンとしております。

能取湖では漁獲量2,684トン、対前年比95%、金額7億2,371万円で対前年比108%となっております。能取湖のホタテ稚貝の出荷・放流作業は4月23日に開始をされ5月18日に終了をしております。

次に観光についてですが、令和2年度の観光客の入り込みと宿泊施設利用状況は、観光客入込数が89万1,900人で対前年比59%、宿泊者数は24万8,100人で対前年比62%となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、観光客入込数・宿泊者数とも前年を下回りました。

上期の動きは、4月に政府から発出をされた緊急事態宣言による外出自粛及び国内観光客の出控えによる影響から、入込数・宿泊者数ともに昨年を下回りました。

また、夏以降につきましては、「網走に泊まろうキャンペーン」やスポーツ合宿の底支え、「どうみん割」や「G o T o トラベル」などの効果に加え、シルバーウイークの道内客の動きが活発であったことから、入込数・宿泊者数ともに回復傾向が見られてきたものの昨年を下回りました。

10月から12月までの第3四半期は、道内観光客の動きが活発ではありましたが、11月中旬からの新型コロナウイルス第3波、12月下旬からの「G o T o トラベル」の一時停止などの影響により、入込数・宿泊者数ともに昨年を下回りました。

1月から3月までの第4四半期は、2月のピーチアビエーション女満別成田線の新規就航によるプラス要因はありましたが、1月に発出をされた緊急事態宣言による外出自粛が影響し、入込数・宿泊者数ともに昨年を下回りました。

また、冬季イベントの入り込みにつきましては、「あばしりオホーツク流水まつり」は中止となりましたが、「網走湖ワカサギ釣り」の入場者数は1万5,600人で対前年比95%となっております。

観光施設の入り込みにつきましては、オホーツク流水館は5万700人で対前年比33%、博物館網走監獄は11万2,300人で対前年比43%と昨年を大きく下回りました。

流水観光砕氷船おーろらについては、例年より早く流水初日を迎えることができましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための渡航制限によりインバウンドの利用者が皆減し、乗船客数は1万4,700人で前年比23%と昨年を大きく下回りました。

外国人観光客の宿泊者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による入国制限により前年比1.5%の577人となりました。

次に、オホーツク網走マラソン2021についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、本年につきましても大会中止の決定となりましたが、昨年も好評でしたウェブ上で距離とタイムを重ね42.195kmを完走した方に完走賞等を提供する「オホーツク網走マラソン2021 on the web」を「2 Weeks」と「2 Days」の2種類のコースを用意して開催することとし、6月26日から7月10日までの間、エントリーを受け付けます。

次の網走マラソンへの参加促進とPRを行ってまいりたいと考えております。

次に、道の駅流水街道網走についてですが、令和2年度の入館者数は新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい集客状況が続き、前の年に比べ約18万8,000人減の44万1,000人となりました。

本年度は、みなと観光交流センターの魅力向上の一環として、地元の農業者に協力を頂き農産物直売場のトライアル事業を行うこととしており、現在、その開設に向け準備を進めております。

今後も利用者の声を聞きながら、施設の魅力アップに努め、さらなる利用促進を図ってまいります。

次に建設工事についてであります。5月末までに約8億4,000万円を発注し、発注率は約26%で、ほぼ例年並みの発注状況となっております。

引き続き、市民生活の安全・安心のための基盤整備を重点的に進めてまいりますとともに、早期発注に努め、工事の進捗を図ってまいりたいと考えています。

次に、本市における新型コロナウイルス感染症の状況についてですが、4月23日以降、市内における飲食店での集団感染事例の発生や小学校、高校、大学での感染が確認されるとともに、オホーツク総合振興局管内においても、大規模な集団感染事例が発生するなど注意が必要な状況が続いております。

本市では、網走厚生病院との連携の中で抗原定量検査における独自の検査体制が図られていることから、学校で感染が確認された際、新型コロナウイルス感染症検査事業を活用し、集団感染や二次感染を未然に防止するため、無料で関係者に対するスクリーニングを実施をいたしました。

5月16日、北海道に緊急事態宣言が発出をされ、また、道内の感染状況から6月20日までの期間が延

長されましたが、当市においても、公共施設の休館や行事の延期などの措置を講じ感染拡大防止に努めております。

次に、新型コロナウイルス感染症の収束に不可欠なワクチンについてですが、5月29日に65歳以上の全員が2回接種できる数量が確保され、現在、高齢者を対象に接種を進めております。

接種に必要なクーポン券については、予約時の混雑を避けるため、年齢・地域ごとに発送いたしました。市民の皆様の御理解により大きな混乱もなく、高齢者におきましては84.3%という高い予約率となっております。

これまでの高齢者、医療従事者、介護施設等の入所者及び従事者、児童施設従事者などへの接種を進め、6月14日現在、高齢者は64.8%、全体で33.6%が1回目の接種を終えております。

最後に、令和2年度一般会計の決算についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響による市税などの減収に加え、感染防止対策や地域経済の対策により財源不足が懸念をされておりましたが、国の減収対策や地方創生臨時交付金の拡充などのほか、ふるさと納税の増加により、令和2年度の決算におきましては収支の均衡を確保できる見通しとなっております。

御寄付を頂きました皆様方の御厚志に改めて感謝を申し上げます。

引き続き、ワクチンの早期接種など感染防止対策に努めるとともに、地域経済に必要な対策に取り組んでまいります。

以上、行政諸般の動向について申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応を続けながらも、市民生活と地域の経済の影響を考慮し、網走が持つ様々な魅力を最大限発揮しながら、誰もが健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、今定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○井戸達也議長 ここで、会派代表者会議、議会運営委員会を開催するため休憩します。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時18分休憩

午前11時45分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

私は、先ほど平賀副議長に議長辞職届を提出しました。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として2件を追加しておりますので、承知願います。

○井戸達也議長 次に、議事日程の追加及び変更についてお諮りします。

既に印刷してお手元に配付の議事日程第1号の追加及び変更（1）のとおり決定したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、議事日程第1号の追加及び変更（1）のとおり決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、その他会議に付すべき事件（2）議長の辞職についてを議題とします。

私は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席し、副議長と交代します。

〔井戸議長退席 平賀副議長着席〕

○平賀貴幸副議長 それでは、議事を続行いたします。

お諮りいたします。

井戸議長の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、井戸議長の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

〔井戸議員着席〕

○平賀貴幸副議長 次に、日程第3、選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、あらかじめ、議会運営委員会で協議決定されておりますとおり、地方自治法第118条第2項に基づき、指名推選によることとし、議長の職務を代行しております私において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、指名推選によることとし、早速私から指名をしてお諮りをいたします。

議長に井戸達也議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました井戸達也議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、ただいま指名しました井戸達也議員が議長に当選されました。

議場におられる井戸達也議員に対して、本席から会議規則第32条第2項の規定により、あなたが議長に当選された旨を告知いたします。

早速、新議長から御挨拶をお願いいたします。

○井戸達也議長 一登壇一 一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選出に当たり、皆様からの御推挙により後期も議長を務めることとなりました。皆様の御期待に応えられるようしっかりと頑張りたいと思います。

この2年間、議会改革を進める中で、新たなコロナという大きな山が突然現れてまいりました。このコロナを機に我々議会も新たな形に変わっていく必要があると、このように感じております。

今までの議会改革を進め、さらに住民に寄り添った、市民に寄り添った付託に応えられる議会へとさらに進めていくことが私のやるべきことだと、このように思っております。

今後とも皆さんのお力添えを頂きながら議会運営等をしっかりと進めてまいります。

どうかよろしくお祈りいたします。

○平賀貴幸副議長 それでは、井戸議長、どうぞ議長席にお着き願います。

〔副議長退席 議長着席〕

○井戸達也議長 ここで、代表者会議、議会運営委員会を開会するため、休憩といたします。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前11時49分休憩

午後2時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

先ほど平賀副議長から副議長辞職願が提出されました。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として2件を追加しておりますので、承知願います。

○井戸達也議長 次に、議事日程の追加についてお諮りします。

既に印刷してお手元に配付の議事日程第1号の追加及び変更(2)のとおり決定したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、議事日程第1号の追加及び変更(2)のとおり決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第4、その他会議に付すべき事件(3)副議長の辞職についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、平賀副議長は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔平賀副議長退席〕

お諮りします。

平賀副議長の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、平賀副議長の副議長辞職を許可することに決定しました。

〔平賀議員着席〕

○井戸達也議長 次に、日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、あらかじめ、議会運営委員会で協議決定されておりますとおり、地方自治法第118条第2項に基づく指名推選によることとし、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、指名推選によることとし、早速私から指名をしてお諮りをします。

副議長に金兵智則議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました金兵智則議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、ただいま指名しました金兵智則議員が副議長に当選されました。

議場におられる金兵智則議員に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により、あなたが副議長に当選された旨を告知します。

早速、新副議長から御挨拶をお願いいたします。

○金兵智則副議長 ー登壇ー 一言御挨拶申し上げます。

このたび議員の皆様の御推挙を賜りまして、副議長に就任することになりました。

責任の重さを痛感しておりますけれども、井戸議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいというふうに思います。

特に、このコロナ禍の影響が市民の皆様に影響を与えておりますが、今後ともその市民の皆様への支援、継続していかなければならないというふうに考えておりますが、二代表制を担う議会としてスピーディーな対応が取れるよう体制の整備を行っていかねばならないというふうに考えております。

井戸議長を先頭に皆様のお協力を仰ぎながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともより一層の御協力そして御指導を賜りたいというふうに思いますので、それを議員の皆様をお願いを申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○井戸達也議長 次に、日程第6、議案第1号から議案第6号までの合計6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第1号、議案第2号、議案第4号及び議案第6号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で4億1,684万6,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、地方債の補正では、一般会計の児童福祉事業債、道路橋梁事業債の限度額変更といたしまして、限度額7,710万円を追加しようとするものでございます。

追加の内容は、議案の第2表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書7ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の一般管理費では、FMあばしりの弱電界地域の解消に係る経費として302万5,000円の追加、デジタル化の推進に係る経費として350万円の追加でございます。

同じく、市民活動費では、コミュニティ活動に係る備品整備に対する補助金として110万円の追加、集会施設の改修に対する補助金として277万8,000円の追加、消費生活相談の技術の向上及び悪質商法注意喚起等に係る経費として115万1,000円の追加でございます。

同じく、財産管理費では、新庁舎における地中熱の利活用について可能性を調査する経費として720万円の追加でございます。

民生費の高齢者福祉費では、グループホームの環境整備に対する補助金として350万円の追加でございます。

同じく、児童福祉費、母子家庭等自立支援給付金支給事業では、高等職業訓練促進給付金として240万円の追加。その下、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、特別給付金の給付に係る経費として2,750万円の追加でございます。

1枚めくっていただき、9ページを御覧願います。

保育所費では、認定こども園網走幼稚園の整備に対する補助金として2,469万円の追加でございます。

衛生費の健康管理費、新型コロナウイルス感染症検査事業では、抗原検査に係る経費として1,708万円の追加でございます。

農林水産業費の農業振興費では、畑作産地の構造転換に対する補助金として2億1,314万7,000円の追加でございます。

同じく、農業農村整備費、経営安定対策基盤整備緊急支援事業補助金では、受益者負担金の償還に対する補助金として55万円の追加でございます。

土木費の道路橋梁費では、除雪作業車整備事業における国庫補助金の減額に伴う財源補正でございます。

同じく、道路橋梁新設改良費では、市道整備事業における緊急自然災害防止対策事業債の活用に伴う財源補正でございます。

同じく、網走小学校丙線階段整備事業では、避難路整備に係る経費として800万円の追加。その下、潮見鱒浦線歩道整備に係る経費として4,710万円の追加でございます。

1枚めくっていただき、11ページを御覧願います。

橋梁長寿命化修繕事業では、橋梁の点検、修繕に係る経費として3,200万円の追加でございます。

教育費の教育委員会費では、教育旅行のキャンセル料等に対する助成金として1,250万円の追加でございます。

同じく、スポーツ施設整備費では、バスケットゴールの整備に係る経費として962万5,000円の追加でございます。

次に、12ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調査でございます。

以上が、令和3年度網走市一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税2,334万2,000円を追加しようとするものでございます。

次に、議案第2号報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明申し上げます。

議案資料28ページ、資料2号を御覧願います。

改正の趣旨及び内容でございますが、非常勤職員として新たにデジタル化推進参与を任命し報酬等を支給するため、当該条例の関係部分について所要の改正を行うもので、本条例を公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料30ページ、資料4号を御覧願います。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、個人市民

税に係る非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの規定。2点目は、個人市民税に係る寄附金税額控除の対象範囲の規定。3点目は、個人市民税に係る医療費控除の特例の延長。4点目は、固定資産税における雨水貯留浸透施設の特例の創設。5点目は、地方税法等の改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

次に、議案第6号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

議案資料41ページ、資料6号を御覧願います。

令和3年度の事業費の追加に伴い、本計画を変更しようとするものでございますが、追加する内容は、患者送迎車整備事業では能平辺地外8辺地で1,131万4,000円の追加。郊外集会施設改修事業では、嘉越辺地で1,370万円の追加。

1枚めくっていただき、42ページを御覧願います。

教員住宅改修事業では、能平辺地外8辺地で7,200万円の追加。

道路整備事業では、嘉越辺地で6,400万円の追加、栄清辺地で2,700万円の追加でございます。

以上、議案第1号、議案第2号、議案第4号及び議案第6号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 一登壇 ただいま御上程いただきました議案第3号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について提案理由を御説明申し上げます。

議案資料の29ページ、資料3号を御覧いただきたいと存じます。

条例改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの再交付手数料については地方公共団体情報システム機構が徴収することとなったことに伴い、当該個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するため、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、個人番号カードの再交付の規定を削除するものであります。

施行期日につきましては、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上、議案第3号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 —登壇— ただいま御上程いただきました議案第5号鉄南本通線落石防止対策工事（繰越）請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料38ページから40ページ、資料5号を御覧願います。

本工事は市道鉄南本通線の落石等のおそれがあるのり面の対策工事で、去る5月13日に指名競争入札を執行いたしました結果、契約の内容につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

本工事の予定価格は議会の議決に付すべき契約に関する条例で定める額に該当をいたしますことから、請負契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、工事の概要につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第5号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、提出された議案の提案説明を終わります。

なお、ただいま上程されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後日各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

開会当初に決定しました審議日程に従いまして、再開は17日、午前10時としますから参集願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

網走市議会副議長 平賀貴幸

網走市議会副議長 金兵智則

署名議員 石垣直樹

署名議員 村椿敏章

6月17日 (木曜日) 第2号

令和3年第2回定例会
網走市議会会議録第2日
令和3年6月17日（木曜日）

○議事日程第2号

- 令和3年6月17日午前10時00分開議
 日程第1 選任第1号
 日程第2 選任第2号
 日程第3 選挙第3号
 日程第4 議案第1号～第6号
 日程第5 議案第7号
 日程第6 議員の派遣について

- 金 兵 智 則
 川原田 英 世
 工 藤 英 治
 栗 田 政 男
 近 藤 憲 治
 澤 谷 淳 子
 立 崎 聡 一
 永 本 浩 子
 平 賀 貴 幸
 古 田 純 也
 松 浦 敏 司
 村 椿 敏 章
 山 田 庫 司 郎

○本日の会議に付した事件

- 選任第1号 常任委員会委員の選任（選任決定）
 選任第2号 議会運営委員会委員の選任（同）
 選挙第3号 網走地区消防組合議会議員の補欠選挙（当選決定）
 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算（各委員会付託）
 議案第2号 報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について（総務経済委員会付託）
 議案第3号 網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について（文教民生委員会付託）
 議案第4号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について（総務経済委員会付託）
 議案第5号 鉄南本通線落石防止対策工事（繰越）請負契約の締結について（同）
 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（同）
 議案第7号 網走市監査委員の選任について（同意決定）
 その他会議 議員の派遣について（決定）
 に付した
 事件（4）

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

- | | |
|----------|---------|
| 市 長 | 水 谷 洋 一 |
| 副 市 長 | 後 藤 利 博 |
| 企画総務部長 | 秋 葉 孝 博 |
| 市民環境部長 | 武 田 浩 一 |
| 健康福祉部長 | 桶 屋 盛 樹 |
| 農林水産部長 | 川 合 正 人 |
| 観光商工部長 | 伊 倉 直 樹 |
| 建設港湾部長 | 吉 田 憲 弘 |
| 水道部長 | 柏 木 弦 |
| 庁舎整備推進室長 | 立 花 学 |
| 企画調整課長 | 佐々木 司 |
| 総務防災課長 | 田 邊 雄 三 |
| 財政課長 | 古 田 孝 仁 |
| | |
| 教 育 長 | 岩 永 雅 浩 |
| 学校教育部長 | 田 口 徹 |
| 社会教育部長 | 吉 村 学 |

○出席議員（16名）

- 石 垣 直 樹
 井 戸 達 也
 小田部 照

○事務局職員

- 事 務 局 長 林 幸 一
 次 長 石 井 公 晶
 総務議事係長 法師人 絵 理

総務議事係主査 寺 尾 昌 樹
係 早 渕 由 樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、川原田英世議員、小田部照議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、選挙1件、議案1件、その他会議に付すべき事件1件の合計3件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、選任第1号常任委員会の委員の選任を行います。

本件は、委員会条例第6条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、早速、次のとおり指名したいと思います。

総務経済委員会委員には、小田部照議員、栗田政男議員、立崎聡一議員、永本浩子議員、平賀貴幸議員、古田純也議員、村椿敏章議員、山田庫司郎議員。

文教民生委員会委員には、石垣直樹議員、金兵智則議員、川原田英世議員、工藤英治議員、近藤憲治議員、澤谷淳子議員、松浦敏司議員、そして私、井戸達也、以上のとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように選任することに決定しました。

ここで、御了承いただきたいことがございます。

ただいま選任されました常任委員会委員のうち、

文教民生委員会委員となりました議長につきましては、その職務上、議長は各委員会に出席して発言できるという職責から、議長だけは常任委員会の委員の辞任が認められており、従来例でも、議長は一度いずれかの常任委員会に所属した上で、議会の同意を得て辞任する取扱いをしておりますので、今回もその前例によりましてそのように取扱いしたいと存じますので、議員各位の御了承を願います。

なお、常任委員会の正副委員長につきましては、後刻委員会開催の際に、互選の手続きを取っていただくものとしますので御了承願います。

○井戸達也議長 次に、日程第2、選任第2号議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、委員会条例第6条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、早速、次のとおり指名したいと思います。

議会運営委員会委員には、石垣直樹議員、川原田英世議員、近藤憲治議員、立崎聡一議員、永本浩子議員、平賀貴幸議員、村椿敏章議員、以上のとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように選任することに決定しました。

なお、正副委員長につきましては、後刻委員会開催の際に互選の手続きを取っていただくものとしますので御了承願います。

○井戸達也議長 次に、日程第3、選挙第3号網走地区消防組合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、川原田英世議員、澤谷淳子議員、立崎聡一議員、松浦敏司議員の組合議員辞職に伴い、組合規約第6条第2項の規定により欠員となった4人を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選によることとし、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、指名推選によることとし、早速私から指名をしてお諮りをします。

網走地区消防組合議会議員の補欠選挙による議員

には、永本浩子議員、平賀貴幸議員、古田純也議員、村椿敏章議員の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した議員を消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、ただいま指名した議員が消防組合議会議員に当選されました。

議場におられる議員各位に対して、本席から、あなたが消防組合議会議員に当選された旨を告知します。

ここで、各常任委員会及び議会運営委員会を開催するため休憩します。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時05分休憩

午前10時45分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

日程第4、既に一括上程中の議案第1号から議案第6号までの6件を議題とし、大綱質疑を行うわけですが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第5、議案第7号網走市監査委員の選任についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定に基づきまして、平賀貴幸議員は除斥の対象となりますので退席願います。

〔平賀議員退席〕

それでは、提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 議案第7号網走市監査委員の選任についてであります。本市監査委員の金兵智則氏は、令和3年6月15日に退職いたしましたので、その後任として平賀貴幸氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により本市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いをいたします。

○井戸達也議長 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案に同意と決定しました。

〔平賀議員着席〕

○井戸達也議長 次に、日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決定します。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本議会の審議日程に従いまして、各常任委員会議案審査等のために、これより本会議は休会とし、再開は6月22日午前10時としますから、御参集願います。

本日は、これで散会とします。

御苦労さまでした。

午前10時49分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 川原田 英 世

署名議員 小田部 照

6月22日 (火曜日) 第3号

令和3年第2回定例会
網走市議会会議録第3日
令和3年6月22日(火曜日)

○議事日程第3号

令和3年6月22日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (古田議員、澤谷議員、村椿議員、立崎議員、川原田議員、永本議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部次長 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 吉田憲弘
水道部長 柏木弦
庁舎整備推進室長 立花学
企画調整課長 佐々木司

情報政策課長 高橋剛
総務防災課長 田邊雄三
総務防災課参事 渡辺昭
職員課長 寺口貴広
財政課長 古田孝仁
企画総務部参事 岩内仁
市民活動推進課長 湯浅崇
戸籍保険課長 渡邊真知子
健康推進課長 今野多賀子
社会福祉課長 結城慎二
介護福祉課長 野呂俊広
建築課長 小原功
都市管理課長 澁谷一志
建設港湾部参事 細川英司

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学
学校教育部次長 小路谷勝巳
学校教育課長 小松広典
学校教育部参事 高橋善彦
社会教育課長 岩尾弘敏

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早淵由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、山田庫司郎議員、松浦敏司議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して

配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に発言を許します。

古田純也議員。

古田議員。

○古田純也議員 ー登壇ー おはようございます。

志誠会の古田純也でございます。

通告書に従い質問いたします。

令和元年12月、デジタル手続法、通称デジタルファースト法案が施行され、デジタル技術を活用し、行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的に制定されました。

また、デジタル社会構築に向けて、国が主体となり全自治体が足並みをそろえて取り組むために、自治体DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画が策定され、自治体を取り扱う重点事項が明記されました。

少子高齢化社会の到来や人口減少、インフラの老朽化等をはじめとした社会課題が深刻化する中、AI、ICT等の先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に生かし、まちづくりや住民サービス、行政運営を進めていく必要があります。

また、DXが地域及び自治体にどのような劇的な変化をもたらし、その変化が住民の幸せ、住民満足度の向上につながっていくのかという市としての考え方を市民や事業者と共有してDXを強力に推進していくためにも、網走市はDX、デジタルトランスフォーメーションをどのように取り入れ、具体的にどのような地域社会を構築したいのかという理念、ビジョンを示すべきだと考えますが認識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話のとおり、令和2年12月総務省は自治体デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDX推進計画を策定し情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化など、自治体が重点的に取り組むべき事項やスケジュールが示されたところでございます。

当市におきましては、行政のデジタル化を推進するため本年4月にデジタル化推進室を設置するとともに、専門的な見地からデジタル政策への助言を頂くためデジタルフェローの委嘱とデジタル化推進参与の任用を進めているところでございます。

今後、フェローや参与の支援、助言を頂きながら網走市におけるDX推進計画の策定に着手いたしまして、理念やビジョンにつきましてお示ししたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 そこでちょっとお伺いします。

道路の損傷や街灯不具合、鳥獣害、害虫発生など、市民の安全に密接に関係した困り事に関する情報収集を、ICTを活用して簡素化、効率化、充実する取組についての認識をお伺いします。

いわゆる困り事の月の平均の相談件数及び市への連絡手段の現状は。また、受理から課題解消までに至るまでの一般的な業務の流れと平均的な所要時間をお伺いします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 市民から寄せられる困り事の相談件数についてでございますが、令和2年度実績では道路陥没や除雪など道路整備に関する相談が407件、公園に関する相談が48件で、道路等整備関係の困り事相談件数は合わせて年間で455件となっております。

道路照明及び防犯灯に関する相談件数は、道路照明が17件、防犯灯も17件で、年間34件となっております。

また、鳥獣、害虫などに関する相談件数は、ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラスの相談が合計で28件、スズメバチが305件、小動物の死体処理が98件で、年間で431件となっております。

さらに、ごみの不法投棄に関する相談は27件となっております。

市民からの連絡方法といたしましては、主に電話による相談が多く、次いで来庁による相談で、全体の約9割以上となっております。

そのほかの相談方法としましては、ホームページのお問合せメールを活用しての相談、町内会などを通じた相談が全体の1割弱となっている状況でございます。

次に、解決に至る所要時間でございますが、電話で市民から情報を受けるのに1件当たり5分から10分程度の時間を要し、対応については道路整備は1件当たり1時間から3時間程度、道路照明・防犯灯については1件当たり1時間から2時間程度を要してございます。

さらに、鳥獣、害虫対応については、現地で対応するのに1時間から2時間程度を要している状況に

ございます。また、状況に応じて猟友会や委託業者に対応を依頼するケースもあり、その際は数日かかるケースもあるのが現状でございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 意外と対応に、やはり親切に対応する場合は時間がかかるということがわかったので、そこで例えば道路損傷、日常的なパトロールとその人員の体制。人口減少に伴い市職員が減少する中で、職員の働き方改革も含めて、より効率的で効果的な情報収集の手法を確立することが必要だと考えますが認識はどうでしょう。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○古田憲弘建設港湾部長 道路損傷等の日常的パトロールとその人員体制についてですが、市が管理しております道路及び河川の維持管理については、市内を市街地区、郊外地区、河川及び全般に分け、3人体制でパトロールによる目視点検を行っております。

市道の3分の2に当たる郊外道路については、パトロールを基本に区会、各地区の道路河川愛護組合との連携により情報収集を行っておりますが、市街地区については道路の損傷やごみのマナーに関する相談件数が多く、ICTを活用した情報提供は現場の状況や位置を迅速に把握できるメリットもあることから、効率的で効果的な情報収集手段であると認識しております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 先日、私も朝のウォーキング途中で道路の陥没がありましたので、思わず写メを撮ってお伝えしようかなと思ったところから、実は皆さん結構個人個人スマートフォンが今所有率も高いということで、そういう写真を撮りながら位置情報、現状把握を担当課が迅速な対応ができるようなことを考えるのですけれども、通報とか情報収集手法を検討すべきだと、スマートフォンを利用して。解決までの時間も短縮され市民の安全確保にも資する市民参加型の郷土のまちづくりの一環として、スマートフォンによる情報提供システムの事業化を提案したいと思いますが認識はどうですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 スマートフォンによる情報提供システムは早期の情報収集や事業の効率化、ただいまお話のあった市民参加型のまちづくりという観点からも有効な手段と考えられますので、DX推進計画の策定の中で御提案の事例なども研究・検

討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 そこで、厚木市等では既に活用事例もあり、業務効率化の改善と市民満足度の向上、さらに地元の魅力の発掘までに活用しているほか、一方、こういった取組は自治体トランスフォーメーションの流れにもなっている。積極的な事業化の検討を望みたいが、重ねて認識を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今後、DX推進計画の策定を通じまして、先進事例も参考にしながら全庁的なデジタル化に向けて、取り組む内容や課題、コスト、優先順位、スケジュールなど総合的な検討を進めてまいります。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ぜひ期待したい事業です。

そこで、次の質問になりますが、Wi-Fiの環境についてお聞きします。

網走市ではいろいろな施設がありますが、このWi-Fiの環境が整備されている施設、それから整備されていない施設がありますが、その違いの理由がありましたらお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 公共施設のWi-Fi整備につきましては、これまで施設の利用者ニーズを踏まえ、主に観光施設及び社会教育施設におきまして各担当課より整備が進められております。

また、平成29年度からはにぎわいの創出といった観点からイベントなど多数の利用も想定し、道の駅駐車場、エコーセンター前庭など、屋外におきましても利用できるよう情報政策課におきまして、ABASHIRI City Wi-Fiの整備を進めているところでございます。

各施設における整備状況の違いにつきましては、施設の用途、それから利用者ニーズなどの違いによるものと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 利用者ニーズというところから、最近高齢者もデジタル化に向けて様々な機会を活用してデジタル時代に向けた講座を開設することを検討していきたいと、過去に市長の答弁がありました。具体的な検討策がありましたらお知らせください。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者へのデジタル活用

の促進の検討状況についてであります、国におきましてもデジタル社会の実現に向けた基本方針として掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を達成するため、様々な関係機関が連携し、若い世代が高齢者に教えることや高齢者が気軽に何でも相談したり教え合うことができる場の提供といった取組を促すというふうにございます。

市といたしましては、高齢者のデジタル活用に伴う不安や苦手意識を解消するため、まずは慣れ親しむことが必要であると考え、今後高齢者が集うふれあいの家、また老人クラブといった場を活用しながら、高齢者を対象とした講習会を開催したいというふうにございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 そういふ高齢者が集う場所のことで、やはり高齢者の社会的充実、市民活動の高度化を考えると、コミセン、住民センターの常時接続可能なインターネット環境の整備が課題で、設置費だけでなく維持費の確保また導入後の使用頻度が一つの焦点だと考えます。

回線工事が不要な5Gのタワー型ルーターも市場に出ています。備品整備として幾つかのコミセン、住民センターでニーズ調査的にWi-Fiを整備し、本格整備の行程の検討素材としてルーター型を置くというのはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 コミセン、住民センターの市民活動施設におけるWi-Fi整備の検討についてでございますが、情報通信技術の高度化によりリモート会議やSNSなど、コミュニティツールを活用した市民活動が全国的にも広がりを持ち始めており、市民ニーズも徐々に高まっている状況にあると認識しております。

また、高齢者をはじめあらゆる年代の方々において、今後ますます情報通信は生活における利便性の向上につながり活用されていくものと考えております。

コミセン、住民センターにおけるWi-Fi整備については、設置費、維持費等の検討を含め、今後コミュニティセンター等連絡協議会において意見を伺い、整備に向け検討を進めてまいります。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 まだ道内ではそういった事例は、僕の耳には一つの町では取り組んでいるのは入ってきておりますが、ぜひ網走市として積極的な活動を

望みたいと思います。

私の質問は以上です。

○井戸達也議長 澤谷淳子議員。

澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー おはようございます。公明クラブの澤谷淳子でございます。

質問の前に、このたびのワクチン接種につきまして、町内の方からぜひ言いたいことがあるとお電話を頂きお尋ねしましたら、「網走はすばらしい。ワクチン接種の予約の電話をしたらすぐにつながって、親切に2回目の会場が変わることも教えてくれた。とてもスムーズな予約で安心しました」ということで、そしてつい昨日も、「たった今接種前日でも明日の持ち物の確認の電話まで頂いて、網走はすごいと思いました。感謝を伝えたいです」とのことでした。

私も直接会場に行きまして、接種を終えると2回目の予約をしてから帰るようになっていて、これも本当によかったなと思いました。

ワクチン接種に携わる全ての皆様、お疲れさまでございます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、近頃よく「生理の貧困」のワードをお聞きになっていると思います。これはもともと経済的な理由により生理用品を買うことが困難であったり、保護者のネグレクトにより生理用品を入手できない、または言えない生理の貧困の状態にある女の子や女性が世界的にいることが問題となっていたところ、日本でも近年のコロナ禍の影響で仕事、パート、アルバイトができなくなり、生理用品が買えなくなってしまった女性が増えていることが問題になり、何か支援はできないかと公明党はいち早く3月の国会で取り上げましたところ、全国的に広がっていきました。

東京都議会公明党では男性議員がこの問題を同じく今3月の都議会で質問して、東京都は本年9月から全ての都立小中学校254校において女性用トイレに生理用品を配備することを決定しました。また、山口県の山口市でも同様の支援を、ついこの6月11日に決定したと聞いております。ほかにも、豊島区では災害用に備蓄していた生理用品を更新を機会に無償で配布するというを行いました。

また、北海道の函館市においては、コロナの影響で不安を抱える女性を支援する「女性つながりサポ

ート事業」として、相談支援員や居場所づくり、生理用品の提供、アンケート調査の実施の4つの取組を進める方針を明らかにしました。3つ目の生理用品の配布と目的に関して、女性に係る相談窓口や交流プラザに本事業の周知用リーフレットとセットにして配置し、その生理用品を提供するということをきっかけに、必要な女性の相談につなげていくことを想定しているとおっしゃっていました。

そこで、本市としてはどのような形の支援がよいのか考えていきたいと思いました。函館市のような取組には、政府が用意している地域女性活躍推進交付金を利用しNPOなどの知見を活用した場合に使える交付金がありました。

本市ではこのようなNPOなど該当して活動していくことができるものはありましたでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 地域女性活動推進交付金の活用が想定される団体についてであります。令和3年度から当該交付金に「つながりサポート型」が追加され、孤独や孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復できるよう、NPOなどの知見を活用した支援事業の実施が可能となっております。

内容といたしましては、女性の相談や居場所づくりをNPOなどに委託し、併せて生理用品等の提供を行う支援事業となります。

本市では、子育て支援課の女性相談員が各種相談を担っていますが、直営による事業実施は交付金の対象とならず、また生活困窮者の相談を担う生活サポートセンターらいとが女性の相談に対応する場合がありますが、委託先である社会福祉協議会における交付金の活用にあたりましては、現行の相談体制に加え専門相談員の配置が必要となるものであります。

また、市内の福祉に関連する社会福祉法人やNPOはその多くが高齢者や障がい者の支援を担っておりまして、女性活躍推進交付金の対象事業の実施は難しい状況にあると考えているところでございます。

市といたしましては、コロナ禍における女性を取り巻く様々な問題の把握に努めるとともに、これらの支援の必要性や在り方などを含めまして、今後調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 確かにこの女性活躍推進交付金の対象となるものはなかったということだったのですけれども、実はその交付金も第1回目の申請が5月でちょっと終了していて、申し訳ありません。それで今、公明クラブとしても、この活躍交付金がもし2回目の申請があったとしたらぜひ使っていけるように、今、公明クラブとしてNPOのそういう連携を考えているところですので、そのときはぜひよろしくお願いたします。

それでは、東京都や山口県山口市のように、小中学校の女子トイレに生理用品を配備して使用の様子を調査するというのはいかがでしょうか。

設置の決定ではなくて、あくまで一定期間だけの実態調査です。現状把握と支援ニーズを知るために、生理用品を学校のトイレに配備してみてアンケートなどを行ってもいいかもしれません。ただ、アンケートは本当は必要な子供たちが答えづらい、言いにくい年齢でもあり、事実がわからないかもしれません。

また、千葉県では、現在保健室に常備してある生理用品を、やはり何らかの事情で用意できない、使いたいだけでも言えない子に使いやすい雰囲気をつくるための優しいステッカーを作成して女子トイレに貼るという施策として、これを決めたそうです。そのステッカーには、「生理用品が必要なあなたへ 保健室にありますよ。お気軽に使ってくださいね。後で返さなくてもいいですよ」と、文章もこのまま優しい口語体で書いてあります。こういう支援でも十分なのかも、ぜひ調査して検討をお願いできないでしょうか。

そして、市内の高校生や農大生も共通した課題ですので、連携をしながら進めていただければと思いますが、この調査のための費用は政府の地域子供の未来応援交付金は使えないでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 生理の貧困につきましては、最近報道で取り上げられ女子児童生徒へ配慮する学校があったことを聞いております。

市内小中学校では、生理用品を保健室に常備しておりますけれども、経済的理由により生理用品を用意できなくて困っているという相談はなかったと聞いているところですが、思春期の中にあってデリケートに扱う必要がある問題であり、実態を把握するのは容易ではないというふうに認識しております。そのため、どのような形で調査をするのが適当なの

か、学校とまずはよく相談して考えていきたいというふうに考えております。

地域子供の未来応援交付金については、多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、ニーズに応じた支援を適切に行うための取組について交付金の活用が可能となります。具体的には、地方自治体が行う貧困等の状況にある子供たちの実態調査及びその結果に基づく支援体制の整備計画策定について交付金の対象となります。

一方で、この交付金を活用して支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品の提供を行うなど、具体的な支援を実施する場合は子供の居場所づくりや相談窓口の設置をNPO等に委託することが前提となります。

小中学校における生理の貧困について、交付金の活用も含め、どのような調査が可能であるか検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 やはりNPOが必要になるということで、ちょっと公明クラブも頑張ってもらいます。

ちなみになのですが、現在網走市の災害備蓄品のリストに女性の生理用品はあるのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 生理用品の防災備蓄状況ですが、避難施設である市内小中学校14校におきまして336袋、数にして9,408個備蓄しております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 よかったです。これだけはぜひ用意していただきたいなと思っておりまして、今後よろしく願っています。

一方で、先ほど言いました豊島区のように、災害備蓄品として用意していた生理用品を更新を機会に無償提供するという地域もどんどん増えております。多くの自治体で生理用品が災害備蓄品としてなっていることからわかるように、生理用品というのは必需品であり、その配布は一時的な提供ではなく日常的・普遍的サービスにしていく必要があると公明党では考えておりますので、コロナ収束後も全国的に学校や公共施設、大型商業施設の女性トイレに生理用品の配備が当たり前になって、困っている大人の女性も利用しやすい制度に広がってほしいと考えております。

次は、テレワーク推進についてお伺いいたします。

本年3月に社会教育部主催のテレワークセミナーが網走市のエコーセンターにおいて開催され、講師の方も、一部ですが受講者の方もリモートで参加して大変有意義なセミナーがありました。担当課の皆様には改めましてお礼申し上げます。

おとしの2019年11月に、北見市で開催された総務省主催のテレワークセミナーに公明クラブで参加して、愛媛県西条市から職員の方が講師として登壇され直接お話を聞いたことは以前の質問で言いましたが、西条市の特筆すべきは、職員室でしかできなかった校務の情報化をシステムに取り入れ在宅で、つまり学校の先生にテレワークを導入したことです。

当初、当事者の先生方が猛烈に反対したのにもかかわらず、実施してみたらほぼ100%に近い満足度で、西条市は2019年2月にテレワーク協会推進賞で最高の会長賞を受賞したそうです。これは地方自治体の取組という以上に先生のための働き方改革という意味で大変インパクトのある受賞だったそうです。

しかし、なぜ先生たちが反対の中、実現できたかということまではセミナーの中ではお話はありませんでしたので調べてみますと、残業の問題がありました。先生の働き方には残業代という概念がなくて実質青天井になっていて、そこに在宅でテレワークしろとは、やっと帰った自宅はまだ働けとかの先生の誤解があり反対する一番の理由だったそうです。そもそもテレワークをする、しないは先生に任せており自由で、申請して許可を得た人がやれるようなのですけれども、生活状態に合わせそのまま職員室で仕事するのもよく、この誤解の部分を丁寧に先生たちに説明していったことで導入に至ったということでした。

とは言っても、私も自宅でのテレワークの残業の考え方、労務管理、勤怠管理が果たして本当にできるのかが不明でしたので、エコーセンターでのセミナーのときに講師の方にお聞きしましたところ問題ないと理解できましたので、この部分はもし導入されようという検討のときには先生たちに最重要で説明が必要であると感じておりました。

これから始まるGIGAスクールで子供たちの学び方改革も進む中、多忙を極める教員の皆さんの働き方改革も進め、仕事と生活のワーク・ライフ・バランスの啓発となって公務員全体にもテレワークの模範になるのではと期待しております。

さきの3月の予算特別委員会で校務の情報化の部分、つまり先生たちは共通したシステムで生徒の出欠管理や成績管理など既に利用しているとおっしゃっていました。小中学校全ての先生がこのシステムは使っているのでしょうか。現状をお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 当市の小中学校の校務支援システムは北海道内の公立学校共同利用型で、株式会社HARPの北海道公立学校校務支援システム、C4th（シーフォース）と呼ばれているものですが、これが使われておまして、市内の小中学校全てで利用されております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 では、ちょっと単純には言えないと思うのですが、実は校務の情報化をするのに西条市でも2004年ぐらいから取り組んでテレワークにするのには2015年ぐらいからですから結構時間がかかっていたのですけれども、そのシステムがあればテレワークをすぐ導入できる環境にはあるのではないかと思うのですけれども、先進の西条市もスマートシティ西条を宣言して学校の改革に取り組むとき先生の納得を得るには時間を要したことから、当市も取組を始める上でもちろん時期を見た上ですが、そろそろ研究・検討・視察など行ってはいかかと思えます。私たち公明クラブも志誠会さんの絶大な御協力以西条市と連携してテレワークの実情を勉強しているところでもありますが、今後のテレワーク導入のスケジュールや見通し、所見などをお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今後のテレワーク導入についての見通しですけれども、当市が現在利用している校務支援システムはオホーツク管内のほとんどの自治体が利用しているため、転勤のある教職員には利用上負担がかからないものとなっております。

テレワークを導入するためには、児童生徒の情報を学校外で取り扱うことになるため、通信に係る機能やセキュリティに対応していることが必要ですが、現状のシステムではテレワークに対応していない状況となっており、また共同利用型であるため、当市で独自に改良することも難しい状況となっております。

西条市のシステムは校務系とGIGAスクールを含む学習系などトータルのパッケージとして導入さ

れており、網走市のシステムとは異なるものと認識しております。

網走市の校務支援システム及びGIGAスクールによる1人1台端末システムでは、テレワークに対応するのは難しいと考えておりますが、今後学校におけるテレワークの環境整備について検討していきたいと考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 それでは、実際にこのテレワークを導入したかった理由に、やっぱり介護のために教員を続けられなくなったり、子育て中でやっぱりもう忙し過ぎてやっぱり教員は厳しいなという方もいたということが背景にあったのですが、実際に網走市の小中学校の教員、職員の方は何人いらっしゃいますか。その中で、子育て真ただ中とか介護しなければならぬ家族がいる方など把握は、校長先生はある程度御存じかと思いますが、数字として把握できていますでしょうか。また、中途退職された教職員の中にこのような理由で退職した方は、わかる範囲で結構ですので数字はおありでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 網走市立小中学校の道費負担の教職員数は296名となっております。

学校に聞き取りを行ったところ、小学生以下の子供がいる教職員は約28%、介護しなければならない家族がおられる教職員は約3%の比率でありました。

これらを理由に退職された教職員については現在のところいないと伺っております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 今のところ、退職に至った方はいないということで大変よかったですと思います。

一応、現在西条市を例に取りますと、西条市では約850人の教員のうち約500人がテレワークを利用してその満足度は非常に高いそうです。生徒に向ける時間も増えたことと、やはり我が子に接する時間も持てるようになったという子育て世代と、親の介護で休職または退職しかないと考えたが安心して自宅でテレワークができるようになって、夜間土日に職員室へ出ていなくても仕事ができる、それだけでも退職せずに済んだとの声もありました。大事な人材の流出を防ぐことができているそうです。

また、教員自体になる人が、今なり手不足が問題にもなっているようなのですけれども、テレワーク導入で西条市では解消されつつあるとお伺いしてお

ります。

先週、一般会計の補正予算にデジタル推進事業に予算が委員会通過いたしましたして、先ほど古田議員も質問していたのですけれども、これから推進参与やフェロー等そういう方が入っていただくようになれば、そう遠くない将来に網走市にも教職員のテレワークが導入されて、いずれは公務員の皆さんへも一般企業の皆さんへもテレワークを必要とする方には普及されることを願って、以上で私の質問を終わります。

○井戸達也議長 村椿敏章議員。

村椿議員。

○村椿敏章議員 ー登壇ー おはようございます。

日本共産党議員団の村椿敏章です。

最初に、建設石綿給付金についてお伺いします。

建設アスベスト（石綿）被害救済のための補償基金を創設する建設石綿給付金法が今月9日の参院本会議で全会一致で可決成立しました。国と建材メーカーの責任を認めた建設アスベスト訴訟の最高裁判決を受けたものです。原告や弁護団、支援者らが全ての被害者の救済をと、長年求めてきたもので画期的なものであります。

国が資金の2分の1を拠出し、裁判を起こしていない被害者も補償、救済します。建設業に従事し、中皮腫や肺がんなどアスベストによる健康被害を受けた労働者や一人親方、遺族などに病態に応じて550万円から1,300万円を給付。病状が悪化した場合は上乗せされます。対象者は推計で約3万1,000人とされておりまして。

今後の課題としては、建材メーカーの参加に国が道筋をつけるべきことと、最高裁判決で補償の対象外とされた屋外工や補償期間外とされた被害者の救済にも道筋をつけることが求められます。

アスベスト被害は発症までに数十年かかるため、今後も被害の発生が見込まれます。そこでお聞きしますが、石綿被害についてや今回の給付金法についての市の認識について伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 石綿給付金法についての市の認識でございますけれども、国などの責任を認めた最高裁判所の判決を受けまして、建設現場におけるアスベストによる健康被害を救済するため裁判を起こしていない被害者と遺族も含めまして給付金を支給する法律が、議員お示しのとおり6月9日の参議院本会議で可決成立したところでございます。

また、給付金の対象は1972年10月から1975年9月までにアスベストの吹きつけ作業に従事、または1975年10月から2004年9月までに屋内での建設作業に従事し、アスベストが原因の肺がんや中皮腫などになった被害者とその遺族とのことであります。

来年度にも制度の運用が見込まれ、症状に応じて1人当たり550万円から1,300万円の給付金が支給される法律だというふうに認識してございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 次に伺いますが、肺がん、中皮腫の患者の数について市はつかんでいるのか伺います。

また、対象者をつかむ場合、可能性としては呼吸機能障害認定されている方もいると思います。また、障害認定されていない方もいると思われます。在宅酸素療法をしている方の人数はわかるのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 肺がん、中皮腫の患者の数についてであります。厚生労働省によりますと当該給付金の支給の対象につきまして、今後30年間で発症する人も含めおおよそ3万1,000人に上ると推定しているところでございます。

当市における患者数につきましては現時点で把握しておりませんが、今後労働基準監督署などの関係機関との情報共有が必要であろうというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 労働基準監督署のほうも確認していきたいというところなのではと思いますが、実際網走市内の呼吸機能障害認定されている方の人数などはわからないのですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 肺機能といったことで、障害者手帳の所持というような部分ではわかるかもしれませんが、それがこのアスベストが原因なのか、また別な病気が原因なのかというようなところの区別は今つきませんので、把握していないところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その障害認定されている方の人数はわかるけれども、アスベストに関わる人数については把握していないということわかりました。

今もアスベスト被害者は苦しんでおられます。今回、法案が通ったばかりでこれから対応についても

協議していくと思いますが、こういう法案を待たれていた被害者の方のことを考えたら、市も今の苦しんでいる方に寄り添う姿勢を見せるべきだと思います。早期に網走市は周知を図っていくべきと考えますが、市の考えをお聞きします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 法律の周知についてでございますが、給付金につきましては、被害者や遺族などの申請に基づきまして厚生労働省が設置する審査会が審査を行い支給が決定されるものと認識しております。

厚生労働省は電話相談の窓口を開設し相談の受付や制度の周知などを進め、被害者の救済につなげるとしております。

当市におきましても、これら国の動向を注視しまして詳細が示された時点で、関係機関及び関係部署と情報共有しながら市民周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 網走市にかなり建設現場で作業されていた方も多いと思います。関係する方もいらっしやると思います。

国が責任を認めた主な職種としては、吹付工、左官、塗装工、タイル工、エレベーター設置工、サッシ工、墨出し大工、防災シャッター工、空調設備工、ダクト工、保湿工、築炉、練積み工、大工、内装工、電気保安工、配管工、ブロック工、鉄筋工、溶接工、解体工、とび、はつり工、現場監督など、多くの職種の方がいらっしやいます。ぜひ周知を図るようお願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、子宮頸がんワクチンについてであります。

子宮頸がんワクチン、10年前にワクチン接種が開始され、副反応が確認されて重い障がいにも苦しめられている20代の子たちがいらっしやいます。8年前の6月14日に厚生労働省はそのような副反応が確認されたことからワクチン接種の積極的勧奨を中止しました。しかし、昨年10月にパンフレットを作成し、自治体に対してワクチンの周知を図るよう求めております。市はこのワクチン接種について、どう認識しているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 子宮頸がんワクチンについての市の認識についてであります。子宮頸がん

につきましては毎年約1万1,000人が罹患し約2,800人が死亡しておりますが、患者数、死亡者ともに漸増傾向にあり、また患者は20代から増え始め30代までの治療で子宮を失う方も約1,200人いるというふうに認識をしております。

子宮頸がんワクチンにつきましては、2006年に欧米で生まれまして、日本では2009年12月に承認、2010年度から公費助成が開始されており、2013年4月には予防接種法に基づく定期接種となったところであります。

一方、接種後の広範な疼痛や運動障害などの多様な症状が報告されたことに伴い、2013年6月に接種の積極的勧奨の一時差し控えが発表された経過があるものの、現状におきましても医療機関における相談があるというふうに伺っているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 厚生労働省のパンフレットによると、まれですが重い症状が起きることがあり失神、リンパ節症、四肢痛、神経系の症状が起こることがある。企業が重篤と判断した人は1万人に5人と書かれています。この数字、市の見解について伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 重い症状が生じることに関する市の見解であります。厚生労働省によりますと、ワクチンにつきましては安全性に関する承認申請が行われ、また予防接種後に健康状況の変化が見られた事例を因果関係の有無にかかわらず収集、モニタリングし、さらには収集した情報を定期的な専門家による評価を実施しているとのことであります。

このことを踏まえ、厚生労働省のリーフレットにはワクチン別の接種後に起こり得る症状や発生頻度といったリスク、さらには議員お示しの人数などが記載されているところでございます。

接種後の副反応などにつきましては、感染症の分類に伴うワクチンの種類によってそれぞれ異なることが考えられますので、一概に比較することはできないというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 このパンフレットに健康被害が起きたときは法律に基づく救済が行われるとあります。しかし、審査された560人中342人が救済されているとなっております。救済されない方も大勢いらっ

しゃいます。

被害者の証言を聞くと、「痛みは何年も悩まされて中学、高校生活をベッドで過ごした。一番楽しい時期を失った。今もなお重い後遺症に苦しんでいる。そして、これ以上私たちのような被害者を出してほしくない」と訴えています。また、被害者が協力医療機関に症状を訴えても、医師は取り合ってくれない、ワクチンのせいとは言えないなど、被害者を悪者扱いするような医者もいるといます。

旭川市のホームページには、「平成25年6月14日厚生労働省よりHPVワクチンについての積極的な接種勧奨を差し控えるよう通知がありました。これは厚生労働省の検討部会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度などがより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間は積極的に勧奨しないこととされたためです」と、そうあります。

また、6月11日にこの内容と同じようなことなのですが、ヤフーニュースによると、この主要自治体の92%で国は積極的に勧めていないと、そういうふうにウェブで発信されていると報道されています。網走市のホームページにはその文章がありません。なぜ書かないのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 国からのHPVワクチン接種を控える通知内容のホームページ掲載についてであります。平成25年度に合同開催された第2回厚生科学審議会ワクチン分科会副反応検討部会、第2回薬事食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会におきまして、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたため、この副反応の発生頻度がより明らかになり国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとの厚生労働省からの勧告に基づき、子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて、本市といたしましてもホームページに掲載していたところでありました。

しかしながら、昨年10月の定期接種に関する情報提供に伴う厚生労働省の通知を踏まえ、接種を受けましょう、接種をお勧めしますといった内容を含まないよう留意といった部分に配慮いたしまして、ホームページを現状に更新したところでありました。

なお、対象者及び保護者に対する情報提供の際に

は、厚生労働省が発行している同封したリーフレットにワクチン接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が見られたこと、また積極的な接種勧奨を差し控えていること記載しているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ホームページから消したという、なくなったというのは10月の通知を受けてということだということがわかりました。

今回、網走市、対象者に対して文書を送ったと思うのですが、この文書を送ることについて内部の論議があったと思いますが、どのような意見が出されたのか。

リスク、推奨しない決定のある中で、なぜ文書を送付したのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ワクチン接種対象者への文書に関する内部での意見といったことですが、厚生労働省の勧告に基づき平成25年度以降ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えておりましたが、昨年10月に厚生労働省から情報提供に伴う通知があったことから、本年6月1日付で対象者及び保護者に対しまして医師への相談やリーフレットを参照し、ワクチンの有効性などを十分に理解した上でワクチン接種を検討するよう記載した文書を送付しております。

市といたしましては、ワクチン接種を積極的に勧奨するものではなく、今後接種を希望する対象者及び保護者がおられることを踏まえた上で、情報に接する機会の確保や正しく接種の検討を判断するための情報提供というふうに考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 情報提供をしたということですね。

しかし、今回お話しされていたワクチン被害者の声を私も聞いてきたのですが、網走市の方ではないですよ、全国で大変になっているという方の声を聞いたのですが、国を信用して1回目のときに副反応があっても2回、3回と受けた結果、重い後遺症となっております。もっとしっかりとこのワクチンのことについて知らされていれば、こんなことにならなかったと言っています。

厚労省がもし直接パンフを送付しても国民はなかなか信用しないのではないのかと思います。しか

し、市からこの文書を送られてきたらどうでしょうか。リスクはあるけれども、市から文書が来たのだから今ワクチンを受けると無償でもありますし、補償もするとある。ワクチンを受けたほうがいいのではと考える家庭もあると考えられます。その点についてはどう考えますか。

この文書を送付しない場合を想定はしましたか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市から文書が送付されたことに伴う家庭への影響といった御質問ですが、文書につきましては先ほどの答弁とちょっと重複しますが、積極的にワクチン接種をまず勧奨するものではないといったこと、また、対象者及び保護者に対する情報提供といったこと、接種を検討する場合には医師への相談やリーフレットを参考とした判断をお示しする内容であります。

市といたしましては、接種を検討する対象者及び保護者がいることも踏まえ、やはり情報に接する機会の確保、そして正しく接種の検討、判断をしていただく情報提供として送付したところであります。

また、文書を送付しない場合の想定といったことですが、文書につきましては、これも同じ答弁になりますが、積極的にワクチン接種を勧奨するものではなく、対象者及び保護者が情報に接する機会を確保し、接種するかどうかについて検討、判断ができる情報提供といった趣旨であり、また、厚生労働省の通知では予防接種法施行令第6条の規定により対象者等に周知することとあり、またこの周知方法については個別に周知するべきというような通知がございましたので、送らないという想定はしていなかったところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 送らないという想定はしていなかったということですね。

この子宮頸がんについてはワクチンだけではなくて検診で、どちらにしてもワクチンを受けたからそれではかからないというわけではなく、その後、二十歳過ぎてから検診もしてくださいと、そういうことも一緒に書かれています。

私が考えていたのは、ワクチンの接種について情報提供をするというのはおおよそわかりますが、一緒にワクチン接種ばかりではなくて検診についてしっかりお知らせするのも当然だと思っております。

そこでお聞きしますが、子宮頸がん検診の件数、それから受診率、検査結果について伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 子宮がん検診の件数、受診率、検査結果の推移といったことですが、子宮がん検診につきましては令和2年度で409人の方が受診をされておりまして、28年度以降年々減ってきている現状がございます。これは子宮がん検診のみならず全体的にがん検診は受診率が減少しているというようなことがございます。

なお、減少の要因は把握できてはおりませんが、今年度からメールによる検診の受付を開始したところであり、今後におきましても、これら周知そして受付方法などにつきまして研究をして受診率アップにつなげたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 年々減っているというところで、改善をしていきたいというところは理解しました。

今回、ワクチンの情報提供をしているわけですから、併せて子宮がんの発生状況、発見年齢や治癒率など、このがん検診のことも周知していくべきだと考えますが市の見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 情報提供の在り方といった御質問であろうかと思っておりますけれども、がん検診受診者の推移や結果、また検診でがんが見つかった人数につきましては、これまで全戸配布のチラシでお示した経緯も、経過もでございます。

今後におきましても、がんに関する正しい知識の普及啓発を図るとともにがんの早期発見、早期治療を目的といたしまして、検診の必要性なども含め周知の工夫に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次の質問に行きます。

○井戸達也議長 ただいま村椿議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分とします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿議員の質問から。

村椿議員。

○村椿敏章議員 次にお聞きするのは、市営住宅の現状についてです。

30代、40代で入居した夫婦と子供の家族が住み続

けて子供は独り立ちし、妻や夫が亡くなり、一人で暮らしているお年寄りの方が3階や4階に住んでいるケースがあると聞きます。高齢になり足腰が弱まり、階段を上り下りするのが大変で1階に住み替えを希望する方も多いのではないかと思います。

そこで市営住宅の入居状況についてお聞きしますが、世帯用住宅に一人で住んでいる人は何人いるのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 市営住宅の入居世帯数については、昨年度末において1,272戸であり、世帯用住宅に入居されている世帯は884戸で、そのうち単身で入居されている世帯については263世帯となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その場合、市はどのように対応しているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 世帯向け住宅に単身で入居されている方については、網走市営住宅の住み替えに関する要綱に基づき単身向け住宅に住み替えができ、また加齢や病気などにより階段の昇降など日常生活に支障のある場合などについても住み替えの対象となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 住み替えの意向の調査はしているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 意向調査については特に意向調査は実施しておりませんが、入居者への周知については入居時に配布している住まいのしおりで住み替えの対象について記載しているほか、年1回の収入申告時において同居者の移動等で該当者の把握には努めているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 住み替えの希望者にはどのような対応を行っているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 住み替えを希望する方につきましては、随時相談を受け付けている状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それでは、その住み替えを希望する人は年に何件あるのか。また、実際住み替えは何件行われているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 直近3年間の住み替え希望数についてですが、平成30年度が2件、平成31年度が5件、令和2年度が4件となっております、これら住み替えの希望者は全て各世帯の状況に応じた住宅への住み替えを行っていただいております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 2件、5件、4件と、希望者の件数は年4件程度で少ないなと思いますが、その少ない理由、どんな理由が考えられるのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 該当者に対して相談件数が少ないことについては、近隣入居者とのコミュニティーを維持したいことや部屋に対する思い入れなどが主な理由と思われております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次の質問ですが、まず市全体のことについてお聞きしますが、1戸建てで高齢者のみの戸数、網走市内全域で高齢者のみの戸数、住所ごとに何戸あるのか。潜在的に将来公営住宅に入居を希望する人も増えてくるのではと思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 住所ごとの戸数は把握はしておりませんが、平成29年度に策定した網走市住宅供給計画の中で、持家に居住されている高齢者のみの戸数は3,310戸でありました。また、そのうち持家に住む高齢世帯の公営住宅へのニーズについては、アンケートに算出した推定戸数ではありませんが、363戸でありました。一定程度のニーズはあると考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 363戸と想定しているということですが、そういう意味でいうとかなり多いと思いますが、今の市営住宅を高齢者住宅として改修が必要だと考えますが見解を伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 既存の世帯向け住戸を高齢者向けに改修することについては、建設当時の住戸面積の制限がある中で、車椅子にも対応可能なバリアフリーとするための通路やトイレの拡幅など間取りの変更を伴う大規模な改修となり、多額の費用が必要となることから現状では困難と考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 難しいということですが、バリアフリーは対応したほうが良いとは思いますが、それにはお金がかかって難しいと。

今、高齢者の方が大変苦しんでおられるのは階段の上り下りであります。そんな大変な状況も考えて、エレベーターの設置は検討できると思うのですが、検討できるか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 エレベーターの整備については、長寿命化計画に基づき令和3年度についてはつくしヶ丘6丁目8の1号棟で24戸、令和4年度においては同じくつくしヶ丘6丁目8の2号棟24戸についてエレベーターの設置をすることとしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。つくしの2棟でエレベーターが設置されるということ、わかりました。

一方、大曲市営住宅についてなのですが、こちらのほう建設後25年から30年経過しております。高齢者も多くなっていると思います。入居者の年齢や世帯構成はどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 大曲団地は1丁目、2丁目を合わせ21棟366戸が整備されております。令和2年度末の状況では、大曲団地の入居世帯294世帯のうち60歳以上の高齢者世帯は171世帯となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そのうち高齢者向けの住宅は何件あるのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 大曲1丁目団地の76戸には高齢者向け住宅はございませんが、大曲2丁目団地290戸には高齢者向けの住宅が114戸整備されております。また、そのうちシルバーハウジング住宅は30戸となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 大曲のエレベーターの設置率は幾らか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 大曲団地でのエレベーターの設置についてですが、大曲2丁目の6階建ての1棟45戸で整備されておまして、戸数に対する整備率は大曲地区については12.3%となっております。

す。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 かなり低いなという印象です。

私、この間、大曲1丁目の空きの多い住宅についても質問はしてきたわけですが、1棟空けて改修したほうが良いのではないかということも言ってきました。同じように、今回これだけ1丁目で空いている状況であるわけですから、1棟を空けて住み替えをしていただいて、エレベーターを設置する工事、こういうことも検討してはいかがかなと思います。伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 大曲1丁目団地は6棟の3階建て住宅がありますが、造りとしては1棟に2か所の玄関と階段があり、それぞれの階段に6戸が接する造りの、いわゆる階段室型の住棟であることから、エレベーターを設置することについてはその費用や効果の観点から困難であると考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 困難だということではわかりますが、何らかの改善をしていかないと、このままでは減り続けていく一方なのではないかと思っております。

どのような検討をこの間してきているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 昨年度においては、8戸に対し随時募集を行い1世帯が入居された状況であります。また、新たに住み替えにも対応可能な階段の昇降に支障のない1階の住戸も随時募集に含めまして、当面入居者の募集を継続することで対応してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 1階の随時募集も始まったということですが、いいことだなと思っております。

しかし、募集をしても入居者がいないということは、世帯向け住宅に単身者が入れないことや設備が古いことなどもあると思っております。

何度も言っておりますが、入居者の声も聞いて、今後制度の見直しなど検討を進めていただきたいと思っております。

市営住宅についてはこれで終わります。

次の質問に移ります。

給食調理場の集約化についてです。

今回の教育委員会が進めようとしている集約化、

白鳥台小学校、東小学校の給食調理場をなくして南小学校に集約する。また、呼人小中学校をなくして潮見から搬送するという計画ですが、3月議会で否決されたものと何も変わらない。議会で議決されたものを今回も考えているのは、それを否定するものだと思います。

議会での議論について教育委員会はどう受け取っているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 令和3年度一般会計予算案が一部修正の上、可決されたことにつきましては、非常に重く受け止めているところでございます。

しかしながら、給食調理場の現状につきましては、これまでも議会の中で議論されてまいりましたが、小規模調理場の課題についてはできるだけ早く解決すべき課題と認識しており、学校給食を安定的に運営できる体制を構築することが急務であると考えております。

調理等を業務委託するという市教育委員会の基本方針に変更はございませんが、議会での議論経過を踏まえ当初計画を変更し、小規模調理場が抱える課題を解消するために集約を進めることとし、現在保護者や関係者、市民の皆様へ計画変更の経緯を含め説明を行っているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今回の説明、保護者に送っている説明文書では、委託をしない方針を明確にしたということはわかりますけれども、しかし、集約化の内容は3月議会と同じものであります。集約化しても、集約化をしなければ解決できない、そういう教育委員会の方針なのだと思いますが、5月に今回所管事務調査を行った結果わかったのは、調理員が集まらないということだけではなく、調理員が辞めていく原因となる休暇の問題や食材の確保、養護教諭の負担について出されました。それを解消するために集約化といいます、まだまだ取り組めることがあるのではないかと私は印象を持ったところです。

網走市はこの間、これらの問題に対して具体的に何を取り組んできたのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 小規模調理場の問題についてであります、調理員の確保や食材調達、養護教諭を含めた学校職員の給食事務の負担については、できるだけ早く解消すべき課題として認識しているところでございます。

調理員の安定確保については、まずは小規模調理場を大規模調理場に集約し、スケールメリットを生かせる一定数の調理員を確保することが必要であると考えております。その上で、調理員の定着促進が重要であることから、引き続き職員研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。

まだまだ取り組めることがあるのではないかと伺う御指摘ですが、このことは調理員を含む職員団体と時間をかけて話し合い合意した内容であり、集約化による小規模校における学校職員の給食に係る負担も軽減できるものと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 私の質問の答えになっていないと思いますが、この調理員の不足について、どのようなことをこれまでやってきたのかについても当然答えていただきたいと思ひますし、まずはそこについて。この集約化が全て解決できるのだという答えにしか今なっていない。これから、何を今やっているのか、そこについてお答えいただきたいと思ひます。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 これまでの取組ですけれども、調理員が不足している状況から募集活動を行ってきたところでございます。

さらに、現在働いておられる方々が長く働いていただけるよう環境整備を含め、さらには職員の仕事に対する講習なども行ってきたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そのようなこともしてきているということですね。

その結果、どのようになっているのかということは想定されていますか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今、職員募集を行っておりますけれども、なかなか人が集まらないという現状には変わっていないような状況となっております。

それで、このたび小規模校を大規模校に集約化することによりまして、そのスケールメリットも活用して調理員を一定程度確保し、それで余裕を持った形で今後さらに職員の働き方など検討しながら進めていきたいというふうと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 募集もしているというのは私もホームページで見えております。

その中でもやっぱり集まらないというのがあると思うのですが、実際この間何人募集をかけたところで採用してほしいという方がいらっしまったのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 3月に予算が一部修正された後、すぐにまた継続的に募集公告を出したりしまして、そのときに1人来ていただきまして採用しております。残念ながら、その方は事情がありまして1か月少して退職されております。

その後もチラシは出しておりませんが、公告掲載をさせていただきまして、2名の方に来ていただきまして面接をしてきた経過でございます。しかし、今回につきましてはこの2名の方は条件等が合致しませんで、残念ながら採用には至らなかったという状況となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その2名出していただいたけれども、採用にはならなかったということですね。なぜ採用にならなかったのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 そこは面接した結果、いろいろな条件がかみ合わず採用にはならなかったということです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その中には、男性の方はいらっやいますか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 男性の方は1名おられました。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 男性の方がいたということなのですが、網走の学校給食の調理場は今着替える場所とか、そういうところでいくと、女性しか着替えられるような場所がないと、そういうことも、そういう問題もあると思うのですね。男性を募集して男性も入れるような、そういう職場に変えていくことも当然検討していくべきだと思いますが、今回の集約化の中で南小学校の調理場の改修の中に休憩室などの改修もあったのですが、その中には男性の着替える場所とかそういうことは考えていたのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 残念ながら否決されまして現実には日を見ることはなかったのですけれども、

計画の中には一部男性の更衣室も考えていたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 給食に関わる方、女性だけではなく男性も関われるような、そういう見直しもしていくべきだと思います。その辺についてはよくわかりました。

あと、食材の確保とか養護教諭の負担についてはお答えいただいていたのですが、それについてはいかがですか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校給食を活用した食育の推進についてでございますけれども、食材の活用も含めてですけれども、議員御存じのとおり、当市の小中学校給食は網走産小麦を使用したパンなど地場産、道内産の食材を優先的に取り入れた給食を実施しているところでございます。

また、関係機関との御協力と連携により網走ならではのクジラや行者菜、あばしり和牛も利用し、さらには生産者による講話なども実施してきているところでございます。

このような取組は伝統的な食文化の継承につながり、将来にわたっても児童生徒の心に残り、ひいては網走市の魅力が継承されるものと思っております。引き続き、道内産、網走産の食材を活用した給食を提供するとともに、網走における食育を推進してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 先ほど小規模調理場の問題について質問させてもらったのですね。

白鳥台小学校では食材を確保できなくて、学校の先生がまた買いに行くとか、そういう話もありました。その点について、何を教育委員会は改善しようとしてきているのか、その辺について伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 食材の確保につきまして、一部学校で他の地域から仕入れたりというような状況がございますけれども、そこにつきましては、小規模校の大規模校への集約が進むことによって改善されるものというふうに考えております。現在のところは何も変わっている状況ではないです。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今のところ食材の確保についてはできていないと。今の現状からは変わってきてはいないということを理解しました。わかりました。

あと同じように、養護教諭への負担ですね。これについても問題として出されていたのですが、この点についてはどんな改善法というか、そういうことを考えているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校事務職員とか養護教諭の給食に関わる事務の負担とかがございます。それにつきましては、できるだけ早く解決しなければならない課題だというふうに考えているところです。

教育委員会としましては、小規模校の大規模調理場への集約と併せまして、公契約につきましても早急に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 公契約というのは給食費の徴収について公契約でやろうと考えているということでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 失礼しました。

公契約ではなくて公会計ですね。公会計。

給食費の徴収とかそのような事務も市のほうでやるという、公会計のほうに変えていくということを検討していきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 次の質問に移ります。

食育推進計画についてです。

網走市の食育推進計画には学校給食は子供の健康の保持・増進のほか、食に関する指導を効果的に進める上での生きた教材として教育的意義が大きい、網走産小麦、クジラ、行者菜、和牛、ふるさと給食など多彩に行われていることが書かれております。

網走の食材を活用した食育の推進、発展させることこそ網走市のまちづくりにつながるとは思います。御見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほど食材調達のところでもお話しさせていただきましたけれども、議員今おっしゃられたとおり、当市の小中学校では網走産小麦を使用したパンや地場産、道内産の食材を優先的に取り入れた給食を実施しているところでございます。

また、関係機関の協力と連携により網走ならではのクジラや行者菜、あばしりや和牛なども利用し、さらに生産者による講話などを実施しまして、食育を行ってきているところでございます。

このような取組は伝統的な食文化の継承につながり、将来にわたって児童生徒の心に残り、ひいては網走市の魅力が継承されるものと考えているところでございます。引き続き、道内産、網走産の食材を活用した給食を提供するとともに学校における食育を推進してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 網走の給食に使っている材料ですね、非常に食育につながっているということ、私も感じます。これをやはりどんどんやっていくべきだと思います。

そんな中、白鳥台小学校では地元で取れた野菜、魚を使用したりして生きた食育となっています。こういった活動を発展させることが網走の独自性を発信できる非常にいいことだと思います。そして、地域と一体となって子供たちを育てていく、これこそコミュニティ・スクールなのではないかなと思っています。

今、網走はコミュニティ・スクールというものを進めておりますが、今回の学校の給食の集約化、これは呼人小中からなくなったり、白鳥台小学校からなくなったり、東小からなくなったり、給食調理場がなくなるということは、そのコミュニティ・スクールの反対方向に進むことにつながることはないかと思いますが見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 コミュニティ・スクールと給食の集約化の方向性についてであります。地域住民や保護者等によって構成される学校運営協議会はコミュニティ・スクールの目的を共有し、校長が作成する学校運営の基本的な方針についての承認を行うことや学校運営全般について教育委員会、校長に意見を述べることで、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることでできるものでございまして、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、学校と地域の人々が目標を共有し、共に行動する関係を構築することが期待されるところでございます。

コミュニティ・スクールを推進していくことと学校給食調理場の一部集約化につきましては別の問題であり、たとえ集約化され給食調理場がなくなったとしても引き続きコミュニティ・スクールを推進し、質の高い持続可能な教育活動を目指してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 この間、コミュニティ・スクールの議論というのですかね、今言うのはコミュニティ・スクールと給食の集約化は別のものだとおっしゃいますが、コミュニティ・スクールでは給食について議論などはされたのでしょうか。どんな議論がされたのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 コミュニティ・スクールでの給食についての議論についてであります。今までにこの給食調理場の集約化に関わる議論がなされた経緯についてはございませんが、PTA役員会説明会や保護者説明会を通して御意見を伺ってきたところで、今後も引き続き必要な説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そのコミュニティ・スクール、地域をどうやってつくっていくかというところも大事な点だと思うのですよね。そういうところで議論がないというのは私としては驚きであります。

子供たちは給食を楽しみにしています。調理員さんとの交流もあります。それが、調理場がなくなって調理員さんもいなくなる、これはまた地域にとって非常に影響が大きいのではないかと思います。集約化による体制の変化、子供たちの給食の流れが今後どう変わっていくのか。コミュニティ・スクールだってこういうことを考える場なのではないかと思えます。市はそこについて説明すべきだと思いますし、地域に及ぼす影響についても考える必要があると思えます。

あと今の白鳥台小学校や呼人小中学校、東小も小規模校ということですが、小規模校には小規模校のよさがあると思うのです。人数が少ないので、他の学年と遊ぶこと、またみんなが仲よく名前もみんな覚えられ、恥ずかしがり屋の子供が中に入れないこともない。そういうことから例えば転校を希望する不登校の児童を受け入れることもいいのではないかと思います。子供たちも増えますし、網走のよいところが発信できると思えますが見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 市内小中学校の校区指定につきましては、居住地により通学する学校を指定しておりますが、不登校の理由について一定の配慮が必要と判断された場合には、指定外区域の学校へ通学することは認められているものでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 市内の子供たちについては通学区域が変わっても学校を変えることができるという今の答えだったと思うのですが、網走市外から子供たちを受け入れる、そういうことも検討してはどうかということなのですかいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 網走市立小中学校につきましては、網走市内に住民票がある方、住んでおられる方が通う形になりますので、市外の方が直接こちらのほうに入学されるということは教育委員会のほうでは認めてはいないところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今のところそういう方策は取っていないと。ただ、方策というか、そういう決まりにはなっていないということですね。決まりの中では市民が学校を移ることはできるけれども、市外の方が入るとことは今のところできないということですね。そこについてはわかりました。

ぜひ市外の方も受け入れられるような、そういうことも検討していただきたいなと私は思っています。

そこで、今回の集約化計画では、東小から栄養教諭がいなくなります。今は生徒たちと一緒に給食の食事指導していると聞きますが、この辺について集約化でどう変わるのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 集約化後の給食の食育指導についてでございますけれども、各学校におきましては学級担任、それから栄養教諭、養護教諭などが給食学習教材、体験施設を活用した総合的な食育指導が行われておりますが、栄養教諭が配置されていない学校におきましては、現在も他の栄養教諭が配置されている学校からの派遣により栄養教諭が授業を行っているため、児童生徒に対する食育指導に影響が生じることはないと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 影響はないということですが、やっぱり学校にいるかどうかでまたその辺も変わってくると思うのですよね。

地産地消の取組について、今回、網走の給食の懇話会で学校給食にオーガニック野菜の利用はどうかということが出されていたと思えますが、オーガニックにしたらどうだということも出ていたようですが、それについて検討はしていないのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校給食でのオーガニック野菜の利用についてでございますが、学校給食の食材の調達につきましては1食当たりの給食費が定められている中で、大量の食材確保とその単価の抑制が必要であり、安定的に給食を提供するためには、これらの条件を満たすことができる流通経路が確保されていることが重要な要件となっております。

現在の学校給食で使用している比較的冷涼な地域で作られた野菜は安心・安全と認識しておりますが、今後におきましても給食費の中で賄うことができ、かつ必要数が確保できる安全・安心な食材の確保に努めてまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 オーガニック野菜はなかなか調達が難しいという部分は理解します。ただ、今国のほうもだんだん変わってきていまして、農水省では有機農産物安定供給体制構築事業というものからできています。それは無農薬また有機肥料の、そういう産地を育成するものであります。

ここには新規就農者も入れる、そしてベテランの農家さんも入って、そして有機肥料の産地をつくっていかうというものなのですが、これについて検討していく必要もあると思っておりますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 オーガニック野菜についてということと、今、農林水産省のほうでの取組ということですが、今、農林水産省のほうでも地球温暖化等がございます、みどりの食料システムというのできてきておりまして、今その実行について議論されているところであります。

そういうところもありまして、今後オーガニック野菜というの、有機野菜ですか、というの増えてくるものかという方向性ではあると思っておりますが、今後そういった動向を見ながら網走市の畑作の形態ということも考えて、いろいろな新規就農というのはオーガニック野菜に限らず違うもので、畑作、酪農のほうでもありますので、そういうところも複合的に考えながら農業のほうは取り組んでいきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 網走でもそういう産地ができてくるというの大事だと思しましたので、質問させていただきました。ありがとうございます。

次ですけれども、今回、委託はしないで直営で行うということですが、この間の議論では委託を前提にした集約化とはっきり言っております。今の答弁にもあったように、その方針は変わっていないということです。

しかし、第4次行革には委託する施設のところに給食調理場はありません。行革に入っていないのに、なぜ委託する考えになったのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 行政改革推進計画と給食調理場の集約の関係でありますけれども、市ではこれまでも社会情勢の変化や国の通知などを総合的に判断し行政運営、組織体制の見直しに取り組んできたところでございます。

第1次行政改革推進計画が作成された以降は、あらゆる事務事業に聖域を設けず行財政の見直しを行ってまいりましたが、現在継続している現業職員の退職不補充は平成19年総務省通知による、いわゆる給食調理員を含む技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針に基づくもので、市の取組方針でもアウトソーシングを含めた組織機構の見直しを明記しているところです。

お尋ねの学校給食調理場の組織機構の見直しでは、平成14年度に仕様書に共同調理場を設けて、第二中との親子給食を開始し、平成21年度には東小と第四中、西が丘小と第五中に親子給食方式を拡大したところでございます。

さらに、教育委員の会議では平成21年から23年度にかけて学校給食調理体制の在り方の検討を進め、市では平成23年度に学校調理場の運営方針を定めて大規模調理場への集約を図ることを決定いたしました。

第3次行政改革推進計画には記載がございませんが、この方針に基づき平成24年度から網走小学校と第一中学校、南小学校と第三中学校で親子給食方式を導入しております。

行政運営、執行体制を変更する際には、行政内部の合意形成の一つとして職員団体との話し合いと合意を図った上で提案をしております。

学校給食調理体制につきましては、秋に行われた職員団体との話し合いの場でも毎年取り上げられており、提案した内容は平成30年7月4日に合意されたものでございます。

このような経過から、国の通知に基づく取組方針及び学校調理場の運営方針を踏まえて当初計画を変

更し、小規模調理場の抱える課題の解消のために集約を進めることとし、現在保護者などへ説明を行っているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 この4次行革についてはそのような答弁になるのかなと私もと思いますが、この総務省通知、平成19年に行われた総務省通知というのはどのようなものなのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 総務省の通知でございますけれども、これは平成19年7月6日付、総行給第61号で、総務省自治行政局公務員部長から各都道府県知事、それから各指定都市市長に出された技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施についてという通知となっております。

内容につきましては、公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘がある地方の労務技能職員をはじめとして地域の民間企業をより一層反映させることとし、可能なものは平成20年度からの実施に取り組むことなどが指摘されているものです。

また、安定した質の高い行政サービスを提供するためアウトソーシングも含めた組織機構の見直しなどを検討することを求めているものでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 アウトソーシングを考えろという、そういう通知ですね。

あと高い行政サービスをというところも書かれていたと思うのですが、今の学校給食については高い行政サービスになっているのではないのかなと思います。そこを見直すというのも給料の部分があったのかと思いますが、まだまだこの通知のそのままで行くというの私は疑問だなと思います。

第2次行革のときには、民間に業務委託することを前提に検討する業務として、公園や道路維持業務、学校用務員業務、学校給食業務が入っていました。しかし、平成23年度からの第3次行革には民間へ委託する、委託を拡大する施設というのにも学校給食業務は入っていません。そして、先ほど言ったように、第4次行革にも民間委託を検討する業務には入っていないわけです。

市は今まで現業職員の退職者不補充という形で今の総務省の通知に基づいている部分もあるのかなと若干思いますが、正職員を減らし続けて嘱託職員、臨時職員を増やして、今は会計年度任用職員です

が、正職員と同様の仕事をしながら給料は安く抑えられてきました。

一方で、小規模調理場には会計年度任用職員しかない状況で責任も重大であります。だから長年勤めてきたベテランの方が新人を厳しく指導するのも理解することはできます。そうしたことで辞めていく方も多いと聞きます。そうやってきた結果、今までの直営の業務が今困難になってきているというのが現状だと思うのです。

新しく入ってきた方、その方々への研修はやはり必要なのではないかと思います。そして、今の行革の方針を見直して、委託する職場になっていないのであれば今のベテランの会計年度任用職員を正職員として採用し、今の学校給食、維持できるようにすることが問題の解決に向かうと思いた見解を伺います。

○井戸達也議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 一登壇一 議員から行政改革推進計画の点についても繰り返し質問がされておりますけれども、例えば行政改革推進計画が策定をされていないときでも、ダイオキシン問題に伴って学校などでごみ焼却ができなくなったために廃棄物の排出が増大をし、八坂最終処分場の延命が大きな課題となった際には、容器包装リサイクル法の成立を見越して中間処理方法を変更し、平成10年度からは資源物以外の一般廃棄物の収集運搬業務を民間に委託をしたという経過がございます。

また、これは一般廃棄物の収集運搬の方法やルートなど業務のノウハウを民間に移譲するとともに、従来は業務委託していた粗大ごみを含め、資源物の収集運搬業務など新たな行政課題となった分別リサイクル部門を直営で担ったものでございます。

その後、資源物の収集運搬ルートの方法やルートなどの業務や分別、リサイクル業務のノウハウも蓄積をし、平成19年には収集運搬業務全てを民間に移譲した経過がございます。

御承知のとおり、資源物や一般廃棄物の収集運搬業務は現在も民間事業者によって円滑に行われているところでございます。

また、高度成長期に整備をされた道路や公園などの維持補修、更新に費やす負担が増大し、これを新規投資の抑制や経費削減により対応してまいりましたが、長期的な視点に立って予防保全を徹底するため、これまでのノウハウを民間に引き継ぎ、事後保全に関わってきた民間事業者のノウハウを最大限活

用するため、平成30年度から事後保全業務を全面委託したという経過もございます。

このように第1回定例会に提案した給食施設の整備事業は、第4次行政改革推進計画に示す人口減少社会に対応した質の高い行政サービスの提供の実現に向けて、これまでと同様に安全な給食を確実かつ効率的に、継続的、安定的に提供するために小規模調理場が抱える課題を解消することを目的として、児童生徒数が減少していく、労働人口も減少していく、そういった社会情勢の変化や国の通知などを含めて総合的に判断したものでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁では、民間のノウハウを生かして困難を打開していきたいというところだと思いますが、今の学校給食の調理業務については、今まで網走市がしっかりと築いてきたノウハウがやっぱりありますよね。それをやはり民間のノウハウもとは言いますが、網走の今のノウハウを生かした、これを続けていくことをもっと考えるべきだと私は思っているのです。

議会の意思は今回一旦立ち止まって議論を尽くすということであります。今後、先日の文教民生委員会でも所管事務調査を行っていきましようという委員からの要望がありました。今後しっかりと議論していかなければならないと思っております。

ぜひ教育委員会にも、それから網走市にも今の学校給食をどう続けていけるか考えていただきたいと思えます。

質問を終わります。

○井戸達也議長 ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

午後12時11分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

立崎聡一議員。

立崎議員。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 志誠会の立崎でございます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルスの影響を受けている方に心からお見舞申し上げます。

そして、先ほど澤谷議員もおっしゃっていましたが、新型コロナウイルスと向き合って御苦労されている医療関係者の皆様、それからコロナワク

チン接種に関し、その業務に携わっている医療従事者、それから市職員、全ての人に感謝するとともに、準備段階から接種、今後のスケジュールに至るまでスムーズに取り進められていることを大変ありがたく、また頼もしくも感じております。本当にありがとうございます。今後も引き続き、対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

安心・安全な給食の提供は市民全員の思いであり、願いであるというふうに思います。3月の議会では、一度立ち止まり、より議論を深めるということを経会の意思で表明されました。

その後、私ども会派では独自の学校現場へのヒアリング、給食調理業務の委託を全国各地で受けている複数の民間事業者との意見交換の実施、さらに子育て世代保護者の皆さんからの意見聴取を行ってきました。

また、議会においても所管の文教民生委員会が所管事務調査を行い、小規模校での調査を実施、私も委員外議員として参加させていただき、内容も承知しております。

それでは、今日は3月議会終了後から現在に至るまでの独自の調査の取組も含めての視点で質問をさせていただきます。

今回、所管事務調査に参加させていただき、教育委員会、学校関係者、PTAなど現場の声を聞かせていただきました。

給食調理員の状況、食材の納入などの変化等がありましたか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 小規模校における給食調理場の状況は二、三名の調理員で運営しており、病気休暇などを取得するときの代替職員も他校と兼務している状況であり、給食調理員の突発的な休暇には対応しにくい状況となっております。

また、食材の調達に関して、一部の学校において地理的要因により地元業者からの仕入れが難しく、隣町から食材を仕入れている状況があるなど、小規模校の給食の安定供給に不安を抱えている状況に変化はありません。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 小規模校の問題については理解させていただきました。

給食調理員の休暇、代替調理員の確保や食材提供業者の高齢化による搬送業務低下及び欠品、小規模

校ゆえに購入材料の単価の上昇、つまりは給食費の上昇、これだけ見ても給食調理場を集約することにより解決される道はあるのかなというふうに私たちは考えます。

小規模校の調理場を直営で維持することのリスクも考慮すると、集約が望まれると考えます。集約は課題解決につながる方法であると思います。できる限り速やかに着手すべきと考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 教育委員会では3月の第1回定例会における修正議決につきまして非常に重く受け止めておりますが、小規模調理場を大規模調理場を集約し、安定的な給食提供体制の構築が必要であるとの認識は変わっておりませんので、議論経過を尊重し保護者などへの説明会を行ってまいりました。

緊急事態措置宣言中は実施できませんでしたが、昨日から保護者説明会を再開しておりますので、できるだけ早く条件を整え、必要な予算を提案させていただきたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 昨日からも既に動いていらっしゃるということで、なるべく早い対応が望まれるのだろうなというふうに思います。

集約に関しまして、集約した場合のメリットとデメリットについてお聞きしたいと思います。

メリットに関しては、さきにもお話ししたとおり、小規模校における最低限の課題解決につながることは非常に大きいのかなというふうに思います。

反対もお聞きします。温度管理を含めて給食の質の低下はどうでしょうか。

よく言われることは、冬季間の給食を運ぶときの温度管理、移送中の温度変化についてはどのように解決していくのか。また、輸送体系、輸送時間、検食時間等が出来上がりから児童生徒の口に届くまで2時間給食という言葉がありますが、集約によってその辺は対応をしっかりとできるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 給食配送中の温度変化につきましては、新たな保温食缶とそれを入れて運ぶコンテナを購入し、温かいうちに配膳するよう最大限配慮したいと考えております。

配送時間につきましては、計画する3つのルート

全てにつきまして経由する学校の時間を含め、20分で配送する計画を立てております。

また、給食の出来上がりから児童生徒の口に届くまでの時間は、校長による検食の時間を含め1時間強と考えており、いわゆる2時間ルールを大幅に下回る時間となっております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 保温食缶なのですけれども、これ多分試験的に導入されていると思うのですが、一部の市民の方から保温食缶で運ばれたときと今まで使っていたものとの差がすごくあって、これはいいものだ、早く保温食缶にしていきたいという声は頂いております。

まず、そこはよくわかりました。

次に、学校給食調理員の安定確保についてお尋ねしたいと思います。

引き続き、問題視されることになっていくと予想されます。

労働世代の人口減少は避けられない問題であります。これはどんな業種でも例外ではありません。しかし、黙って手をこまねいているわけにもいかず何らかの対策を取らなければなりません。

働く方にやりがいや喜び、給食調理業務から感じ取っていただけると幸いです。

今後、給食調理員、これは代替調理員も含めまして、安定確保の方向性はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 給食調理員の安定確保につきましては、まずは小規模調理場を大規模調理場を集約し、スケールメリットが得られる一定数の調理員を確保することにより、小規模調理場が抱える問題を解消することが重要と考えております。

さらに調理員の定着促進が必要であることから、効率的な調理手順の工夫など職員研修等の充実を図ることにより、働きやすい職場環境を構築したいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 スケールメリットを持たせて一定の調理員を確保する。普通に考えると、そういうふうな感じになるのかなというふうに思います。

それでは、次に民間企業の取組についてちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、働きがいの部分なのですけれども、児童生徒から「おいしかった」とか

「いつも給食ありがとう」など励みになる言葉というのは大切だというふうに思います。

人は誰かに頼られたり、感謝の言葉を伝えられると自然に物事に関して頑張ろうという意識が高まることは皆さんもよく御存じだと思います。励みとなる言葉をかけてもらえる機会をもっと増やす方法を考えていくべきだと思います。そして、そのあたりをもっと広く市民の皆さんに理解し感じ取ってもらえるような工夫も必要だというふうに考えます。

会派で、とある民間企業の方と意見交換をした際、学校給食をやっているほかに食育レストランを開設し学校給食の献立を提供したり、また、給食ができるまでを視察、それから実習体験を試みる。あと、地元食材を活用した料理教室を開催するなど、地域住民に様々な形で関わっていただく。地元の活性化を促し、そして学校給食も知ってもらい理解してもらい、住民に地元食材を利用した新商品の開発、学校給食の献立に取り入れてもらうなど、地域経済の活性化の一助になった事例も紹介されました。民間企業だからこそ取り組めるような事業であるのかなというふうにも考えられます。

また、民間事業者が調理を行うと質が下がるのではないかという意見もお聞きしました。しかし、それは民間企業に対する失礼な意見かなというふうに思います。

献立作成、食材調達に市教委直営で担当し調理作業のみ委託となれば、そこは直営も民間も同じというふうに考えるべきであって、質が下がるというお話は中抜けしているようにすごく感じられてなりません。どうして民間で質が下がるのか疑問です。議論が必要だというふうに思います。

いずれにせよ、学校給食の民間委託の議論も民間企業の取組も、内容をしっかりと把握し議論を深めていく必要があるというふうに考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 教育委員会では、小規模校の給食の安定供給を図るため、小規模調理場を大規模調理場に集約し、その運営は民間に業務委託することで計画をしておりましたが、3月の市議会での議論経過を踏まえ、食材を調理することや配送は直営で実施することに計画を変更した上で一部集約化を実施したいと考えております。

しかしながら、業務委託についてその方針の変更はしておらず、今後関係民間事業者の取組や内容を

把握するなど、より一層研究してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 しっかりと議論を深めて少しでもよりよい方向に向かっていけたらいいのかなというふうに思います。

次に、オーガニック食材の話なのですが、これは村椿議員のほうから質問がございましたので割愛させていただきますが、私一農業者として申し上げますと、非常に単価的には高くなるのだろうなというふうに想像が容易につきます。そして、どうしてもというのであれば、親御さんたちが高い給食費を払ってでも食べさせてあげたいというのであれば、そこはよろしいのではないかというふうには思っております。

次に、民間事業者と意見交換をしたときに質問させていただきました。その中で、直営で雇用している会計年度任用職員の調理員さんたちの賃金規定と雇用形態についてですが、賃金については変更はしない。雇用も今までの経験値、業務内容の理解度も高いことから積極的に雇用を進めたいとお話がありました。

地元業者との共同事業化は様々な安全衛生基準が合致しない、それから責任の所在がはっきりしないなどということから、なかなか難しい部分はあるというふうに伝えられもしました。

いずれにせよ、発注時の仕様書に綿密な議論が必要であるということは間違いなく、漏れを少なくする必要性はあります。中身のある仕様書に仕上げなければならないと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほど村椿議員の質問にもお答えしたとおり、国の通知に基づく市の取組方針及び学校給食調理場の運営方針を踏まえながら、当初計画を変更し、小規模調理場の抱える課題の解消のために集約を進めることとして取組を進めております。

今後も第4次行政改革推進計画に示す人口減少社会に対応した質の高い行政サービスの提供の実現に向けて、社会情勢の変化や国の通知などを総合的に判断し、業務委託を含めた行政運営の見直しに取り組んでまいります。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 質の高い行政サービス、いいお言葉を頂きました。

網走市の教育に関して言いますと、質の高い行政サービス、かなり頑張っているほうだというふうに思います。他町村と比べるとどうかというふうには思いますけれども、いろいろ話が出たときにそう感じるところがたくさんあります。

今回、所管事務調査に参加し、小規模調理場が網渡り的な事実というのは、給食調理員の確保や給食材料調達など、校長先生をはじめ関係者の皆様からお話を頂き非常に厳しい現実と理解させていただきました。

まず、集約化することで問題解決の第一歩を踏み出せることにつながると思います。ぜひ集約化を進めていただきたいと思います。所見をお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 できるだけ早く小規模調理場を大規模調理場に集約し、一定数の調理員を確保の上、安定的な給食提供体制を構築することが必要となります。

また、集約化に関わる調理場の改修工事は、学校の長期休業期間中に実施せざるを得ないので、提案の条件を整えたいと考えております。

今後におきましては、コロナ禍の影響で遅れている保護者や請願などを提出されている方々への説明を行うとともに学校給食を考える懇話会を開催し、生産団体や有識者など関係者と情報交換も行い、改めて必要な予算を提案させていただきたいと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 終わります。

○井戸達也議長 川原田英世議員。

○川原田英世議員 ー登壇ー 民主市民ネットの川原田です。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思いますが、その前に1点、緊急事態宣言がようやく明けたということで長い夜が明けたという認識はひとつありますが、まだまだ厳しいコロナ禍の状況には変わりがないという中で、多くの市民の皆さんが不安な生活を強いられている状況が続いているというふうに思います。

そういった中で、ワクチン接種をはじめとして市職員の皆さん方にも多くの取組をしていただいていることに、まずは感謝を申し上げたいというふうに思います。

市民の協力もあって順調にワクチン接種等も進ん

でいるというふうに思いますが、まだまだこれから取組を加速していかなくてはならない状況もあるかというふうに思いますので、引き続き、皆さんと一緒にこの危機を乗り越えていこうということを私のほうから発言をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。まず初めに行政改革推進計画についてであります。

自治体の在り方、この網走の今後の在り方を考えていく上で非常に重要な計画であるというふうに認識をしています。

そういった中で、第4次行政改革推進計画が終了して、これから今後5年間の行政計画、第5次網走市行政改革推進計画の策定を進められていくのだというふうに思います。

そういった中で、第4次網走市行政改革推進計画の検証を随時進められているというふうに思います。まだ途中段階なのだと思いますけれども、現在の検証の段階でどのような評価をされているのか。取組方針の達成の状況など、どのような認識でおられるのか、状況また財政の状況等も把握している部分ありましたら、併せてお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 平成28年12月に策定いたしました第4次網走市行政改革推進計画は、平成28年度から平成32年度、令和2年度ですが、この5年間に期間として、「人口減少社会に対応した質の高い行政サービスの提供」「総合戦略に対応する市役所の組織体制づくり」「健全な財政運営」の3つの重要視点を掲げ、行政改革を推進してきたものでございます。

計画期間を終え、現在4次行革に掲げたそれぞれの取組方策の進捗状況や検討結果につきまして、現在取りまとめを始めたところでございます。今後、決算状況も踏まえまして、これを分析し計画の総括的な検証を進めたいと考えております。

現時点では、子育て支援の充実や組織機構の見直し、それから多様な歳入の確保などの項目におきましては一定の成果があったものと認識をしておりますが、今後総合的な検証を進めたいと考えているところです。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

まだまだこれから検証されていくということだと思いますので、その検証結果、また見させていただきたいなというふうに思っています。

それで、これまでの行政改革というと、私の受け取り方でいくと、人口減少であるとか財政難に合わせて何というか、小さくしなくてはいけないよねとか、財政規模に合わせてどんどんカットしなくてはいけないよだとか、何かどうも何といったらいいのですかね、前向きではなくなってしまいう要素が多い計画で、網走市が全体としていろいろなものをカットしながら小さくしていかなくてはいけないのですよというののもとに、この行政改革推進計画があったようなふうに受け止めています。

しかしながら、今のこのコロナ禍を踏まえて見ても、小さな行政でいいのかということが、大きなクエスチョンマークが私は今この時代に来てついたのでというふうに思っています。私はもともとから今の政府が進めている新自由主義的な小さな政府の方針というのは間違いだというふうに思っている立場ですので、このコロナ禍をしっかりと精査して第5次行政改革の中身をそういった視点を入れて、小さくなっていくありきではなくてどうやって、先ほどDXの話もありましたけれども、そういった技術も取り入れながら進んでいくのかということを考えていかなくてはいけないときに今あるのだろうというふうに思っています。

しかしながら、避けられないのは財政の見通しなのだというふうに思っています。ただ、これも予算や決算の議論であったように、大規模な起債の償還が徐々に終わっていくということもあって、そんなに暗い見通しばかりでもないのだろうなどは思っていますが、これまでの計画を踏まえてこの第5期中では、収支不足額はどの程度発生してしまうと見通しているのか。そして、それをどのような方針で圧縮していこうと考えているのか見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今お話をさせていただきましたが、第4次行革の検証を踏まえまして、今後新たに令和3年度から令和7年度までの中期財政収支見通しを作成してまいります。歳出面ではどの程度の事業が予定されているのか、全庁的に調査するとともに、人件費それから公債費、こうしたもののシミュレーションも必要になってまいります。歳入面では市税の直近の状況や、これから始まる普通交付税の算定結果、こうしたことも反映しながら推計

作業を進めてまいります。

作成された収支見通しの歳出状況について、その内容を精査しながら歳出の圧縮が可能かどうか、こうした分析をしながら収支不足の対応を検討してまいりますので、現時点で圧縮などの方針につきましてお示しすることは困難な状況でございますので、ここは御理解いただきたいと思っております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 なかなか今の段階ではどのような方法でということはお出でないということで、そこは理解をしました。

それで、いずれにしてもさっき言ったように、コロナ禍でいろいろと見直して、これまでの行革とは違う側面を議論していかなくてはいけないのではないかとこのように私は思っているのですが、現在までのところで、そういったコロナ禍の影響を受けてどのようなお考えでいるのか。今後の柱となるような基本的な取組についてはどのような内容を考えているのか見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 基本的な考え方といたしまして、これまでの健全な財政運営と市民満足度の向上を目指す、ここには基本的に方針には変わりはないものと認識しておりますが、今議員からお話のありました新型コロナウイルス感染症の拡大、それから新庁舎の整備と供用開始、それから行政のデジタル化など様々な行政課題を抱えておりますので、こうしたことを解決していく計画にしたいと考えているところです。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

それで、これ第4次、第1次からこう来て5年ごとでつくってきているという中でですけども、果たしてこのコロナ禍、明けるか明けないかわからない状況ですけども、その中でほんと今後5年間を決める第5次を計画どおりつくっていいものなのかなど。少し検証に時間を今回の場合要するのではないのかなど。急ぐ必要、僕はないのではないかなど思っているんですけども、スケジュールとしてそこら辺何か考えはあるのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 基本的に決算はこれからになりますので、全庁的な調査も踏まえまして予算編成前にはある程度形にしたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

となると、やっぱり急がないといけないですね。特にDX、デジタルトランスフォーメーション、これどうやって進めていくのかというのがこれまでの議論お聞きしても、ちょっとまだほわほわとし過ぎていて、それらをこの行革に入れるとなると、相当早いペースでいろいろなことを検討していかなければいけないのではないのかなというふうに思っています。

議会でもそこら辺の議論をこれからできればいいかなというふうに思いますけれども、そこら辺、ペースを早めて予算前にはということであれば取組をしていっていただく必要があるのかなというふうに思います。

それで、先ほど来もありました、村椿議員のほうからもありましたけれども、この行政改革の中で民間委託についての考え方というのがあるわけです。

それで、先ほど来あったのは、学校給食についてはこれ、なかったよねと、第2次にはあったのですと、それが踏襲されているのかなというふうなふうに議論を聞いていて思いましたけれども、そもそもの、先ほど言ったように僕はコロナ禍を踏まえて大きい政府の在り方というのを考える必要がある。自治体ではそういった医療現場の支えが少なくなった、カットし過ぎてしまったことによってだとか、保健所の職員が足りないだとか、いろいろなことが出てきました。行政が補う役割というのはやっぱり安心して暮らし続ける社会構築に向けては考え直していかなければならないと思っています。

その中での一つの大きなテーマが民間委託の在り方についてなのかなというふうに思っています。このことについて、どのように考えているのか、公の役割について、前もちょっとお伺いしたのですけれども、公の役割についてというところでは、ちょっとふわとした答弁だったので、そこをどのように明確に考えているのかを伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 民間委託につきましては、地域において多様な主体が行政サービスの提供を担う手法であるとともに、効率的な行政を実現する一つの手法との認識をしております。

質の高い行政サービスの効率的に提供するためには民間活力を効果的に活用し、行政の役割の重点化を図ることも重要と考えております。

公の今お話でございますが、市全体としてはこの行政改革推進計画を通じて現業不補充というのが、先ほど教育委員会の中で平成19年ですか、国の指針に基づきましてそうした業務技師の給与の見直しというのが当時テーマとしてあったわけですね。大きくはここは不補充で行っておりますので、ここは民間に任せたいという大まかな方針を持っております。

ただ、実際にスケールメリット、要するに委託料を出して職員が直営でやっているのと変わらない、さほど変わらないようなことであれば、なかなかそこは民間委託、逆に言うと委託のほうが高いというケースも様々な検討をしていますが、それはありません。そうしたものにつきましてはやはり直営でやっていかなければならないだろうと。公については、その都度、時代の流れによっても公の役割というのも変わっていくのかなというふうには認識しております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 基本的な考えはわかりました。

ただ時代の変化に合わせてと最後にありましたけれども、それによって中身は変わってくるのかなと思います。

まさにその時代の流れによつての、その時代の部分が今のこのコロナ禍なのだろうなというふうに思っていますので、公の役割は、私は極めて大きくなってきている時代に入ってきているのだろうなというふうに認識しています。

しかし、民間に委託することによって大きく業務が改善されるだとか、特に多様な税収を求めていこうというのがひとつありますね。それを進めていこうと思えばやっぱり民間の活力を使っていくというのは、これは極めて重要で、前から言っていますけれども、ふるさと納税だとかは民間委託したほうがずっといいと思っています。しかし、やっぱり医療・介護・福祉・教育、こういった分野はやはりできるだけ公の役割を強くしていったら、こういった時代に備えていくということは基本的な考え方としては、私は重要だと思っています。

そういった中で、先ほどの社会情勢の変化という意味で、私が今言った考え方、認識についてどのような見解をお持ちなのか、ちょっとそこを確認したいのですが。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 まさに職員配置につきましては、これまで行革計画で350名という、ひとつ

そこを上回らないということを基本的な考えとしてやってきたわけですが、現状といたしまして、このコロナウイルスの感染拡大により相当の職員の動員、こうしたものが必要になっております。

教育現場の中でどこが民間委託できて、できないかというのはそれは種々考え方がございますし議論もあるのかと思いますが、今コロナによって民間になかなか全部委託するわけには、ワクチン接種を実際民間委託、今、しようとしても実際そうした委託先がないというような状況ですから、こうした場合はやはりある程度公の立場の市役所が職員の増員をして対応をしていく、そうしたことも求められる時代になって、それは日々変わっていきますから、ここで大きな方向性というのはなかなかお話難しいのですけれども、現状としては公が出ていってそこを増強して対応すべき案件に今現状としてはいるという認識をしております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

それで、この民間委託について学校給食のほうでもいろいろ議論は、当初予算のときにはありました。それで、先ほど平成19年の総務省からの通知の話がありましたけれども、こういった民間委託に対して間接的な通知になっているのだと思うのですが、それ以外に何か国からの指示だとかはあるのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 民間委託に対する国の指示についてでございますが、平成27年度の総務大臣通知では地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から民間委託やクラウド化などの業務改革の推進に努めるよう各地方公共団体に要請がされております。

また、平成28年度からは地方交付税の算定におきまして、歳出効率化に向けた民間委託など他の団体のモデルとなるようなものに反映するトップランナー方式、こういうものが導入されているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 まさにそのトップランナー方式のことが聞きたかったのですけれども、何度も国のほうから身を削る改革をしたところがトップランナーだからその分交付税措置しますよと、そんなことやっていたらこの国なくなるのではないかなと僕は

思ってしまうすけれども。非常にマイナスの要因を促進させる国の政策は、地域の消滅を招いてしまうというふうに思っています。

これはやっぱり通知が来たものを受けて内部で議論して、この行革にもやっぱり民間委託も反映させていくという基本的な考えはやっぱりこの国の通知に基づいているという理解でいいのですか。独自の考えで何か、この国からの通知以外に考えているということはありますか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 基本的に交付税算定におきましては、そのとおり業務をやらなければいけないということではございません。

まず、トップランナー方式というのは平成28年なのですが、例えばごみの有料化というのは市が導入する前に既に導入、いわゆる特定財源をある程度見込んで差額を交付税算定をするですとか、業務委託につきましてもこの28年以前にもう既に業務委託、例えば今御議論いただいている給食につきましては、もう早い段階からセンター方式ということで算定をされております。

私も基本的に国の支援を、これは踏まえなければいけないと考えておりますが、地域の実情にあつてそれぞれ判断すべきものとも考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

やっぱり地域の実情、ここは僕は一番大事であるというふうに思います。国の言う、何でもかんでも民間委託で縮小してとか、人員カットだと言われてしまうと、もちろんさっき言ったように民間委託していいものもあるのですけれども、そうでない部分で、今回のコロナ禍のように弱みが露呈してしまうようなことにもつながりかねないので、そこは市としても行政改革の推進計画の中にしっかりと、僕は盛り込んでいっていただきたいというふうに思っています。

それで、この行革の中にもあります、今の言ったようなことも踏まえて考えると、公務員の適正な配置と職務についての考え方もしっかりと位置づけを、コロナ禍を踏まえてしっかりと強化していく必要があるのだろうというふうに思うのですが、その点どのように考えているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 若干繰り返しになりますが、職員配置につきましては人口規模、それからそ

の時代における行政需要、こうしたものに応じた体制を構築することが基本というふうに考えております。

これまでも様々な行政サービス、それから課題に対応するため事業量を見据えながら事務の改善に努め組織の見直し、こうした必要に応じては専門職の配置なども行ってまいりました。

繰り返しになるのですが、職員数、4次行革では350名を上回らないということの基本としてきたことですが、この間、新庁舎の建設、それから新型コロナウイルス感染症の拡大、こうした課題への対応のほか、育児休業などによる、出産ですね、こうしたもので休職者の増加もあって、現状としては職員配置が不十分でない面も出てきているというふうにも認識をしております。

今後としましては、先日地方公務員法の改正もございました。今後段階的に定年の延長が見込まれますので、こうしたことを含めて職員数について一定の基準を持ちつつ、柔軟にまた対応できるように考えているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

公務員数の在り方についてだとか、行革の中に多く含まれているというふうに思っています。

2019年の国際機関の調査で公務員の割合というのを世界の先進国並べて出しましたけれども、調査対象の56か国中日本は55位でしたね。公務員の率が世界最低レベル、数がですね。数の配置数が10%。アメリカでも17%。西欧諸国になるともっとも高いと。

しかし、それを分析を見ていくと、人数は圧倒的に足りないのだけれども、公を担っている役割というのはどの国もさほど変わりはないと。ということは、それだけ日本の公務員の皆さんは仕事に追われているということになってしまうのかなと思っています。後ほどそんなこともちょっと質問したいと思っていますけれども。

なので、これは国も関わる大きな課題ですけれども、先ほど答弁も頂きましたように公務員の在り方柔軟に、これから先のコロナ禍を踏まえて考えていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、今言ったように、それぞれ公務員の方たちの労働状況について質問を、次に移っていききたいというふうに思っているのですが、まずはこれまでも何度も課題になっています、学校の教職員、そし

て学校事務職員の労働状況についてです。極めて非常に厳しい労働環境にあると言わざるをないと思います。中学校の教員の4割が過労死ラインという深刻な状況にあるわけです。

今、何年前かな、2年前の決算のときに状況の把握についてしっかりしてくださいということで、これからやっていきますという答弁を頂いておりました。それで、大体1年以上たっているのに状況把握はできたのだと思うのですけれども、この労働状況、どのような状況と把握しているのか。また、その状況を把握する仕組み、タイムカードなのかいろいろ聞いているところ、ICチップなどでピッとやったりだとかいろいろパターンがあるみたいなのですけれども、網走はどういった方策を取っているのか確認したいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 教員それから事務職員の労働状況の把握についてですけれども、昨年度から校務支援システム、先ほど澤谷議員のときにもお話しさせていただきましたC4th（シーフォース）というものですけれども、それを入れまして、それは出退勤管理機能のついたものですけれどもね。それを入れまして、ICカードによりまして教職員の出退勤時間について管理しているところです。

このシステムは市で統一して導入している校務支援システムを用いていることから、全ての学校で統一された方法で管理されております。

市教委におきましても、毎月各学校の実態を把握しているような状況となっております。

具体的な超勤の状況ですけれども、これは教職員ですけれども、網走市全体で時間外勤務時間の1人当たりの平均ですが、4月が48時間46分、それから5月がコロナ禍もあって、部活もなくなったということもありまして35時間52分と、若干減っているような状況とあります。

それから、先ほど川原田議員がおっしゃいました過労死ラインですけれども、これは4月が教職員237名中26名で約11%を超えております。それから5月が237名中5名で2%の方が80時間を超えているというような状況となっております、勤務時間は多い状況がまだ続いているというふうに感じております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

4月と5月で大分差があるというのは、コロナ禍

の緊急事態の影響だということに理解をいたしました。

それで、報道で出ていた、さっき言ったのは中学校の教員のほうがどうやら厳しい状況にあるというのがひとつ報道であったので、そこも差はあるのだろうと思いますけれども、全体的な平均の部分はありません。

もう一つ知りたいのが、管理職に当たる方たち、学校の現場での管理職に当たる方たちの労働状況です。働き方改革という名前はよくていろいろ進んでいくのですが、結局は管理職に労働上ハードな部分がしわ寄せが行っているだけなのではないのかという指摘も一つあります。そういった部分を踏まえて、この管理職の方の状況はどのようになっていると把握しているのかお伺いします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 管理職の労働状況についてですけれども、一般教員と同様に校務支援システムの出退勤管理機能を用いたICカードで出退勤時間について管理しているところです。

特に教頭先生なのですけれども、時間外勤務については学校を管理する必要があることから通常の教員よりも多い傾向にあるというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 多い傾向にあるのだと思うのですよね。結構休みの日とかも、果たして休まれているのかなと思うのですけれども、そこを何か把握する仕組みというのはないのですか、タイムカードのような。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 管理する仕組みは一般教員と同様、ICカードを用いてもらって出退勤を管理している状況になっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

それでは、どの程度超勤があるのかというのを、超勤というか、労働時間外があるのかというのを把握しているのは、どのぐらいの勤務状況になっているのかというのを把握されていると思うのですけれども、そこについては。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 具体的な数字は今回持ち合わせていないのですけれども、例えば例えば、今回5月幾つかの学校は皆さん45時間の超勤を下回るような状況になっているのですけれども、学校の教

頭先生だけは超えるという学校が15校のうち数校あったと、このような状況が確認されております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

詳細は別としてもやっぱりそういったもう一つあるのかなということで、状況は把握をさせていただきました。

網走ではないのですが、ほかの自治体でこんなケースを指摘されたことがあります。先生も管理職も合わせてなのですから、タイムカードというか、労働時間、これを帰ったということにしておきながらも実は学校に残っている。つまり仕事をしているというケースがあるのですよ。これも報道で出ていたのですけれども、網走市ではそういった状況はないのか、どのように把握しているのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 網走の小中学校におきましては、退勤するときに記録をするシステムになっておりますので、そのようなケースはないものと認識しております。

教育委員会では学校に適正に記録をするよう指導しているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

教育委員会として指導されているということなので、そこをしっかりと守るようにはしていただかないと、状況も把握できないと対策も打ちようがないということもあると思いますので、当然のことなのですけれども、そこはしっかりといただきたいというふうに思います。

それで、超勤の部分があるということですが、ちょっと話を伺っていたら、超勤についての在り方というのはルールがしっかり定められています。それで時間外労働についてもルールは定められて決まっているわけですから、聞いてみると、学校の会議などで超勤になりましたよといっても、自主都合での超勤という扱いになっているよだということをお伺いします。時間外労働あることはあるのですけれども、そういった状況になっているのか。こういった超勤があるにもかかわらず、その実態としては自主都合にいつの間になくなって、そういった測定のされ方をしているといったらいいのでしょうか。そういったケースにされてしまっていると

いう状況があるのかどうか、その認識を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 会議の関係かと思いますが、職員会議などは校長先生が命じる会議につきましては、基本的にどの学校も勤務時間内に設定しているというふうに認識しているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そうなようです。

それで、僕は聞いているのは、その時間内に設定されているのだけれども、その時間に終わらなくてずるずるずるずると2時間、3時間と会議が長くなると。もう終わりましようよと誰か言うまでやるそうですね。その間にもう時間過ぎてしまっているよという例があるというふうに聞いているのですけれども、そういった状況を把握していますでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 会議の持ち方なのですから、会議は議題によって長引くことがあるため、学校では議題を精選したり事前に校務運営会議などを開催し、方向性を検討するなどがされております。

さらには、校務支援システムを使って資料印刷の手間を省いたり、事前に資料に目を通すことを可能にしたりするなど、時間内で終わることができるよう各校で工夫されておるところです。

市教委としましては、学校では効率的に会議が運営できるよう、されるよう指導しているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

そのほかにもやっぱり会議の在り方というのはいろいろと学校の現場で問題があるのだなということで伺っていました。

本来教育委員会で会議をして決めて学校学校に下ろすべきものなのではないのか、ほかの自治体ではそうされているものがなぜか網走ではその学校ごとの任せになっていて、何か重複するような無駄な会議があるとか、いろいろな話を聞いています。

教員は基本的に超勤4項目という、この4項目の例外以外の命令による時間外労働はないということになっています。そこで、時間外労働があるということなので、この超勤4項目の適用例というのがそ

もそもあるのかと、それ以外の時間外労働の状況、会議以外にもあるのだと思うのですが、それについて確認したいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 超勤4項目についてですけれども、超勤4項目に該当する業務について校長が勤務を命ずることはやむを得ない、必要であるときに限って道条例に基づき適用されることとなっております。

網走市内の小中学校におきましては、ここ1年間では実績はないと聞いております。

当市では道の服務規程に準じまして、修学旅行の引率業務等に従事する網走市立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領を定めておりまして、修学旅行の引率業務以外にも家庭訪問や教育相談、登校時の通学指導等において時間外勤務が発生した場合は、勤務時間の振り割りを変更できるものとしております。よく言う代休ですね。代休を取れると。

さらに、近年道の服務規程で対象業務が拡充されておりまして、保護者を対象とした説明会等の業務や校外での実習、学習活動に関する打合せ業務なども対象となったことから、当市としましても要領を改訂しているところでございます。

また、それ以外にも学校では道の服務規程にある週休日の振替に関わる振替期間の特例や週休日の振替に関わる勤務時間のスライドなどを活用して、時間外に働いても振替で代休で対応しているというような状況となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

それで、今のでいくと超勤4項目の適用はなくて、それ以外にもいろいろと説明を頂きましたけれども、ということはほかの超勤になっている方というのは皆さん自主都合で超勤、時間外労働されているということになるのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 時間外労働といいますが、先ほど言った時間というのは勤務時間を出しただけでありまして、教職員にはこの超勤4項目以外には時間外勤務の概念がございませんので、その分特殊の勤務手当4%というのがついていきますので、そういうのがございませんので、その時間で仕事はしておりますけれども、そこに手当が出ているとかそういうことはないということです。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 手当がついているとかではなくて、超勤の部分の抑制をしていかななくてはいけないよねというテーマでちょっと質問しているものから、そこでどういった内容で超勤が発生しているのか把握したいので、超勤になっている理由を伺いたかったのですが、多分その超勤4項目に当てはまるものがないということでしたので、となると、きっと皆さん自分の仕事が終わりが切らなくて自分の都合で長時間労働を強いられている環境にあるのではないのかなと思って、ちょっと確認のために聞いたのですけれども、そんなような状況なのでしょう

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 校長が命令するものではないのですけれども、教員が明日の準備ですとか部活であるとか、そういうことで学校に残っている時間が先ほどの時間になってくるというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

次に移りたいと思いますが、先ほど4月、5月の状況を聞きましたので、大体コロナによって、逆にコロナ禍によって緊急事態となると労働時間、超勤時間が短くなるということになっているのだと思うのですけれども、このコロナ禍自体が始まったとき、以前と比べて時間外労働というのは変化はどのような状況になっているのか確認したいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 この勤怠システムなのですけれども、これが入れたのが1年ということではちょっと昨年との比較ができないのですけれども、コロナ禍によりまして部活動が中止になったりしたりすることもあって勤務時間が減っているという状況があります。

またあと、それとは関係はないのですけれども、学校のほうで勤務時間を減らす努力もされているということで、学校によっては何曜日は定時に帰ろうとか、そんなような取組をしながら勤務時間を減らしている状況がございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

そういった取組も今されてきているということなのです

それで、もう一つの側面でいくと、コロナ禍によ

ってオンライン授業が想定よりも前倒しになって進んできたことによって、様々な業務が新たに増えてきているということもあるのではないのかなというふうに思っています。

オンライン授業に関して、つまりGIGAスクールについて進めてこられていると思うのですけれども、現場では様々な課題が上がってきているというふうに思います。特に聞くのは、そもそものクロムブックなのでウィンドウズと違うからそもそもの構造の違いから先生自体がまずわかっていない。教える人もいない、マニュアルもない、そういう中で進めてくださいと言われても何もやりようもないというのが実態だというふうに伺っています。

そういった中でですから、皆さん進めろと言われてもどうしていいのかわからないまま、ずるずると時間だけが過ぎていっているという状況がひとつあるのだというふうに思っていますが、そういった状況をどのように把握しているのか。何か対策は取られているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 オンライン授業ですけれども、現在市内の小中学校ではオンラインの授業は行っていない状況となっております。

今後、コロナウイルス感染症による臨時休業等の非常事態で1人1台端末を持ち帰ることを想定しておりまして、健康観察やオンラインによるホームルーム、それから課題の提示や回収などが行われるのではないかなというふうには考えているところでございます。

それからGIGAスクールの関係ですけれども、GIGAスクール構想の実現で、これまでの授業実践に加えICTによる授業の活用が可能になるかと思えます。また、授業の目標や内容に応じて、鉛筆や黒板と同じように活用していくようなものになるというふうに考えております。

授業は児童生徒の実態等に応じて行うものですからマニュアルはないのですけれども、教員研修等の中で取組を共有することで効果的な活用について事例を積み上げていきたいというふうに考えているところで

それから、教員の研修の機会ですけれども、昨年度市内教員17名によるICT活用推進委員会を立ち上げまして、クロムブックの活用も含めICTを活用した授業等の調査・研究、研修、情報共有を目的に取組を行ってきているところでございます。昨

年度は4回の委員会と2回の推進委員会を開催しまして、情報共有や意見交流を進めてきているところでございます。

また、推進チームによるセミナー参加、先進地視察を行い、推進委員会で還流してきているところでございます。

それから、市教委主催のICT活用研修会におきまして、これまで3回開催しておりまして、いずれもグーグル社が提供するキックスタートプログラムを活用し、参加した先生方からは、わかりやすかったという声を頂いているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そういった研修会を進めているのだという中でも、いろいろな課題がやっぱりあるのですね、というふうに受け取らせていただきました。

もう既に学校では生徒たちも持って使っているわけですね。だけれども、先生たちもわからないという状況になっていて、しばらくはこの混乱が続いてしまうのかなというふうにちょっと聞いていました。

その中の混乱の一つが、もう既に使っているのですが、もちろんインターネットですので何でもかんでも見られるというものが学校にあるわけにはいかないと思います。市教委で様々なワードをロックかけたりとかいろいろしていると思うのですがけれども、それによって授業で使うそもそものシステムすら見えないという状況もあるのです。先生は違う端末なのかな、でやっているようですので見られるのだと。授業になって、「はい、このグーグルマップで見て開いてください。グーグルアースにして開いてください」などという、そもそもマップもアースも子供たちのタブレットでは見られないということで授業になりませんでしたなどという例も伺っています。

そういった部分でも相当、ほかにもいろいろ聞いているのですが、相当準備不足は否めない中で進んできているのだなというふうに思うのですがけれども、そういったことの改善というのを現場からしっかりとヒアリングして適宜進めていかななくてはならないというふうに思うのですがけれども、どのように進められているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 1人1台端末活用につきましては、今年2月ぐらいからですかね、使用が始ま

ったばかりでございまして、これからの活用により今後も様々な課題があるとは考えておりますけれども、ICT活用推進委員会を通して学校からの意見や要望を把握しまして、少しずつ解決していくしかないかなというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 少しずつ解決していくしかないのでしょうか、走り出してしまっていますので。そうなのですから、やっぱり現場の声をしっかり聞いてくださいということです。

それともう一つ気になっている予算のときありました、GIGAスクールサポーター、それがまさにこういった課題の解決のためにいろいろと活躍してくれる人材になるのではないかなと思ったのですが、GIGAスクールサポーターの配置の状況というのはどうなっているのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 GIGAスクールサポーターにつきましては、7月1日からの業務委託に取りかかることができるよう現在募集業務を進めているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 それで、GIGAスクールサポーター、今みたいな課題を解決するために配置される人だという認識でよかったのですよね。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 GIGAスクールサポーターの業務内容ですが、各小中学校の端末機の数や番号の適正管理、それから通信設定の支援、各種問合せなどに対応していただくということを考えているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

何かしらしかし、この解決に向けたもう少しスピードを加速させないといけないのかなというふうに思っています。

GIGAスクールサポーターが一日も早く現場に入って調整していただけるようにぜひ進めていただければというふうに思います。

それで、そもそもの様々な質問の中の原点に戻りますが、やはり長時間労働の抑制をしていかななくてはならない……。

○井戸達也議長 川原田議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時15分といたします。

午後 2 時 06 分休憩

午後 2 時 15 分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

川原田議員の質問から。

川原田議員。

○川原田英世議員 それで、学校教職員と学校事務職員の労働条件についていろいろ聞いてきました。

それで、やっぱり長時間労働の抑制策をやっているかなくてはならないと思っています。

各自治体それぞれ取組がいろいろあるようで、それも伺ってきました。特に教員の方だと管内いろいろと地域をまたぎますので、「あの町ではこうやっているのに網走なぜこうなの」とか、いろいろな声が上がっております。そういった、ぜひ現場のニーズも聞いていってほしいなとも思っていますが、まず確認していきたいのが、現在において長時間労働抑制のために教育委員会として取り組まれていること、どのようなことに取り組まれているのかをまず確認したいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 長時間労働の抑制策についてですけれども、長時間労働の抑制策については平成30年3月に北海道教育委員会が策定しました学校における働き方改革北海道アクションプランに基づき、平成31年度に網走市立学校における働き方改革推進プランを策定し取組を進めており、具体的にはICTを活用した環境の整備を進めたり、部活動休業日の設定、定時退勤日の取組や学校閉庁日の設定などに取り組んでいるところでございます。

各小中学校においても学校の状況に応じた様々な取組をしており、学校でアクションプランを作成するなど業務の削減を目指しております。

また、校務支援システムでの出退勤管理により超勤時間が見える化したことで、学校や教職員の意識改革も進んできているように考えております。

教育委員会としまして、道教委が作成した働き方改革Road（ロード）の活用推進、ICTを用いた効率的な業務の推進、学習指導員、スクールサポートスタッフ、部活動指導員の配置等、学校の教育環境を整備しているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 教育委員会として取り組まれていること、道教委から示されたということで今のとおりなのだと思いますけれども、今のとおりのとこ

ろに僕は何個か問題点があると思っています。というのは、さっき言ったように、これ学校単位で取り組むことなのですか。教育委員会として取り組んで、その答えを下ろすべきものなのではないのですか。なぜこれをばらばらに学校単位で議論する必要があるのですかというような会議がたくさんある。それが俗に現場の皆さんから言わせれば無駄な会議だというふうに指摘がされています。

例えば、コロナ後になってコロナ対策をそれぞれ学校で考えてください。それぞれの学校でケースが違いますからというのはわかります。でも大きな枠は一つまずあるわけですね。それも何もなくていきなり学校それぞれで考えてくださいというのは無駄な現場への労働の状況になってしまうのではないかなと思いますし、運営会議なるものがありますけれども、それもやっている学校とやっていない学校があって統一されていないというふうにも今回いろいろ聞き取りした上でわかりました。

やっぱり地域間で相当違いますので、今言ったところは確かにわかるのです。今の答弁いただいたのはわかるのですけれども、やっぱり現場の声を聞いて、そして余計なものはできるだけ除いていこうよというのがまず長時間労働抑制のためにはなるのではないのかなというふうに思っているのですけれども、そういった現場で働いている方のニーズを直接教育委員会として聞いて、こういうのを改善しようとかそういったことというのはされているのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校現場の声ですけれども、教育委員会では毎月校長会、教頭会を定例的に行っておりまして、そちらから各学校の状況について聞き取りをさせていただいているような状況となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そうなのだと思うのですよね。そこも問題があると僕は思っていて、校長会それぞれの校長先生方も自分たちの職権ですから、学校を統括されているというふうに思います。そこでそれぞれの考え方が違うと、結局は現場にいろいろな仕事がしわ寄せになって行ってしまうということになるのですね。

さっきC4thの話が出ました。C4thで学校通知表をつくりますよね。ほかの自治体の話を聞くと、教育委員会で通知表の統括的な仕組みをつくっ

て、それを各学校に下ろすのです。その仕組みをつくるだけでも先生1人1週間ぐらひびっちり仕事取られるのですね。ほかの自治体、北見は北見の教育委員会で作って各学校に下ろします。しかし網走はそれぞれの学校で作ってくださいとなるので、現場に1週間びっちりそれをしなければいけない職員が生まれてしまう。こういったのが二重、三重で無駄だということなのですよ。そういった部分をやっぱり調整していかなくてはいけないのだと思うのです。

そのためには、校長会での意見もそうですけれども、校長先生同士でそれぞれ認識がばらばらであれば、いつまでたっても通知表つくるのもうちの考えはこうだからとかと足並みがそろわなくて結局現場にしわ寄せが行ってしまうということになるので、そこをやっぱりしっかり整理していくには現場の声の聞きながら市教委としてしっかりとこの労働状況の改善を図っていくのだという意思が明確にないと前に進まないということなのです。その意思をしっかり持っていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 時間外の抑制、働き方改革ですけれども、先ほども申しましたけれども、市としましても網走市立学校における働き方改革推進プランを策定しまして各学校に示させていただいている状況となっております。

また、コロナの関係ですけれども、コロナ対策につきましても道教委の通知に基づきまして、市教委で通知を作成し方向性を示し、保護者向け文書のひな形なども学校運営上留意事項を示させていただいているという状況です。

また、万が一感染者が発生した場合にも、マニュアルなども整理しまして各学校に配付している状況となっております。

それから通知表の関係ですけれども、教育課程は地域や学校の実態に応じて編成されるものでございまして、通知表もそれに基づいて作成されているものであることから全校統一される性格のものではないというふうに考えております。

しかしながら、当市においても教員の業務削減の観点から、議員お示しの校務支援システムC4 t hにおいて運営会社が作成するひな形を提供し、各学校はそれを各学校の実情に応じて修文して活用しているというふうに認識しております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 いろいろと取り組まれていることはよくわかりますけれども、特にやっぱり働く側の立場に立ってみると、北見でこうだったのが網走に来たらいろいろな余計な仕事が振ってくるとなると、そこはちょっとやっぱり不満を覚える、大きく覚えるところにもなると思いますので、本当はそこから辺もしっかりと把握をしていていただきたいですし、今C4 t hの部分についても運用の仕方いろいろありましたけれども、そこももう一度チェックをしていただきたいなというふうに思っています。

というのも、以前の決算のときに、学校の職員の現場で大きく負担になっているのはプールの実は監視だったりもするのですよねという話もしましたが、いまだにそれも改善されていない。ほかの自治体ではそんなこと一切やらせていません。なので、指摘されたことも改善もされていないで、いまだにそういう状況なのだということで驚きました。全くこの超勤の改善をするという姿勢がないのかなと思って心配に思ったところなのです。

そういったこともあるから、一度業務の内容、それぞれのタスクをしっかりと一度広げてみて、もう一回総ざらいして、無駄な業務をなくしていくということを一度やっていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今までも、先ほども言いましたけれども、校長会、教頭会でいろいろと各学校の事情は聞かさせていただいておりますけれども、今後も幅広く教員の皆様の声を聞く機会、いろいろな委員会とかもありますので、そういうところで話を聞きながら検討していきたいというふうに思います。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ぜひお願いします。

校長、教頭に言うというのもある意味上司に言うということですので、上司に私この仕事つらいからちょっと少し削減してくださいなどというふうに言える職員はいません。なので、校長会、教頭会から職員の労働環境状況改善に向けてという議論をしても、現場の声はなかなか上がってきませんので、そのことを認識して取り組んでいただきたいと思います。

ちよっともう一つ、学校事務職員の状況について

伺いたいのですが、配置状況どうなっているのか確認させていただければと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校事務職員の配置状況ですけれども、学校事務職員は北海道教育委員会が配置基準に基づいて配置しており、基本的には1校につき1名が配置されている状況です。また、道の学校力向上に関する実践事業の実践中核校の指定を受けている学校、これは網走小学校になりますけれども、この学校は1名追加で配置されておりまして、要綱や計画に基づき業務を行っているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

配置状況わかったのですけれども、今の教職員のそういった労働状況が変わってきているとか超勤が増えてきているという状況の中で、いろいろな部分で事務職員のほうにしわ寄せが行っているのではないのかというような指摘も一部あるのですけれども、そういった状況には網走は教育委員会としてはないというふうに認識をされているのか、その点だけ確認させてください。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 事務職員につきましてもC4 t hのほうで退勤を去年から管理させていただいておりますけれども、教員の時間数よりは少ない時間となっているという状況で、ちょっと過去の経緯まではちょっとC4 t h入ってなかったものですからわかりませんが、実態としてはそのように教職員よりも少ない時間にはなっています。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 取りあえずここは現状で理解をしました。

それでは、最後の項目に入りたいと思います。

管理職の労働状況についてです。

これも働き方改革で、これまでにはなかったのですが、管理職の方の労働状況等も把握をしていかななくてはならないということになりました。

よく行政の働き方、管理職の議論になると永田町の話がよく出ますが、国会での答弁のためにほとんど超勤しているなどということになって、そうすると議会で僕も聞くのもちょっと胸が痛くなるような聞き方になってしまうかもしれませんが、しかしここはしっかりと把握していかななくてはなりませんし、改善できるところは改善していかななくてはなら

ないというふうに思っています。

それで、まずそもそも論でお伺いしたいのですが、市の管理職の労働時間、これ今現在は把握はできているのか。また、管理者というのは誰にそもそもなるのかお伺いしたいのですが。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今議員お話のとおり、労働基準法の改正や労働時間の適正把握のためのガイドライン、こうしたものを策定から労働時間に関し使用者が取るべき措置が定められたところでございます。

一般職員につきましては時間外勤務システムというのがございますので、これにより把握をしているところですが、管理職につきましては労働時間の把握は自らの自己管理を基本としております。具体的な把握、集計システムによる集計というのはやっていないという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、健康管理の観点から管理職におきましても過重な勤務とならないよう適正な管理を行う必要があるとも認識をしておりますので、今後になります、庁舎整備に併せて入退庁システムの導入など、こうしたものの研究・検討を始めたいと考えております。

なお、管理者ですが、健康管理の面から安全衛生管理者というのが私でございますので、そういった面では私が管理者になります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 新庁舎と併せてということで理解をしました。

やっぱり自己管理というのはなかなか難しいところがあって、先ほど言ったように公務員の働き方の中で日本はこれだけ公務員の率が低いとなると、まさに皆さんのところにいろいろなものがしわ寄せが来てしまっているのではないのかなというふうに思わざるを得ません。その原因が議会だと言われたらどきっとしてしまいますけれども、この長時間労働があるという仮定をして聞きますが、何が一番超勤につながっていると思われているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 時間外勤務の要因ですけれども、これにつきましてはその年によって様々でございます。現状では新型コロナウイルス感染症に関する対応が顕著であると認識をしております。

昨年は特別定額給付金や各事業者への支援金の給付に加え、感染症防止対策や各経済対策の取組があ

りました。

今年度に入りましても、緊急事態措置への対応に加え学校でのスクリーニングの実施やワクチン接種に伴う休日臨時窓口の開設など、現状としては時間外勤務をせざるを得ない状況となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 わかりました。

そういった状況にあるということ、これまでの議論であったように、やっぱり自治体の役割、また公務員、公の役割というのはやっぱりもう一回見直していかななくてはならないですし、私はやっぱりそこは強化すべきだというふうに思っています。もちろん人口に対してですので、人口が下がって、減っていているという実態も踏まえて総体の人数は考えなくてはいけないのですけれども、そもそもの役割を考えていくと、これからもっと公務員の皆さんの働き方改革としっかりとした人員確保というのに努めていかななくてはならないのだろうなというふうに僕は思っています。

そんなことを最後に申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○井戸達也議長 永本浩子議員。

○永本浩子議員 一登壇一 公明クラブの永本でございます。

先ほど澤谷議員からもお話がありましたけれども、私のところにもこのたびのコロナワクチンの接種に関しましては、予約券の発送等地域ごとに少し日にちをずらすなど様々な工夫でとてもスムーズに行っているということで、網走に住んでいてよかったという声をたくさん頂いております。御苦労されている皆様に心から感謝申し上げます。

それでは、さきに通告させていただきました3項目について質問させていただきます。

初めに1項目めの、子供の健康についてお伺いたします。

先日、市内の小児歯科の先生から御相談を受けました。「最近、猫背で頭が後ろに反りぎみで口が開いたまま閉じられない子供や歯のかみ合わせが悪い子供が増えている。これは赤ちゃんへの授乳時等の抱っこの仕方と離乳食を始めるタイミングが月齢重視で判断されていることが原因ではないかと思われる」という内容でした。聞いたとき、私もちょっと驚いたのですけれども、口が開いたまま閉じられないのは口唇閉鎖不全、いわゆる「お口ぽかん」と言われて、本年2月に新潟大学等が全国の小児歯科

専門医の協力を得て、日本初となる大規模疫学調査を行い、3歳から12歳の小児3,399人のうち30.7%という高い有病率が判明し、さらに年齢とともに有病率は増加していることも判明いたしました。

調査では、鼻の詰まりやクチャクチャ音を立てて食べる。口臭があるなどの傾向があることも裏づけられました。また、かみ合わせが悪いのは不正咬合とって、いずれも口腔機能発達不全症の症状の一つと考えられます。

この口腔機能発達不全症は2018年に保険適用になり、小児の約70%が対象と言われております。食べる、話す、呼吸するという口腔機能が十分に発達していない、あるいは正常に獲得できていない状態というわけですが、口腔機能は口腔機能単体ではなく全身とともに発達するため、赤ちゃんが頭をのけぞらせるような姿勢で抱っこを続けていると口が開き口呼吸になってしまい、口呼吸が習慣になってしまうと舌の位置が低くなる低位舌になりやすく、飲み込むための筋肉の発達や舌の機能発達も不十分になってしまいます。そのため、うまく飲み込めなくなったり歯並びや顎の発達、さらには発音にも悪い影響を及ぼします。

また、はいはいを十分にさせず早く立たせて早く歩かせてしまうと、頭を支えるための背骨の発達が不十分になり、離乳食を与える時期は頭を自分で支える姿勢、すなわちお座りができていることが重要で、これができていないとしっかりとそしゃく運動をすることができないそうです。

また、離乳食の硬さや一口の量は赤ちゃんの唇や舌の動き、歯の数に合わせる事が大切で、赤ちゃんの発育には個人差があるので、月齢だけで離乳食を始めるのではなく、一人一人に合わせて段階的に離乳食を与えることが重要なのだそうです。

口腔の正常な発達は、単にその子供の健康面の問題だけではなくいじめにつながったり、その後の人間関係の構築にも大きく影響します。

こうした知識を小児歯科の先生と保健師が共有し、早期に予防・対応することが大切なのではないかとお話を受けて、担当課長にも機会を設けていただけるようお願いしたところです。

まずは8月に機会を持つことになったと伺っておりますが、今後、小児歯科医と保健師の連携を深めながら、妊娠中の胎児の姿勢も問題があると言われてることなどから、妊娠出産から就園・就学まで一貫してサポートするワンストップ窓口ユカリエを

活用して、助産師や理学療法士、言語療法士等との連携体制を確立していくことが大切なのではないかと思えます。

乳幼児に関わる専門職の連携の中で、それぞれのスペシャリティーの情報を共有することで網走の大切な子供たちの健康と未来を守っていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 小児歯科医と保健師との連携体制確立についてであります。近年子供における口腔機能と全身のつながりの重要性につきまして小児歯科医から歯科衛生士に助言があったため、重要性を認識しているところでございます。

また、歯科衛生士の働きかけにより地域子育て支援センターや発達支援センターの職員を対象といたしまして、知識を共有する場を創出するため8月5日になりますが、小児歯科医による講話を予定しているところでございます。

不正咬合や口腔機能不全は子供の運動機能低下につながり、継続性のある支援が必要というふうに考えられるため、口腔機能発達支援につきましては歯科医、歯科衛生士及び保健師のみならず子供に関連する多職種が共通認識を持って対応していくことが重要であるというふうに認識をしております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 まずは8月5日にそういった講話の機会を設けていただけるということで、ぜひ皆さんで知識を深めながら対策をしていただければと思っております。

また、今年の4月、私の友人の娘さんが埼玉から東京農大に入学し、歯の矯正をしたいので紹介してほしいと頼まれて市内の矯正歯科を当たりましたが、どこも2年先まで予約がいっぱいで新規は受けられないということで驚きました。

矯正には時間もお金もかかります。妊婦の姿勢や赤ちゃんの抱っこの仕方、離乳食の時期や与え方などが歯並びや口呼吸に深く関わっていることをお母さんたちにぜひ知ってもらい、予防することがとても大切だと思います。

市で行っている母親学級プレマクラブや両親学級ハローベビークラブでは、これまでも赤ちゃんの抱っこの仕方などは指導してきていると思いますが、そこに小児歯科の観点からの指導を反映させることで子供たちの健康と未来を守ることになると思いますが、この点はいかがでしょう。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 母親学級や両親学級の指導の反映についてでございますけれども、母親学級、乳幼児検診、ナチュラルベビークッキングにおける歯科に関する指導につきましては、歯科衛生士が担当しておりますけれども、様々な研修を通じて学習を進めるとともに、小児歯科医との連携により習得した内容を保護者への指導に生かしているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 口腔機能発達不全症というそのもの自体が歯科医の中でもまだまだ浸透し切れていないというような状況なようなので、ぜひそういった知見を深めながら、また保護者の方たちへの指導に生かしていただきたいと思います。

また、日本歯科医学会では、昨年3月に口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方を出しました。その中で、「小児の口腔機能は常に機能の発達・獲得の過程にあり、各成長のステージにおいて正常な状態も変化し、機能の発達が遅れていたり誤った機能の獲得があれば、その修正回復を早い段階で行うことが重要である」として、離乳完了前と完了後の口腔機能発達不全症チェックリストと評価基準を参考としたとありました。このチェックリストと評価基準を活用して、口腔機能の発達不全を早期に発見し、早い段階での予防並びに治療に結びつけることができると考えます。

乳幼児検診等に活用するなどの取組もぜひ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 口腔機能発達不全症チェックリストの活用についてであります。小児の口腔機能発達マニュアルでは、口腔機能発達不全症チェックリストにおける各項目の意味合いが示されておりまして、食べる機能、話す機能、呼吸する機能のほかにも生育歴や全身の健康状態、また家族歴や家庭環境など発達に影響する個人因子や環境因子を広く評価・対応することが肝要であるとの記載がございまして。

今後、マニュアルの記載内容を参考にさせていただくとともに、小児歯科医をはじめとする専門職、これは歯科衛生士、言語聴覚士、助産師などが考えられますが、これら専門職との意見交換を踏まえながら、この乳幼児検診等における活用を研究していき

たいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ、やはり早い段階で見つけて治療をしていくという方向になると、かなり口を開いたままで閉じられないような子供さんとか、矯正をしなければいけないという方もかなり減るのではないかと思います。

私にこの相談をしてくださった小児歯科の先生も「本当この乳幼児段階での取組が究極の高齢になってからの飲み込みの悪さとか誤嚥性肺炎の予防にもつながると思います」ということでしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3歳児健診における弱視の早期発見についてお聞きいたします。

日本弱視斜視学会によりますと、弱視は通常の教育を受けることが困難なほどの低視力という意味ですが、医学的には視力の発達が障害されて起きた低視力を指し、眼鏡をかけても視力が十分でない場合を指します。

視力は、言葉や歩行などと同じく成長に伴ってだんだん獲得する能力で、0歳では0.1くらいですが、視力が発達する視覚の感受性期である生後1か月から6歳から8歳頃までに適切な視覚刺激を受けられないと、正常な視力の発達が停止もしくは遅れてしまい、眼鏡やコンタクトをしても生涯十分な視力が出ない弱視になってしまいます。弱視の割合は約2%で、50人に1人とされており、弱視による失明率は40歳以下における片目だけの片眼失明の原因第1位となっております。

眼鏡をかけてもよく見えないということは、教育を受けるのに支障があるだけでなく職種も限られ、まして働き盛りで視力を失うことは本人にとっても社会にとっても損失は深刻です。

弱視の原因は主に3つあり、一つは遠視、近視、乱視といった屈折異常です。中でも屈折異常の左右差が大きいと片方の目のみが弱視となってしまうことが多く、これを不同視弱視と言います。二つ目は斜視で、この不同視と斜視が原因の大半を占め、三つ目の形態覚の遮断は、視覚を遮断する原因があると生じるもので、例えば数日間眼帯をつけただけでも生じてしまうそうです。

弱視の問題点は、見た目にわかりにくく、幼児期は視力が0.3程度あれば不自由がなくその状態に慣れてしまっているため本人も周囲も気づきにくいということです。しかし、発見できれば眼鏡装用と弱

視訓練により治療が可能です。しかし、発見が遅れると生涯にわたり視力障害を負うことになります。

就学前の視力検査で弱視がわかることは多いようですが、ここからの治療では視力の伸びは期待できないため、3歳児健診で見落とさないことが非常に大切になってまいります。そのため厚生労働省は、平成29年4月7日付の「3歳児健康診査における視力検査の実施について」で、「子供の目の機能は生まれてから発達を続け6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健診において強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に治療が遅れ十分な視力が得られないとの指摘がなされています。市町村におかれましては、3歳児健康診査における視力検査及び保健指導を適切に実施されるようお願い申し上げます」と通知を出しております。

現在、当市が行っている3歳児健診の視力検査はどのようなになっているのでしょうか。現行の視力検査で弱視の見逃しはないとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 3歳児健診における弱視の見逃しについてであります。各5年度の3歳児健診における視力検査で精密検査に移行した子供13名のうち8名が要観察、要医療というふうになりまして、この中で弱視の疑いがあった子供は病院のフォローにつないでいるところでございます。

検査につきましては、当日の子供の状態や応答で左右されるため、弱視が見逃されるケースがないとは言いきれませんが、保護者に対しまして検査を実施できない場合の帰宅後の検査をお願いするとともに、心配な点があれば保健センターへの相談を勧奨しているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ということは、今の当市の3歳児健診における視力検査というのは基本家庭での視力検査が主で、屈折等に関する検査は行っていないということでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 議員お見込みのとおりでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 この家庭での視力検査と目のアンケートが多分今の網走市が行っている視力検査で、万が一家庭で検査ができなかった場合は保健センターのほうで保健師さんが同じ内容の視力検査をやっ

ていただいているのではないかと思います。

家庭での視力検査と目のアンケートだけでは、ほとんどの弱視は見逃してしまうと言われておりません。

日本眼科学会によりますと、弱視の子供はもともと見えにくい状態が当たり前として育っているため見えなとか見えにくいと訴えることがほとんどないそうです。また、片目だけ弱視の場合、もう片方の目が見えている、弱視のほうの目の異常に子供自身も保護者も気づきにくいとも言われております。

視力検査が、3歳なのでうまくできなかつたり、子供がうまく答えられなかつたり、子供の状態に左右されやすく、3歳児健診における視力検査の精度及び成功率は決して高くはないと言われております。

こうした現状の中、日本弱視斜視学会また日本小児眼科学会は、近年、3歳児健診について視力検査に加えてフォトスクリーナーなどを用いた屈折検査や斜視の検査を併用することが望ましいと提言しております。

提言を受けて屈折検査機器を導入する自治体が増えており、令和元年に導入した高知市では、3歳児健診を受けた573人の中で26人が精密検査を受け、治療が必要とされた14人のうち9人が屈折検査機器を使わなければ見つからないケースだったとのこと。

取扱いも非常に簡単で眼科医でなくても検査ができ、子供はお母さんの膝の上に抱かれたまま数秒で両目の検査ができるため大変効果的と言われております。このようなカメラのような形をしたもので、金額的にもそれほど高くはないということでした。

当市でもぜひ3歳児健診に屈折検査を導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 3歳児健診の視力検査における屈折異常検査の導入についてであります。従来の視力検査、当市におきましては視標を採用しておりますけれども、これにつきましては弱視の早期発見に重要な検査ではあるものの、応答があやふやな3歳児を対象とした場合、弱視が見逃される可能性もあるとされておきまして、実際に屈折検査を導入している自治体におきましては、精密検査率が上昇し、またあわせて要治療となった人数も増加しているとのデータがございます。

当市におきましても、取扱い業者や盲学校とのつ

ながりから屈折検査の有効性を理解をしているため、今後眼科医や関係機関の意見を踏まえ、屈折検査の導入を検討していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひまた専門家の意見も聞いていただきながら、導入に向けて検討していただきたいと思っております。

現行の視力検査で精密検査が必要と言われても、これは全国的なレベルではございますけれども、約3割は眼科を受診しないと言われております。

その理由は、保護者が視覚の発達にはタイムリミットがあることを知らない。また弱視や斜視についての正しい情報を知らないことが大きいといったことが挙げられております。

私も今回この弱視のことを勉強する前は、弱視は単に視力がちょっと低いぐらいと思っていましたけれども、本当に教育も受けられないくらいの視力の低さであり、それは発達段階に全てがかかっているということを初めて知って、これは本当に大事なことだと改めて感じたところでございます。

口腔機能発達不全症も弱視もいずれも早い時期に対応しないと手遅れになってしまい、子供たちの人生に大きく影響してくる問題です。

こうした情報を保護者をはじめ、今は働くお母さんも多いため祖父母が代わりに子育てを、孫育てをしている場合もあります。そういった祖父母の方やまた保育士さんたちにも周知・啓発していくことが大切だと考えます。

当市がやっている子育てアプリやホームページ、地元ラジオ局等を活用して広く周知していただきたいと思います。市としてはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 子育てアプリ、ホームページなどを活用した保護者への周知・啓発といったことでございますが、弱視につきましては各5年度で13名が要精密検査となりましたが、15%に当たる2名が未受診となっております。2名ともに経過的に関わりを持ち対応してきたところでありますが、子供の健康を確保するためにはやはり早期発見、早期対応は重要であるというふうに認識をさせていただきます。

今後、様々な媒体を活用し、保護者などに対する周知・啓発に努めてまいりたいと考えてございま

す。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 やはり当市でも2名の方が未受診だったということで、ここら辺のところも取組はとて大切だと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは次に、デジタル化の推進についてお伺ひいたします。

本年5月、デジタル改革の司令塔として、9月にデジタル庁を創設することを盛り込んだデジタル関連法案が参議院本会議で可決成立いたしました。これによって、世界に遅れを取っていた日本のデジタル化もポストコロナを見据えて、組織の縦割りを排した行政のデジタル化や書面押印等の規制改革、公務員のデジタル職の採用、マイナンバーカードの普及・活用、教育のデジタル化、テレワークを活用した新しい働き方、携帯電話料金の値下げなどに加速がかかってくるものと思われまます。

国民の利便性が高まり、業務の効率化が図られ、コロナ禍や災害など大きな経済変動があったときにも公的な給付がスムーズに進むことを期待するところです。

網走市といたしましても、本年9月議会からタブレットの本格導入が始まることになっており、私たち議員も先日、先進自治体とのオンライン視察を行い、様々な活用例に目をみはる思いでございました。

デジタル庁創設に当たっては、行政のデジタル化として全国規模のクラウド移行に向けて、各自治体のシステムを統一し業務の効率化と住民サービスの向上が進められると思ひますが、当市は今、新庁舎の建設に向けて取組を進めている最中で、ちょうど国が進める行政のデジタル化に歩調を合わせた新庁舎が造れるのではないかと期待するところです。

当市としての新庁舎建設に向けたデジタル化の構想はどのようになっているのかお伺ひいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話のとおり、本年5月のデジタル改革関連6法の成立により、9月1日にデジタル庁が発足し、マイナンバーの活用拡大、自治体の行政システムの統一化、行政手続のオンライン化など、こうしたことが推進されることとなりました。また、総務省が策定した自治体DX推進計画では、令和7年度までを期限とし、自治体において住民記録など基幹系17業務のシステムの標準

化・共通化と子育て、介護関係など31手続のオンライン化などに取り組むとされております。

こうした中、市民に優しいスマート庁舎を基本理念とする新庁舎が令和6年10月に供用開始を予定しているところでございますので、新庁舎の整備とも歩調を合わせながら網走市DX推進計画の策定を進め、より一層の市民サービスの向上と行政運営の効率化を目指してまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 幸いにして、タイミング的にはとてもいいタイミングで新庁舎を造れるのではないかとと思っております。

今回のデジタル関係の参与、フェロー等が網走市としてもそういった方の御助言を頂くということが決まってくるかと思ひますので、ぜひそういったところを活用しながら、最高にいい新庁舎を造っていただきたいと思いますと思っております。

また、全国の自治体に目を向けると、2019年5月にデジタル手続法（通称、デジタルファースト法案）が公布され、12月に施行された前後で、デジタル技術を活用した行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に先駆的に取り組んできた自治体があります。

大分県別府市は全国に先駆けて、2019年6月25日に「BEPPO×デジタルファースト宣言」を発表し、「市民、職員、国、他県に向けて、デジタルの力を最大限活用する施策により市民サービスの向上・地方創生・生産性の向上・働き方改革、さらには観光立国日本におけるモデル都市としてのブランドを確立する」と宣言。

続いて、静岡県浜松市が同年10月にデジタルファースト宣言を発表し「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立、ソフトバンクやNTTドコモなど民間企業10社をパートナー会員、またスマート・デジタルシティ実現に意欲のある72の企業・団体を一般会員として、官民一体となってデジタル化による地域活性に取り組んでおります。

このほかにも全国各地でデジタルファースト宣言が出されており、住民サービスのデジタルファースト、行政運営のデジタルファースト、観光戦略や関係人口創出のデジタルファーストに取り組んでおります。

北海道でも本年5月6日に、函館市鹿部町が道内初となる鹿部町デジタルファースト宣言を発表いた

しました。

当市におきましても、網走デジタルファースト宣言を出して、本格的なデジタル化に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今後、デジタルトランスフォーメーションの推進を図っていくため、新たに任命するフェローなどの御意見も参考としながら、今後のまちづくりにおいてデジタルファーストで取り組むことを宣言したいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひお願いしたいと思います。

次に、先ほど御紹介した別府市では……。

○井戸達也議長 永本議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後3時10分といたします。

午後3時01分休憩

午後3時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本議員の質問から。

永本議員。

○永本浩子議員 それでは、先ほどうれしい御答弁を頂きありがとうございます。

その次に、先ほど御紹介した別府市では、市長のインタビュー記事を読んでも、「宣言後も役所内には縦割り意識が強く残っており、目の前の業務で効果を実感できなければ、個々の職員がIT活用の意義に納得感を得るのは難しかった」と言っております。

そこで、別府市では本格的なIT導入に先駆けて6か月間の試行期間を設け、入力・点検といった定型業務が多い保険年金課から14業務、情報推進課から1業務を選定して導入効果の検証を行い、その結果、年間1,265時間を要していた作業時間がわずか187時間と、実に85.2%の時間削減効果が得られたそうです。

しかし、本格運用では、職員が日常でいかに使いこなせるかが導入の効果を最大化させる鍵になるため、一部の職員しか使いこなせないのでは、「使える人材が不在の時の不具合が怖い」「人事異動で業務の継続性が困難になるおそれがある」との懸念があるため、別府市ではRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）開発を委託業者に任せるとはならず、将来的には各職員が自分でシナリオ

を作成することを想定して、試行期間もシナリオの内製化にこだわって取り組んできたとのことでした。外部に委託すると投資対効果がどれほど出るのかという点と、開発のノウハウが何も残らないという2点で内製化を基準にし、デジタル人材の育成・研修にも力を入れているそうです。

当市も国を挙げてのデジタル化の中でその利点を十分に行政に生かし、市民の皆様へのサービスの向上につなげるためにも、デジタル人材の育成と職員の意識改革に取り組んでいくべきと考えますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 自治体DXの推進はシステムの標準化や行政手続のオンライン化など、単なる個別の取組ではなく自治体、国を挙げての大きな改革であると認識をしております。

外部講師などによる職員研修の充実や自主グループでの研究活動の促進など、デジタル化に向けた職員の人材育成と意識改革を図ってまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 なかなか大変な事業だとは思いますが、全国挙げての取組ということで、当市も遅れないようにぜひよろしくお願いいたします。

また、こうしたデジタル化の推進の中で、職員のみならず市民の皆様もデジタル技術を使いこなせる人とそうではない人とのデジタル格差が重要な政策課題になってくると思われれます。私もあまり得意なほうではないので、そういう人たちの気持ちがよくわかるわけなのですけれども。

当市のワクチン接種の予約は大変順調でスムーズに行っておりますが、ネット予約が主になっている自治体では、スマホをお持ちでない高齢者やうまく使えない高齢者が予約できずに困り果てているというニュースが続きました。内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の約6割がスマホなどの情報機器を利用していないと回答しており、助けを必要としている人への支援が十分行き渡るようにすることが急務であります。

昨年12月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針においても、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられており、大変重要な課題だと思っております。

総務省からも、携帯ショップ等を中心に全国約1,800か所での高齢者向けの講習会の実施や各地域のニーズに合わせた支援体制の充実等が出されてお

りますが、総務省の事業だけで達成できるものではなく、地域のサポート体制を確立し、様々な地域の担い手による幅広い取組が求められます。

また、総務省の事業に加えて、地方公共団体・教育機関・高齢者団体・商工団体・農業団体・ケーブルテレビ・電気店・町内会・自治体・NPO法人等と連携し、国民運動として、家族を含めた若い世代が高齢者に教えることや様々な地域の担い手による幅広い取組を積極的に促し、デジタル活用支援に関する5か年の全体構想を策定して取組を加速するとあり、実際には、誰一人取り残さないために、最先端で支援を展開するのは地方自治体であります。大変な作業になるかと思いますが、当市の誰一人取り残さないデジタル化に対する考え方と今後の支援策への取組についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 誰一人取り残さない人に優しいデジタル化は、議員お話のとおり最も重要な課題であると認識しております。

スマホを持たない高齢者などへの対応につきましては、デジタルファースト宣言やDX推進計画の策定におきまして重要課題として位置づけ、庁内における政策の横展開や様々な関係団体などの協力も頂きながら支援策を講じてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 学校の中でもなかなか大変というお話も先ほどありましたけれども、やはり活用できてこそ本当のデジタル化の内容を享受できるということになりますので、当市においては東京農大等の学生さんもいたりとか、様々な角度で活躍していただける方もいるかと思っておりますので、ぜひそういった取組もフェローになられる方等と相談しながら進めていっていただきたいと思っております。

また、ちょっと具体的な話になりますけれども、先日、タブレット導入に向けて先進自治体とオンライン視察を行った際に、そのときの市議会議員さんの背景にその市の花火大会の様子が大変印象的に映りました。私も何度かこういった形のオンラインでの講習を受けたりとか、いろいろなやり取りをさせていただいてはいるのですが、今も活用しようと思うといろいろなバーチャル背景というのはありますけれども、やはりそういった状況になったときに、網走のよさをアピールする上でも網走市内の豊かな自然や景勝地などのバーチャル背景を提供し

ながら、こういったデジタル化を活用して観光のPRにもつなげていただければと思いますけれども、こういった取組についても検討していただくとありがたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今お話のとおり、当市の特色である観光、交流人口の拡大に向けたデジタル化というのにも必要なことと認識しております。

今具体的なお話のバーチャル背景につきましては、今後計画なり各課でどのような取組を進めるか、こうした整理を進めてまいりますので、具体的な今お話につきましては、その際に検討させていただきたいと思っております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひよろしくお伺いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

最後は、おくやみコーナーについてお伺いいたします。

おくやみコーナーの設置については、令和元年の9月にも一般質問で取り上げさせていただきました。そのときの答弁は「研究させていただく」ということだったと思いますが、新庁舎の設計段階にある今、新庁舎建設時にはぜひこのおくやみコーナーを設置していただきたく、もう一度質問させていただくことにいたしました。

日本の少子高齢化は加速度を増して進んでおります。当市におきましても例外ではありません。毎朝、新聞に折り込まれた死亡広告を見るたびにため息が出ます。

今年の3月、いところが亡くなり息子さん夫婦から死亡に伴う手続について相談を受けました。私も主人と母、そして父を見送り、その時その時必死で様々な手続をしてみりましたが、いざ聞かれるとすぐには答えられず、結局父のときの書類一式を貸して参考にしてもらいました。後日、本当に助かりましたと感謝され、おくやみコーナーの話をする、「ぜひ設置してもらいたい。助かる人がたくさんいると思います」と言われました。

今後のさらなる高齢化を考えると、配偶者が高齢となるケースや親族が遠方または疎遠になるケースなど、遺族が行う死亡・相続に関する手続の負担は一層大きくなるものと思われまます。

死亡や相続に関する手続は大きく分けて4つに分類されると言われております。

一つ目は、死亡後すぐに発生する死亡の届出で

す。死亡届の提出や火葬許可申請、埋葬許可申請、死亡診断書の発行などです。

二つ目は、死亡に関する手続です。これは死亡届の提出後、葬式や火葬が一段落したところで発生する行政機関、年金事務所、民間の手続のことで、国民健康保険関連、障害者関連、子育て関連の手続や未支給年金の請求や被保険者資格の喪失手続、遺族年金の手続等、民間では金融機関の口座の停止、生命保険の保険金の受取り、電気ガス水道事業者やNHKの受信料等の契約の変更手続、勤務先や学校での退社、退校手続等です。

三つめは、遺産分割協議前の手続で、これは亡くなった方の出生から死亡日までの連続した戸籍謄本または抄本を全て集めて行う法廷相続人の調査や亡くなった方が契約していた金融機関等や不動産の調査、亡くなった方の死後、遺族が相続すべき資産の情報を把握する手続です。具体的には、戸籍の調査や固定資産課税台帳の確認、法務局で行う法定相続情報一覧図の写しの入手や不動産登記情報の確認、また、銀行等では残高証明等の発行が必要になるときもあります。

四つ目は、遺産分割協議後の手続で、金融資産等の名義変更や相続税の申告、場合によっては運輸支局への自動車所有者の変更、警察署への車庫証明の変更、法務局への不動産登記の変更、税務署への相続税の申告、銀行への預貯金等の払戻しなどの手続、証券会社への移管等の手続が必要です。相続に関しては申請手続の期限が決められているものもあります。

このような多岐にわたる手続きは、生涯で繰り返し発生するものではなく、また人によって手続の内容は異なります。遺族の中には、経済的・精神的な支えとなっていた方を亡くしている場合もあり、葬式の段取りやその後の法要に加えて慣れない手続で負担は大きく、サポートが必要な場合も多々あるのではないのでしょうか。

こうした遺族の負担を軽減し、市役所窓口が利用者目線に立って、遺族の心に寄り添うことが大切であると思います。そのためにも遺族が市役所内の各課を回るのではなく、そこに来れば全ての手続がワンストップでできるおくやみコーナーを新庁舎にはぜひ設置していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 新庁舎でのおくやみコー

ナーの設置についてであります。昨年8月に策定した新庁舎建設基本構想において、窓口の形態にワンストップフロアサービスを採用し、使いやすい、わかりやすい窓口のカウンター、プライバシーに配慮した相談スペースなどを基本方針に設計を進めているところでございます。

既におくやみコーナーを設置している自治体においても、人口規模や組織体制によって、そのサービス形態は様々なものとなっております。

新庁舎においては、全ての手続がワンストップでできる特化したおくやみコーナーを設置することは専用スペースの確保、幅広い分野の知識を持った人材の確保など特化したコーナーを設置することは難しいと考えておりますが、おくやみに限らずその他の手続の際にも総合案内の運用をはじめ、来庁者の負担や不安を軽減し、庁舎内で迷うことなく手続を終えられる利用者の目線に立った窓口となるよう、総合的に検討しているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 なかなか検討はしていただいているようですが、特化したコーナーを持つのは難しいというお話ではありましたが、今全国的には大変このおくやみコーナーが増えております。

2年前にも紹介させていただきましたが、全国に先駆けておくやみコーナーを設置したのは、2016年にスタートした、先ほども先進自治体として挙げさせていただきました大分県別府市でした。その後、2017年に三重県松坂市、2018年には神奈川県大和市が遺族専用コーナーを設置し、2019年度までは全国で16の自治体でした。しかし、2020年度は一気に169の自治体に増えました。

この急増の背景には全国的な少子高齢化や死亡数の増加もあるものの直接的な要因は、内閣官房IT総合戦略室が推進している死亡・相続ワンストップサービス方策にあると言われております。これは、先駆自治体の一つである松坂市のサービスを分析して、約30の質問に答えることで必要な手続を抽出するデジタルツールおくやみコーナー設置自治体支援ナビを開発し、2020年5月におくやみコーナー設置ガイドラインとともに公開、全国の自治体に広く活用を促したため、おくやみコーナーの存在を全国に広め2020年度の急増につながったのではないかと聞いております。

この支援ナビには、おくやみコーナー設置の背景

や具体的な場所や人の配置、法令関係などが非常にわかりやすくまとめられており、旭川市もこの支援ナビをカスタマイズしておくやみコーナーを導入したとのこと。

全ての自治体がこの支援ナビを導入しているわけではないようですが、当市としても活用を検討する価値はあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 おくやみコーナー設置自治体支援ナビの活用についてでございますが、さきの答弁でも申し上げましたとおり、来庁者の負担や不安の軽減を目指した来庁者に書かせない、迷わせない、新たな窓口を検討しております。

その中で、死亡時の手続に限らず、出生、婚姻などの戸籍届出、住民異動届出、各種証明の申請の際に活用できるシステムの導入を検討しているところでございます。

その導入検討過程において、御提案いただきました内閣官房が推進している自治体支援ナビガイドラインの情報や、先進自治体の取組なども参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ちょっと形は違うけれども、市民の皆様への負担や不安の軽減のためのサービスの充実をしていきたいという御答弁を頂きました。

そういう答弁の内容ではありましたが、もう一つこのおくやみコーナーを設置した多くの自治体は、逝去後の各種手続や関連窓口、相続の手続や相談先などをまとめたおくやみハンドブックを作成し、来庁者に配布したり、市のホームページで公開するなどして市民の皆様にご覧いただいております。

中には民間企業が自治体と協働して、おくやみハンドブックの共同刊行やおくやみコーナーの開設支援、先ほど言ったおくやみコーナー設置支援ナビの導入支援など、自治体の遺族支援をサポートする官民協働事業を開始しているところもあります。

当市としても、ぜひこうしたハンドブックを作成し、市民サービスに努めていただきたいと思いがいかでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 おくやみハンドブックの作成についてでございますが、現在当市では死亡届出をされた方に向けて「死亡届を出された方へ」というお悔やみに関する市役所内での必要な手続の一

覧をお渡しし御案内しているところでございます。

この手続一覧は必要に応じ知ることのできるよう市のホームページにも掲載をしているところでございます。

しかしながら、死亡に伴う各種手続はお亡くなりになった方によって市役所以外にも多くの手続が必要な場合がございます。

現在使用している手続案内の一覧の内容を充実させるとともに、市役所以外に必要な手続についても届出先や相談先の情報、いつ頃までに手続を行えばいいかなども加え、順次お悔やみ手続の案内の内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、各種市民サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ先進自治体の例等も参考にしながら、やはりこれとこれとこれをやれば大丈夫なのだという情報がわかるだけでも大変安心もされまじ、そこにチェックをつけながらいつまでにこの手続をすればいいのだなということがわかるような形をぜひ考えていただきたいと思います。

先ほどのデジタルファースト宣言をした中でも、沖縄の石垣市などは3つの市が共同宣言を出しているわけなのですが、そのモットーとして言っているのが、「来させない、書かせない、待たせない」という市役所まで来なくても手続はできるような体制を、また本人が書かなくても名前等を言えばすぐ書類が出てくるような体制、そして待たせないという、そういった3つの市民サービスの内容を合い言葉にして行っているようですので、ぜひ市民の皆様から網走市役所、本当に親切で助かったという声がたくさん聞けるような、そういったサービス体制をつくっていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○井戸達也議長 ここでお諮りします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日、一般質問を続行したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

御苦勞さまでした。

午後 3 時32分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 山 田 庫 司 郎

署名議員 松 浦 敏 司

6月23日 (水曜日) 第4号

令和3年第2回定例会
網走市議会会議録第4日
令和3年6月23日（水曜日）

○議事日程第4号

令和3年6月23日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問（松浦議員、近藤議員、石垣議員、小田部議員）

○出席議員（16名）

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
川原田英世
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部次長 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 吉田憲弘
水道部長 柏木弦
庁舎整備推進室長 立花学
企画調整課長 佐々木司

総務防災課長 田邊雄三
職員課長 寺口貴広
財政課長 古田孝仁
戸籍保険課長 渡邊真知子
戸籍保険課参事 田中靖久
健康推進課長 今野多賀子
社会福祉課長 結城慎二
社会福祉課参事 有賀克博
新型コロナウイルス感染症対策
商工労働課長 江口優一
観光商工部参事 北村幸彦
庁舎整備推進室参事 高橋優紀
庁舎整備推進室参事 日野智康
庁舎整備推進室参事 遠藤崇哲
里見達也

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学
学校教育部次長 小路谷勝巳
社会教育部次長 岩本博隆
学校教育課長 小松広典
学校教育部参事 高橋善彦
社会教育課長 岩尾弘敏
スポーツ課長 大西広幸

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係主査 寺尾昌樹
係 早渕由樹

午前10時00開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、近藤憲治議員、工藤英治議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

松浦敏司議員。

松浦議員。

○松浦敏司議員 ー登壇ー おはようございます。

日本共産党議員団の松浦敏司でございます。

通告に従って質問をしていきたいと思いますが、初めに、コロナワクチンの関係で多くの皆さんが御努力されていると、市の職員をはじめ医療関係者の皆さんの御努力に心から敬意を表するものであります。

私も6日の日に1回目、そして30日に2回目ということで、非常に、駒場会場でありましたけれども、スムーズに行っているという点でなかなかいい感じだなというふうに印象を受けているところであります。

これからまだ続きますけれども、ぜひ事故のないように努力して頑張っていただきたいと思っております。

それでは、まず1項目め、国民健康保険制度についてであります。

国民皆保険制度とは国民全てが公的医療保険に加入するという医療保険制度であり、国民の誰もが全国の医療機関で公的保険によって医療を受けられるもので、世界的にも高く評価されているものであります。

ただし、高齢化の進展により医療費が増大し、医療保険制度の財政状況が逼迫しているのが現状になります。国民皆保険制度を守るために国の責任が果たす役割は重要であるというふうに思っております。

とりわけ高過ぎる国保料ということで、国保加入者は保険料の支払いが大変だと。滞納世帯が一定程度あるのは所得の割には保険料が高いという根本的な矛盾があることは、これまでも指摘したとおりであります。

そこで、まず保険料の料率について。

さきに提出されましたけれども、令和3年度網走市国民健康保険料の料率の改定がなされたことが報告されました。

この間、大きな特徴として資産割を3年かけて減額して今年度からゼロにするということで、資産割については私どももこの間なくすべきだというふう

に議論を重ねてまいりましたけれども、そのことが実現したということは大変高く評価したいというふうに思います。

そこで1点目ですが、この3年間で資産割の料率を下げた今年度でゼロになったわけですが、これまで賦課していた料率を下げることによる影響額がどのようになっているのか、年度ごとの影響額について伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 資産割の料率引下げによる年度ごとの影響額についてでございますが、国民健康保険料として医療分、後期高齢者支援分、介護分合わせまして、平成31年度は約1,710万円、令和2年度は約1,670万円、令和3年度は約1,740万円の減少となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

私が思っていたよりは影響額が少ないのかなというふうに感じましたけれども、新型コロナによって国保加入者の収入が減少することはほぼ間違いないというふうに思います。国保料は前年度の収入から計算されるために、多分来年度の保険料に一定程度の影響が出るというふうに思いますが、原課としてどのようにお考えか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 令和4年度保険料の総額への影響についてでございますが、今議員がおっしゃったとおり、令和4年度の国民健康保険料の賦課につきましては、今年令和3年の1月から12月までの収入により申告された基準総所得金額に基づき計算されることとなります。

今後のコロナウイルス感染症の状況、ワクチン接種の状況にもよりますが、現在までの新型コロナウイルスの感染症の影響により、飲食業ですとか宿泊観光業など基準総所得金額の減少は見込まれるものと考えられます。

現状において基準総所得金額の減少の規模は想定することはできませんけれども、令和4年度の保険料総額につきましては今後決定します北海道へ納付する国保事業費納付金から道支出金、一般会計繰入金を差し引きし算定することとなります。必要な保険料額の算定時に不足が生じた場合は、保険料率の見直しの検討が必要と考えますけれども、加入者への影響等を考慮し、国民健康保険事業準備基金の利用等を含め慎重に進めてまいりたいと考えておりま

す。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 その辺よろしくお願ひしたいというふうにあります。

次に、資産割の料率を下げることで保険料の収入が減少するというのは誰でもわかると思うのですが、その分は所得割を引き上げることで対応したのではないかというふうにも思いますが、一定額を基金から繰入れをしたのではないかというふうに思うのですが、どのような方法で今回料率を決めてきたのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 資産割料率を下げることで保険料収入の減少の対応についてでございますけれども、保険料の総額を確保するためには資産割の減額分は同じ応能分である所得割に転嫁されるべきものと基本的に考えております。

平成31年度におきましては、基準総所得金額増加に伴う所得割の増加と賦課限度額の引上げにより資産割料率引下げ分の保険料の確保が可能であったことから、所得割料率は据置としております。

令和2年度においては、賦課限度額の引上げにより資産割料率の引下げ分の保険料の一部を確保することが可能であったこと、また、保険料算定時に新型コロナウイルス感染症に関わる国保加入世帯への影響が見極められなかったことに対し、国民健康保険事業準備基金を一部取り崩すことにより資産割減額分への充当が可能であったことから、所得割料率は据置としております。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により基準総所得金額が減少する見込みであること、法定賦課限度額が据置となり資産割減少分の一部について上位所得世帯の負担を求めることができないことから、医療分所得割を0.3%引き上げることとしております。医療分所得割の引上げにより1,330万円の増額を見込んでおります。

令和3年度保険料算定時において、基準総所得金額の減少によりおおよそ1,130万円の収支不足を想定しております。資産割廃止での不足額410万円を加えた不足額の合計1,540万円は、令和3年度当初残高で2億7,000万円あります国民健康保険事業準備基金の積立金の一部を充てる予定でございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

たしか賦課限度額が、最高限度額が2年連続上が

ったかなというふうには記憶もあります。その影響もあって、私が思ったより影響を受けていないのかなというふうにも思います。それはわかりました。保険料は低いほうが、それは加入者にとってはありがたいことですが、そのことについてはわかりました。

次に、所得階層別、世帯人員別平均保険税額というのが料率のこの資料に載っておりました。一人世帯では157万円以下の層というのが保険料が下がっております。185万5,000円を超えると保険料が上がっていく状況があります。ところが407万円以下のところではマイナス1,603円、511万円以下ではマイナス6,138円と、527万円以下もマイナス613円というふうな形になっておりますが、所得が中間層の中で、この3階層だけが保険料がマイナスになっているというふうに読み取れるのですが、二人世帯ではさらに多くの所得階層でマイナスになっているというふうに感じました。その理由と均等割あるいは平等割との関連があるのか、その点も伺いたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 所得階級により保険料が下がる理由ということについてでございますけれども、所得階級の43万円以下の一人世帯につきましては所得割がかからない世帯となっておりますので、資産割廃止に伴う減額分により国保料が減額となっております。

所得階級71万5,000円以下から157万円以下の一人世帯につきましては、年金所得の世帯が多くなってございます。この階級では所得割の増額分により資産割の減額分が多いため、差引き国保料が減額となっております。

所得階級別、世帯別平均保険料額の資料におきましては、所得割の増額分が多い場合はプラスの金額、資産割の減額分が多い場合はマイナスの金額が表示されることとなります。ただし、所得階級と世帯人数ごとに該当世帯数変動します。世帯数の少ない階級においては資産割の額により大きくプラスまたはマイナス表示される場合がございますので、あくまでも平均保険料でありますので、一つの目安ということで実際にそのまま反映されるものではございません。

均等割額と平等割額については据置としてございますので、この表の保険料額への影響はございません。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。あくまでも目安であるということで理解いたしました。

それで、私もこれまで決算委員会などでも指摘をしてきたのですが、決算審査の資料を見ますと、所得階層が80万円から150万円以下、そして150万円以上300万円以下の世帯というのがあるのですが、この世帯が大体毎年のように滞納が多い世帯となっております。今回の料金の改定によって、結果としてこの所得階層が保険料が増額になる影響を受けるのではないかというふうに思うのですが、その辺での見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 いわゆる中間所得世帯の影響についてでございますけれども、国民健康保険制度において、加入者の負担能力に応じて公平な保険料を負担していただくことが必要でございます。

御指摘のとおり、決算委員会資料ではその階層の世帯数が多いということもございますけれども、中間所得世帯の未納世帯数が他の所得階層と比べて多くなっている状況にはございます。

今回の保険料改定において、医療分所得割を0.3%引き上げておりますので、資産割がかかっていなかった世帯につきましては、所得150万円の世帯で年間4,500円、所得300万円の世帯で年間9,000円多く負担していただくこととなります。

所得階層別世帯別平均保険料額の資料におきましては、所得階層の平均を見ますと、資産割廃止による減額分との相殺で保険料が減額となる階層が多くなっているという状況になってございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

いずれにしても、この国民健康保険料というのは高い、結果として高いわけです。

これは私どもずっとこれまでも主張してきましたけれども、やはり国がもっと、国民健康保険でありますから国の責任がやはり重大だと、前段でも言いましたけれども、そういう意味では国がやはりもっと負担を増やす、そのことが求められているというふうに思います。取りあえずわかりました。

次に移ります。

特例減免の状況についてであります。

コロナの影響で、国保料の納付が困難な場合に活用できる特例減免制度が4月以降も延長されました。対象となるのは4月1日から2022年3月31日ま

でに納期限がある2021年度分の国保料は、昨年と違って国保料の減免は現金を手元に残せる点で給付金と同じくらい助かるというふうに言われております。国保加入者からは喜ばれている制度であります。

特例減免は新型コロナの影響で収入が減少し国保加入者の国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免する制度であるというふうに認識しております。

そこでまず伺いますが、昨年と違って国が減免分全額の財政支援を行わないため、自治体への負担がかかることになると思います。当市では今年度は昨年同様に特例減免をしているというふうに理解しておりますが、この点で見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 特例減免についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る保険料減免の令和3年度分につきましては、令和2年分と同様の実施基準となっております。

実施基準の内容については、対象者につきましては新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯は全額免除、また、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、3つの条件全てに該当する世帯は前年の合計所得金額に応じた割合で保険料が減免されることとなります。

条件の一つは、令和3年度の事業収入等のいずれかが令和2年度中と比較して30%以上減少する見込みであること。2つ目の条件といたしましては、令和3年度中の所得の合計額が1,000万円以下であること。3つ目の条件としては、収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年度の所得の合計額が400万円以下であることということになってございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

次に、網走市における特例減免の実施状況についてであります。どのような結果が出ているのか、把握している範囲でお答えいただきたいと思いません。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る保険料減免の令和2年度の実績ということでございますけれ

ども、全体で43世帯、減免額で801万2,900円となっております。

国保全世帯に占める割合としては0.9%、保険料の総額に占める割合は0.8%ということになってございます。所得区分別の実績でございますけれども、事業所得で27世帯568万円、給与所得で16世帯222万3,900円、不動産所得、山林所得の世帯の対象はございません。

減免割合別の実績ですけれども、免除が38世帯690万1,000円、8割減額が1世帯で33万9,100円、6割減額は1世帯10万2,700円、4割減額は3世帯67万100円、2割軽減の世帯はございません。

以上のような状況となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

それで、平成31年度の数字と令和2年度の数字というのがありますけれども、ここに大きな違いがあります。多分令和2年度は保険料支払いが8回の満度であるためかというふうに思いますが、この辺での数字の状況について伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 特例減免実施の内訳についてでございますけれども、令和2年度実施の特例減免につきましては、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日の保険料が対象となっております。

平成31年度分につきましては、納期限が令和2年2月1日から令和2年3月31日までの保険料となり、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収については8期分、年金から差し引かれる特別徴収については2月分が対象となっております。

令和2年度分につきましては、納期限が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの保険料となり、普通徴収については1期から8期までの全額、年金特別徴収については4月から翌年8月までの偶数月の計6回分全額が対象となっております。

年度ごとの特例減免実施状況についてですが、平成31年度分は37世帯88万2,900円、令和2年度分は42世帯713万円となっております。

先ほど全体で43世帯と申し上げましたけれども、令和2年度分のみが対象となっている世帯もございまして、全体の43世帯での数字とは一致しないということになってございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

この制度によって多くの人たちが減額になったという点では非常に助かっているのだらうなというふうにも思います。

国保加入世帯に対して、市として特例減免制度についてどのような方法で、この間周知徹底してきたのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 制度の周知についてでございますけれども、国保料の当初納付書に減免に関する周知文書を同封し、全世帯への周知を行っているほか、市の広報紙、ホームページ、コロナ通信、あとFMあばしりによる周知を図っております。

また、年度途中で加入される世帯につきましても、随時通知する納付書に周知文書を同封し、周知を図っているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

とはいえ、先ほどの答弁の中にもあったように、全世帯に占める割合というのは0.9という、これで全部網羅しているのかなという点ではちょっと私もわかりませんが、漏れている可能性もあるのかなというふうにも思います。

通知書の中に入っているということで、全ての人々がそれを全部見ているかといえば、私も含めてなかなか全部見ないのですね。そういうところはありますけれども、これはあくまでも申請主義なので、加入者がしっかり自覚して対応するしかないなというふうには思います。

次に行きます。

令和元年度、2年度のこの申請状況と減免額について、原課としてはどのように評価しているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 特例減免の評価についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の国保加入世帯に対する影響は世帯により様々でありまして、当該減免の申請件数、減免金額の多寡により評価することは困難であると考えております。

また、道内他所の比較につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響度合いですとか、国保加入者の産業構造の違いなどからその評価は困難であるものと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

今のコロナの感染状況と菅政権は何か何でもオリ

ンピックを開催するというふうを考えているようです。その結果は、人の動きが激しくなります。網走市民でも東京に観戦に行くことも考えられるというふうに思います。感染拡大に注意が必要になってくるのは当然だというふうに思います。新たに感染者が出たりすると、飲食店などは途端に影響が出るわけでありまして。いずれにしても、国保加入者の所得が増える状況というのはなかなか見込めないというのが一般的な認識ではないかというふうに思います。極めて不安ではありますが、感染拡大が起きないことを望みながら、感染しないための努力というのが求められているのではないかというふうに思います。

次の質問に移ります。

医療費の一部負担金の減免制度についてであります。

格差と貧困が広がり、新型コロナ禍が加わり国民の暮らしはますます大変になっております。そんな中、医療機関で一部負担金が払えず受診を我慢して、症状が悪化するという事態が増えているというふうにも聞いております。こうした中で、国保の一部負担金減額制度が重要になっているというふうに思います。

北海道は、2021年12月、国保一部負担金減免の基準例を公表いたしました。北海道の国保運営方針では、2030年度に全道統一の保険料を実施するとともに一部負担金減免、国保料減免、資格証交付、滞納処分それぞれの標準例をつくり、文字どおり北海道国保にすることを考えているようであります。

そこで何点か伺います。

まず一つには、国保一部負担金減免は、条例ではありませんので議会に係ることはなく表に出ない仕組みとなっております。そこで、一部負担金減免とはどういう制度なのか、そもそもの基本について伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 国保一部負担金減免制度についてでございますけれども、国民健康保険法第44条第1項の規定に基づく一部負担金の減免等に関し、網走市国民健康保険条例施行規則に定めるもののほか、網走市国民健康保険一部負担金減免等実施要綱を制定し実施しているものでございます。

内容でございますけれども、減免等の対象は一部負担金の支払い義務を負う世帯主の方が災害等により死亡、障がいを負った場合、または資産に重大な

損害を受けたとき、干ばつ、冷害等により収入が減少したとき、事業または業務の休廃止・失業等により収入が減少したとき、これらに類する事由があったときとしております。減免の基準は収入の見込みが生活保護基準以下であること、また預貯金額が生活保護基準の3か月以下であることとしております。

対象となる療養につきましては入院療養とし、基準に該当する場合は3か月の範囲で一部負担金を免除することとしております。

このような制度になってございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 基本的な部分はわかりました。

近年、格差と貧困が広がる中で、新型コロナ感染による影響で失業やパート労働者などは雇用が打ち切られるなどの事態もあります。雇用調整支援金の制度もあることは承知しておりますが、それで全ての労働者の賃金が支払われているというふうには限らないと思います。その制度を知らない労働者もたくさんいるとも聞いております。

国保の一部負担金減免についても加入者に知らされていない状況にあるのではないかというふうにも考えますが、この間の一部負担金減免の申請は何件あったのか。金額は幾らなのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 一部負担金減免の申請状況についてでございますが、令和2年度まで申請及び適用の実績はございません。令和3年度は、現在までのところ1件の申請がありまして適用しているところでございます。

金額につきましては、まだ医療機関から医療費の請求が届いておりませんので確定しておりません。

また、国保加入者への周知につきましては、保険証の交付時などとホームページ等により周知を図っているところでございます。

また、病院等医療機関への周知につきましては、医師会等の関係機関を通じ制度の周知を図っているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

制度上の問題もあって、なかなか厳しい基準というふうに先ほどの説明を聞いて理解しました。そういう意味では、令和2年までは申請がなかったという状況で、令和3年になって1件があったという答弁でありました。

いずれにしても、こういった厳しい状況にある方に対して、やはり救済をしていかなければならないというふうに思うのですが、原課としてはどのような制度を利用する方法があるのか、その辺伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 高額な一部負担金の支払い義務が生じた場合の救済措置というお尋ねかと思えますけれども、まず平成19年4月から限度額適用認定証というのが交付できるようになりまして、高額な一部負担金を支払わなくてもよくなってございます。

例えば1か月の総医療費が100万円とした場合、その3割分である30万円が一部負担金として医療機関窓口へ一旦支払わなければなりませんけれども、限度額適用認定証の交付を受けた医療機関へ提示することによって、住民税非課税世帯であれば3万5,400円の窓口負担で済むこととなります。

国保の一部負担減免制度につきましては、生活保護制度と併せて一部負担金の支払いが困難となった世帯に対する最終的な措置と考えてございます。また、療養に要する期間が長期に及ぶ場合は、世帯の生活実態に留意しつつ、必要に応じ生活保護担当など福祉部局との連携を図ってまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

ぜひ、大変な方に対しては親切で丁寧な対応をしていただきたいと思います。

次に移ります。2項目めです。

新型コロナウイルスの影響と今後の取組についてであります。

中小・小規模業者、飲食店への支援についてありますが、新型コロナウイルス感染症緊急対策が、昨年4月20日に第1弾として、感染防止対策、生活支援等対策、経済対策で事業総額4億1,250万円の対策が行われ、令和2年だけで合計16弾にわたって対策がなされてまいりました。

令和3年になってから1月20日の第1回臨時会、第1回定例会でも追加され、4月28日に第2回臨時会、5月25日第3回臨時会が行われ対策が行われてまいりました。第3回臨時会では、社交飲食店応援金給付を1店舗10万円を支給し、営業継続応援金給付事業が要件を満たす方に対して10万円という給付することとしたわけでありまして。

そこで伺いますけれども、この間、観光商工部として様々な対策を行ってきたというふうに思いますが、その概要と金額等について、かいつまんでまず伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 これまでの観光商工部所管のコロナ対策といたしましては、予算ベースになりますけれども、プレミアム付食事券事業など消費喚起対策として5億6,820万円、事業者への支援金など営業継続支援として3億9,621万円、店舗や宿泊施設などへの感染予防対策に係る支援として4,870万円、宿泊に対する助成など観光需要喚起対策として1億3,393万円、合計で11億4,704万円の対策を講じてきたところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

次に、各分野にわたって対策を講じてきたわけですが、その効果について現時点でどのような評価をしているのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 効果につきましては、全て数値で表すことは難しいと考えてございますが、商品券等の消費喚起や観光の需要喚起によって、予算額以上の金額が市内に回っていると考えられ、一定程度の効果はあるものと思っており、これまで機動的に必要な応じた対応がおおむねできていると考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

新聞報道などを見ますと、今年5月になって倒産・廃業するところが出てきていると。この間、私は指摘もしてきましたけれども、国の持続化給付あるいは家賃の支援など、さらには網走市の支援などがあって何とかこの1年間やりくりしてきたと。しかし、これが枯渇してきているというようなことで、大変な状況が想定されるというふうなことも言われてまいりました。

この状況について、どのように原課として考えているか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 まず初めに、現段階において倒産や廃業などの情報はない状況でございます。

次に、コロナ禍の支援状況と認識についてのお尋ねかと思えますが、今般の緊急事態宣言発出による

北海道からの営業時間短縮要請などにより、特に飲食店は大変厳しい状況と認識しております。

このような中、国では昨年持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金により中小・小規模事業者の事業継続を下支えし、今年度に入りまして月次支援金として緊急事態措置または蔓延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月額売上げが2019年、または2020年の同じ月と比べて50%以上減少した場合、月額条件で中小法人等が20万円、個人事業者等が10万円の支給。また、北海道におきましては、国の月次支援金と重複支給はできませんが、緊急事態措置協力支援金として、道の要請に従った中小企業・個人事業者に対し、1日2万5,000円から7万5,000円の支給となり、このたびの要請期間が5月16日から6月20日までの36日間でしたので、対象者には90万円から270万円支給される計算にはなります。

市内事業者の皆様には、5月25日開催の臨時会にて議決を頂いた社交飲食店・宿泊施設応援金及び営業継続応援金と国や道の支援金の組合せにより、コロナ禍の厳しい状況をやりくりしていただいているものと認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

それで、網走市においては倒産、廃業したところはないというふうな答弁が初めにありましたけれども、これはどういった調査を基にしてそういう答弁になったのか、その辺まず伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 倒産、廃業の情報につきましては、市内の金融機関ですとか、社交飲食業組合、こういったところに聞き取りをした結果の情報となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そういう意味では、そういったところにあまり関わっていない、社交業組合にも入っていないようなところも相当数飲食店にはありますから、私の聞く限りでは数店やめたというふうなお話も聞いております。詳しくはよくわかりませんが、飲食店の中でもスナックで数件廃業したというふうに私は聞いております。これは必ずしも正確ではありませんので、どういった店、具体的な店の名前を出せと言われてもちょっと忘れちゃったけれども、そういう状況があるというふうには聞いております。

そんな中ですけれども、先ほどの道の支援金、これは1日2万5,000円、多いところでは何ぼでしたかありましたけれども、ただ網走市内でいいますと、実はほとんど1日2万5,000円で、それ以上ももらえるところというのはなくて、私の知る限りでは、大体最高もらえる人で90万円というのが網走市内における現状ではないかというふうに私は受け止めるのですが、その点で大体間違いはないでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 議員の御指摘のとおり、網走市内の事業者におきましては、当課といたしましてもおおむね90万円ぐらいにはなるのではないのかというような見込みはしております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ということだと思います。

そういう意味では、なかなか昨年よりも、中には多く支援を受ける人もいるけれども、少ない人もいるというのが現状だというふうに思います。

それで、この網走市においては、昨年も大体春先にこの緊急事態宣言、今年も緊急事態宣言、同じ時期に行われたということで、実は幸運にもいいですか、網走の場合は稚貝の関係の仕事があつて、スナック関係の経営者の皆さんも相当そこに従事してアルバイトをして、何とか商売をやめないでできるようにというふうに朝早くからといいますか、夜中から働いているというふうにも聞いております。

そこで何とかかんとか店は維持しているのですけれども、しかし今のまま、このままで行けばそう長くもいかないだろうというふうに思います。

道の緊急事態措置協力資金の申請をすれば、最高でいえば90万円と、先ほど言いましたけれども、なりますけれども、これがまた申請してすぐ来るかといいますと、なかなか来ないのですね。来るまでには早くても10日、あるいは2週間ぐらいかかるのではないかというふうにも言われております。

私はお手伝いをして5月分の16日分を申請したという人でも、まだ来ていないという人もいたりしております。これからこういった申請を本格的になされるのだろうというふうに思うのですが、いずれにしても一定期間お金が振り込まれるまで時間がかかる。なかなか出す書類も複雑で大変だというふうにも聞いております。

いずれにしても、こんな大事なときに肝心の国会が閉じてしまったということで、菅政権の無責任さ

というのが表れているというふうに思うのですが、国は2020年度の予備費として5兆円、2021年度の予備費も5兆円あるというふうにも聞いております。まさに国の責任は重大でありまして、飲食店や宿泊業、あるいはそこの取引している関連業者は昨年から今日までは、言わばまともな形での商売ができていないということでありまして。

今この時期に支援が命綱というふうにも言えるというふうに思います、というふうに私は認識しております。ぜひ国に対しても市としてぜひ声を上げていってほしいというふうに思います。

次に移ります。

緊急事態宣言が出されて営業ができなくなってしまった飲食店など自営業者の皆さんの最大の困り事というのは、原課としては何が困り事だというふうに考えているか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 自営業の人最大のお困り事のお尋ねでございますけれども、やはり営業時間短縮や外出自主要請に伴う売上げの減少が一番大きな影響ではないかと考えております。

また、先ほど国や北海道の支援金についてお話しさせていただきましたけれども、先ほど議員からもお話がありましたが、支援金が手元に届くまで時間を要することも困り事の一つではないかというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 今の答弁もそのとおりだというふうに思いますが、私が聞いている中で一番声として大きいのは家賃です。この家賃というのがほとんどのお店は、この間飲食店は休業しているところが大半です。ここは一切収入がない中で家賃だけは、大体どこのテナントでも1か月10万円ぐらいの家賃だということでありまして。

そのほかに、水道、光熱費の基本料というのものがかかってくるということで、やはりその中でも一番比率が高いのは家賃です。ここを何とか支援してもらえないかという声も実は多くあります。

昨年ですと、地元の大家さんであれば一定その期間だけ半額にしますよというようなこともありましたけれども、大家さんが東京にあるというビルは一切話し合いにも応じてくれないというようなことで、これは今年も同じ状況だというふうに思います。

そこで今飲食店などの家賃を支払っている業者の皆さんからの、何とか家賃への支援をお願いできな

いかと、こういう切実な声に対して、市としてこの状況をどのように受け止めて、支援策について知恵を絞る必要があるのではないかというふうに思うのですが、その辺での見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 国や道、市の支援につきましては、家賃などの固定費も含めまして包括的な支援内容になっているというふうに考えておりますので、家賃等固定費の支援を目的とした新たな制度を設けることは現在のところ考えてございませんけれども、国の動向にも注視をしながら引き続き商工会議所、金融機関、観光協会、ハローワーク網走など関係機関、業界団体との情報共有に努め、必要とされる対策を検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 先ほど再質問の中でちょっと言い忘れたのですが、飲食店の皆さんが網走市として10万円の給付と、あれについては非常に喜んでおりました。喜んでいたのですけれども、5月分の家賃で消えてしまったという、そういうことですね。

やはり今支援するという事は、そういう飲食店や何かの業者の人にとっては非常にうれしいことだし、しかし現状があんまりにも厳し過ぎるという、この現状、ここをぜひ理解しながら力を合わせていく必要があるのだろうというふうに思います。

次に移ります。

次、低所得者への支援についてです。

新型コロナ感染拡大がする中で、前段でも申し上げましたけれども、各分野にわたって様々な対策が講じられてきたことは御存じのとおりであります。

十分不十分はあったにしても、こういう支援があったからこそ現在の状況を何とか保ってきているのだろうというふうにも思います。

こういう中であって、結果として取り残されている市民もいるのではないかと。それは低所得者世帯の皆さんであります。低所得者世帯は国から給付された定額給付金10万円、あれしかありません。この問題は、今年の3月議会でも私質問をしましたがけれども、その後も地域を歩いていると、高齢者の方から相談事としてやはり、飲食店や各分野の皆さんに支援金を給付することには大いに必要なことだし大事なことだと。大いに賛成だけれども、しかし自分たちのこともぜひ考えてほしいと。少ない年金で生活していると。そういう中で年金も僅かずつ上がるの

ではなく下げられているという中で、節約して暮らしているのだけれども、コロナの感染拡大が起こってしまって、幾年を取っていても買い物に行かなければならない。外出しなければならないことは最小限、数回やらなければならないということであります。

家に戻れば当然手指の消毒もしなければなりません。お客さんが来れば消毒しなければなりません。こういう最小限度のことはやらざるを得ないという中で、やはり経費というのが一定金額、年間かかるのだと、そういうふうに言われまして、なるほどと私も実感しました。

そこで、低所得者の実態について、どのように把握しているのか。また、何か対策を考えているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 低所得者の実態についてでありますけれども、令和2年度における生活保護開始となった世帯数につきましては、前年度比較で9世帯減少の48世帯。また、生活保護受給世帯につきましても、令和2年4月末と令和3年3月末の比較で20世帯減少しているというような状況でございます。

一方で、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題解決を目的とした自立相談支援事業における相談件数でありますけれども、令和2年度で58件となり、過去3年度の比較で大きな増減はありませんが、家計に関する相談が増加傾向にあるため、新型コロナウイルス感染症の長期化が与える影響があるのだというふうに考えているところでございます。

こうした状況の中、国は今年6月末としていた緊急小口資金など貸付制度における初回貸付けや再貸付けの期限を8月末まで延長したところであります。また既に再貸付けを受け、貸付制度を利用できない生活困窮者に対しましては新たに新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給されることとなったため、市としては7月の支給開始に向け現在準備を進めているところでありまして、国としてもこういった低所得者の対策というのが動きが少し出てきている状況にありますので、今後におきましても新型コロナウイルス感染症による影響、そして国の動向ですとか支援策などに注視をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 状況をつかんでいるというふうな

ことはわかりました。

それで、私は実際に買物に行ってきました。ふだんあんまりそういうところに買物には行かないのですが、低所得者の立場に立って、最小限どういものが必要なのかということ定員さんにも聞きながら買いました。アルコールスプレーが657円でした。それからアルコール除菌というのがありますが、それが382円。それからキッチンペーパー、これは107円。これだけで実は1,146円になるのです。これが一人暮らしの方だと1か月もつか、ものによってはもたない。アルコールのシュッシュとするやつはもたないでしょう。2人世帯だと明らかにこれはもう1か月もたない。2回ぐらいは買わなければならないということに結果としてなってしまう。つまり、こういう方々は新たな出費が月2,000円、夫婦2人世帯であれば2,000円前後はまずかかるだろうというふうなことを考えると、年間2万円を超える新たな支出ということであります。

ですから、先ほど私が地域を回ってそういう声を聞いたというのは、当然そういうことになるのだなということ実際買物をして、目が遠いのでコピーしたのですけれども、実感をしたということでもあります。

そういうことで、高齢者であり低所得者に対して何らかの支援が必要ではないかと私は思うのですが、この点での認識を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現段階で支援策をとというようなことでございますけれども、なかなか難しい状況がございます。ワクチン接種に当たりましては、高齢者の皆様に交通費の助成をする、若干ではあります。そういった負担軽減も図っているところであります。先ほどの答弁と重複しますが、今後におきましても、この新型コロナウイルス感染症の影響、そして国の動向、支援策、こういったことに注視をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それもそうですよね。

網走市単独でやるとなれば一定額のお金も必要だというふうには思うのですが、ただ私は通常の中であれば、今の制度の中ではなかなかいろいろなことはできないというのはわかるのですが、多分、多分というか、全ての議員の皆さん思うと思うのですが、今は通常ではなくて、いわゆる災害の状況

が起きていると。それも全国的にこのコロナという災害が起きているのだというふうになれば、言わば有事の状況だと、そんなことを考えたときに、やはり必要なことは、必要であれば必要な判断をして対応しなければならない。そんなふうに私は思うのです。そういう意味で、網走市としてそんな簡単にできないとは思いますが、しかしこういった状況を考えればもっと頭をひねって、そして国も今の状況のままでは多分行かないと思います。ただ、国会を閉じているという、こういうとんでもないときに国会を閉じてしまったということでもありますから、そういった問題はあるけれども、しかし国に金がないかといえばそんなことはなくて、先ほど言ったように予備費が2020年度分だけでも5兆円あるわけですから、そんなことも含めて網走市として例えば基金なども活用して、こういった低所得者に対しての支援ということも考える、検討することもあっていいのではないかと思うのですが、その辺での見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 先ほども御説明いたしましたが、新たに国の制度として新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付というようなことがございます。これは現段階では随分支給対象者を絞っているようでありまして、こういった部分、今後国がどういうふうに拡充をしていくのかというような部分もありますので、市といたしましてはそのあたりの動向ですとか、支援策等を注視していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 これ以上やっても前に進まないの、次に移りたいと思いますが……。

○井戸達也議長 松浦議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

再開は午前11時10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

松浦議員の質問から。

松浦議員。

○松浦敏司議員 次に、教育委員会の関係であります。

コロナ禍での児童生徒の深刻な貧困の状況と対策についてであります。

コロナ禍で民間の労働者をはじめ非正規労働者などは賃金が減少して暮らしが大変になっているという状況は報道などでも明らかとなっております。

子供の7人に1人が貧困だというふうに言われて随分時間が経過しているかというふうに思います。

この貧困が広がった背景は何かということでありましてけれども、1980年代から新自由主義政策が取られ始めて、そして中曽根臨調行革というのが行われて、労働運動では総評がなくなって連合へと合併するというようなことが起きました。労働者の賃金が抑制されはじめ、1990年にはバブルが崩壊したと。そして、2000年代になると小泉内閣が発足して、そして小泉構造改革という名の下で、そこには竹中平蔵という人が出てきて、そして規制緩和という耳障りのいい言葉を使って、そしてやってはならないことまで規制を緩めるといような制度改革、いわゆる私にすれば改悪ですけれども、そういう政策を打ち出してきたと。

そこでやったことは労働法制の改悪であり、正規雇用から非正規雇用に転換され、今日では非正規が当たり前の雇用状況になっているというふうになっております。

規制緩和の名の下で、地方自治体においても「官から民へ」ということで民間にできることは民間の力を借りて業務を行う、いわゆるアウトソーシングという名の下に民間への外部委託というのが網走においても行われてきたというふうに認識しております。

それによって何がもたらされたのかというと、今日の低賃金、長時間労働、過密労働が当たり前のようになってきていると。2008年にはアメリカの証券業界第4位のリーマン・ブラザーズが経営破綻したことで世界的な金融危機が引き起こったと。日本の大企業は目先の利益を装うためにやったこととして、労働者の賃金をカット、そして正規職員から非正規職員に置き換える。その矛盾が新型コロナによって、資本主義そのものの矛盾が噴出したのではないかと、このようにも言われております。

私たちの住む日本は、先進国だとばかり思っていた。今も思っている方が大半だというふうに思いますが、それは間違いだと先日テレビで報道しておりました。

安倍政権以降、小泉政権以上の徹底した市場原理主義（新自由主義）の政策によって、公務員の賃金までもが引き下げられるなど、やってはならない労

働者の賃金を低く抑えてきたと。その結果、世界の資本主義諸国の中で取り残されているのが日本であるということが歴然として明らかになりました。

今の日本は、世界の中では低賃金、物価安の後進国になっていた。日本経済はG7の中で最下位、G20でも最下位という状況にまで落ち込んでいると言われております。

今、国がやるべき政策は、大企業の内部留保を放出させて労働者の賃金を引き上げ、正規労働者が当たり前と言われるような社会に取り戻す。中小、下請業者の経営が成り立つような関係を取り戻すなどの政策を取って、労働者が8時間働けば暮らしていける、そういった賃金体系を行う必要があります。そうすれば、安心して子供を産み育てることができる社会になり、出生率も上がるのではないかと考えるものであります。

そこで、何点か伺います。

親や保護者の貧困はイコール子供の貧困であります。7人に1人が貧困であると言われて久しいわけですが、コロナの感染拡大が日本に上陸して1年半が過ぎその影響を考えると、貧困はさらに深刻になっていると考える必要があると思います。教育委員会として、子供の貧困についてどのように認識しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 子供の貧困の問題ですが、教育委員会では要保護、準要保護世帯が支援を必要としている世帯と認識しているところです。要保護及び準要保護世帯児童生徒数の市内小中学校全児童生徒数に対する割合は、新型コロナウイルス感染症発生前後の平成31年度と令和2年度では平成31年度が22.7%、令和2年度が20.5%で大きな動きは確認できておりません。

なお、本市における準要保護世帯の収入認定基準は生活保護基準が引下げとなっている中、平成25年度の基準を引き続き保ち、その1.3倍未満の金額を収入基準として対応しているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 要保護、準要保護についてはほとんど変わらない、逆に減っているような状況かなというふうに思うのですが、基準をそのまま守っているということは私も評価したいというふうに思います。とはいえ、生活保護の1.3ということですから、全国的には1.2というようなところもありますけれども、ただ1.3というのが果たしてどうなのか

というふうな状況もあるというふうに思います。

いずれにしても、今子供たちを取り巻く状況というのは大変だと。なかなか数字には表れない貧困というものもあるのだろうというふうにも思います。

それはそれとしてわかりました。

次に移ります。

児童生徒の生理の貧困についてです。

これは昨日澤谷議員も訴え、お話、質問をしておりましたけれども、このコロナ禍で保護者の労働環境が悪化していると言われております。しかし、なかなかその実態は見えにくいものであります。

全国的に生理の貧困という問題が社会問題になってきております。今年3月4日NHKの「おはよう日本」で「学生の5人に1人が生理用品の入手に苦勞している」などの報道がありました。まさに、日本でこの生理の貧困が広がっているということであり

ます。今、全国の自治体で生理の貧困の対策として、生理用品の配布など支援・検討している自治体が5月の時点で255あるというふうに内閣府がまとめております。

この問題は深刻だと思い、私も議会で取り上げなければならないというふうに認識したわけですが、残念ながら日本の社会においては、生理は恥ずかしいことという誤った認識が定着しております。私もその影響を受けておりました。そのため、質問しようとしてもちゅうちょするということがつまり誤った認識が私の中にもあるということをお自身再認識したということであり

ます。しかし、ある本で生理用品の無償配布を実現する会の発起人で代表の安齋和穂さんという方が「トイレトペーパーがあるように生理用品も」と題して生理の貧困について述べておりました。そこで私も勇気を頂いて質問することにいたしました。

この問題は私たちの未来に関わる重大な問題です。女性の体が健康でなければ子供を産み育てることができないのです。思春期の大事な成長時期の子供たちをまさに社会がしっかり守らなければならない、このように考えます。

全国各地で取り組まれていることとして、小中学校の女子トイレに生理用品を備えている学校が増えています。家に持ち帰ることができるように用意している学校もあると聞いています。

そこで伺いますが、網走の小中学校においては、どのようになっているのかまず伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 児童生徒の生理の貧困についてでございます。

学校において、経済的理由により生理用品を用意できなくて困っているという状況は確認していないというふうに伺っているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 この問題は実はデリケートな問題で、そう簡単に言えることでもないのだというふうに思います。つまり、そういう声がないとはいえ、実際には多分あるのだろうというふうに思います。多分各学校の女子トイレなどには、網走の状況からすると置かれているということは考えにくいというふうに思うのですが、やはりこの状況を比較的つかんでいるのが学校の養護教員の先生だと思いません。やはりその先生をはじめ、聞き取りをするということが大事ではないかというふうに思うのですが、どのようにお考えでしょう。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今、議員がおっしゃったとおり、児童生徒自身にとってこの問題は非常にデリケートな問題でございまして、実態がどのようになっているのかというのはなかなか不明なところでございますけれども、今後どのような形で現況を調査すべきか、学校と相談しながら検討していきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 多分そんなに慎重に調べなくても養護の先生に聞けばほとんど実態がわかるのだろうと思えますし、校長先生などもどこまで把握しているかわかりませんが、しかしいずれにしてもこの問題は早急に対応しないといけないのだろうと思いません。貧困というのはなかなか見えないし、子供たちの状況もなかなか口に出しにくいという場合、やはり積極的に教育委員会が養護の先生とも相談しながら各女子トイレにそういった生理用品をそろえる、そのために前向きな検討をしていくと、そろえるために協議をするということが必要なのではないかというふうに思うのですが、見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今回の調査につきましては、前向きな方向で検討するというところで考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 いわゆる、先ほど私も本の中で、

トイレトペーパーと同じようにどこに行っても常にあるという状況をやはり学校をはじめとして公共施設でも設置する必要があるというふうに思います。

貧しいといいますが、貧困でなかなかとりわけ父子世帯などで十分なお父さんに言えないようなことも、子供たちもいるというふうにも言われていますから、そういう意味ではどこに行ってもあるのが当たり前だという、そういう状況をぜひ教育委員会としても対応してほしいというふうに思います。

時間がないので、次に移ります。

最後の質問になります。

学校給食の無償化の取組についてです。

新型コロナ感染の影響で父母や保護者の皆さんの暮らしが大変になってきているのは御承知のとおりであります。

保護者の中には収入が減少するなど、様々な理由から学校給食費が払えない世帯もあるのではないかと。そこで給食費の滞納状況と、ここ数年の推移と、さらには学校給食の無償化を実施した場合、新たな市の持ち出しはどのくらいになるのかお示しいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 給食費の滞納の関係ですけれども、市内小中学校によりますと、給食費の滞納状況につきましては児童生徒数の比率でいけば、平成30年度が0.9%、平成31年度が1.0%、令和2年度が0.7%となっております。

滞納額でいけば、平成30年度が0.4%、平成31年度が0.7%、令和2年度が0.5%という状況でございます。

給食費を無償化した場合の網走市の負担額の状況ですけれども、網走市立小中学校の給食費を無償化とした場合、年間200食給食を提供すると想定し試算すると約9,300万円程度の負担増になると考えられます。

○井戸達也議長 松浦議員、時間が制限時間となりましたので、質問をまとめるようお願いいたします。

○松浦敏司議員 最後です。

今、答弁がありましたけれども、9,300万円あれば無償化になるということでもありますから、今の状況の中で簡単にはできないと思えますけれども、しかしふるさと納税などの基金もありますし、そういったものもぜひ考えていただいて、隣の紋別市では

今年から無償化というようなことも行われます。そんなことも含めて、ぜひ前向きな方向で検討をしていただきたいということを述べて、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 近藤憲治議員。

近藤議員。

○近藤憲治議員 一登壇一 それでは、私からも通告に従いまして2項目質問をさせていただきたいと思いますが、まず冒頭、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、当市でも飲食店での集団感染事例でありますとか、小学校また高校等での感染事例が発生をいたしました。

感染症はどのように予防を徹底しても感染する可能性をゼロにすることはできないからこそ感染症と呼ばれているわけでございまして、市として様々な施策で予防に努められている点につきましては感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、ワクチン接種も希望者の任意接種であるという前提を大切にしながらも居住区域別の接種券の送付による予約電話の平準化ですとか、市役所やコミセンへの予約窓口の開設、さらには老人クラブや高齢者ふれあいの家といった日常の集いの場を活用した予約取りまとめなど、様々な知恵を出しながらの取組で、当市においてはワクチン接種は混乱なくスムーズに進んできているものと受け止めております。

医療従事者の皆さん、また市の職員の皆さんに改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは、1項目め、新型コロナウイルス感染症の感染者に対する人権侵害の未然防止について質問させていただきますが、ベテランの先輩議員からコロナの特別委員会が設置されているのに、一般質問でもコロナのことをやるというのはどういうことだという御指摘を頂きまして、私は確かにそのとおりだなというふうに思う反面、今から質問させていただく案件については、市の様々な施策の根底に関わってくる。また、理念的な大枠を市長にもお伺いをしたいということも含めて、この一般質問の場で行わせていただきますので御了承を賜りたいというふうに思っております。

今日は、新型コロナウイルス感染症がもたらしました社会問題のもう一つの側面、差別や偏見、誹謗中傷のといったデマを含めた他者を傷つける、いわゆる人権侵害に地域としてどう向き合っていくかという視点で質問をしたいと思います。

冒頭述べました集団感染事例や高校、小学校での感染事例は報道等で広く知らされるため、市民の間でその報道やうわさ話を起点として想像や憶測をもとにした差別や偏見、誹謗中傷に似た反応も起きてしまったことに心を痛めているところでもあります。

例えば、「感染したのは誰々さんらしい」「誰々さんはどこどこに行って感染したらしい」「誰々さんの家族にもうつったらしいよ」「どここの施設で集団感染が出たっていうけど本当かい」などなど、そんな声を実際に聞きましたし、その声に対して「感染したのは実は誰々さんらしいよ」「どこどこで遊んできて感染したらしい」と答えている声もございました。そもそもその話が事実かどうかは誰もわかりません。しかし、事実のようにまことしやかに話がされていました。

また、インターネット上にもSNSや匿名の掲示板で、「感染したの誰」「感染ルートは」というような感染者や感染ルートを特定しようとする書き込みも散見され、私たちのような立場にはそのうわさが真実かどうかの問合せも寄せられてしまいます。

実際の会話でも、またインターネット上でも、こういったやり取りがさらに過激化した場合には「ウイルスを網走に持ち込みやがって」ですとか、「あいつのせいでクラスターが起きた」などなど、感染することが悪のようなニュアンスの言葉まで出てきてしまいます。

これらの会話やインターネット上の書き込み、いずれも他者を傷つける人権侵害であります。言われる側の気持ちに立って考えてみれば、それはすぐわかることでありまして、感染症は誰がどのように警戒していても感染する可能性があるものですから、感染したら「お大事に」といたわり、回復を祈るのが本来の心の在りようだと思います。

しかし、不安が増幅した人たちは自らの言葉が感染者やその家族等を傷つけていることに気づいていません。また、不安が増幅した人たちは自らも感染者になる可能性を想定していません。あることないこと周りに勝手に話される、自分がそんなふう言われたらどう思うか、その気持ちに立って考えてみたいと思います。

感染者に対する誹謗中傷、差別、日常の会話の中にすらデマを生み、人権侵害の要素となるものが含まれているわけですが、原課の肌感覚として結構ですので、そういった事例についての認識と基本的な対応を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 感染症に係る人権侵害の認識と基本的な対応についてであります。北海道における感染者公表の基本的な考え方につきましては、個人等の特定により患者やその家族、また医療従事者などが不当な扱いを受け、精神的に追い込まれる事例や転居を余儀なくされる事例が発生していることを踏まえた内容となっております。

また、国の有識者会議、偏見差別とプライバシーに関するワーキンググループにおきましても、実態を踏まえた議論がなされるなど感染者に対する差別、偏見、誹謗中傷につきましては、全国的な問題であるというふうに認識をしているところであります。

市といたしましては、ホームページにおける法務省人権擁護局へのリンクの張りつけや動画、ラジオ、チラシを通じた市長メッセージの発信などに取り組んでいるところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今、御答弁にありましたけれども、感染症、いわゆる公衆衛生の各種施策において一義的に責任を負っている北海道庁もホームページにおいて、鈴木直道知事のメッセージを掲載しております。

その内容は、「新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、感染された方々やその御家族、そして医療、介護従事者の皆さんをはじめ私たちの生活を支えてくださっている関係者の皆さんが、いわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなどにより心を痛め、傷つき、悲しんでおられます。このような差別やいじめなど心ない行為は決してあってはならず許されるものではありません」と書かれております。

しかし、現実には本人の自覚がないまま、他者を傷つけるというような状況が残念ながらあるように受け止めております。

また、この1年あまりを振り返ってみて憂慮するのは、特定のカテゴリー、特定の集団を名指しての人権侵害というケースであります。

例えば、道外からの入学者が多い大学を具体的に名指して、ウイルスを持ち込む存在かのように扱う言動も一時期大変多くございました。全国からその大学を目指して入学をする学生や送り出した家族は、そういった地域の反応をどう感じるでしょうか。大変心が痛んだ記憶がございます。

また、全国的には医療従事者や介護職員にも感染リスクがある存在かのように誹謗中傷が向けられたケースがございます。

こういった状況についての認識、また基本的な対応も併せて伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 大学、医療従事者や介護職員への誹謗中傷の状況についての認識と対応についてでございますが、誤った認識に基づき特定の学校や学生、さらには関係する全ての方々に対し生活や行動を制限するような言動はあってはならないというふうに考えてございます。

また、医療機関や福祉施設の従事者につきましては、日々懸命に新型コロナウイルス感染症に立ち向かっておりますけれども、残念なことにそうした方々に対する誹謗中傷、暴言、苦情、嫌がらせは全国的に発生しているものと認識をしております。

先ほどの答弁と重複しますが、市といたしましては、こういった状況を踏まえまして、これまでもホームページにおける法務省人権擁護局へのリンク、さらには動画、ラジオ、チラシを通じた市長メッセージの発信などに努めているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 さらにもう一つ、人権侵害につながるおそれのある事例についてお伺いをいたします。

それは、PCR検査や抗原定量検査を受けたことについての情報であります。

一つは、保健所による積極的疫学調査で濃厚接触者と判断されて検査を受けるケース。もう一つは、市がこの間行いました不安解消のための抗原定量検査の大規模実施を自主的に受けたケースであります。

検査を受けたことというの、うわさを介すると「誰々さんが検査を受けた」が、人の言葉で伝わる中で「誰々さんが感染した」「誰々さんには会わないほうがいい」となったり、さらにエスカレートし「誰々さんはこういう理由で感染した」という憶測による差別や偏見、誹謗中傷につながりかねません。

検査を受けたという情報は非常にナイーブなものであります。ところが、SNS上で自分は検査を受けたということとありますとか、濃厚接触者になったことを喜々として書き込んだり、実際に多くの人

に話すようなケースも散見されます。その本人は気にしないのかもしれませんが、一方で、検査を受けたことを明らかにしたくない人もいます。それはさきに説明をした過激なうわさを恐れてであります。

特定の個人が検査を受けたこと自体極めてセンシティブな情報であります。検査を受けた人も気軽に話すことが、本当は言いたくないと思っている検査を受けた周りの人を傷つけたり、困らせたりしていることにも想像力を働かせていただきたいものです。

そういった点で、学校での感染事例の発生時に児童生徒、保護者、関係者の不安解消のための大規模抗原定量検査の実施に際して、場所は検査を受ける人のみに伝えて実施した判断は評価をしたいと思えます。検査を受けた人の気持ちの尊重、またその情報はセンシティブな個人情報であるという点について市の認識を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 検査を受ける方の気持ちの尊重についてでございますが、検査につきましては保健所の積極的疫学調査に基づく行政検査に加えまして、当市におきましては感染症指定医療機関に導入した抗原定量検査機器を活用し、ワクチン接種により感染状況が安定するまでの間、福祉施設や企業等が取り組むクラスターの発生防止、また、身近なところで感染が発生し自身の接触歴や行動歴に不安がある場合で、行政検査の対象とならない事例等に対する市民の不安解消を図ることを目的とした新型コロナウイルス感染症検査事業がございます。

議員御指摘のとおり、検査に至った理由や検査を受けたことを知られたくない方がいることも事実であるというふうに認識しております。検査を受けるイコール感染者ではありませんので、情報は慎重に取り扱うべきであり、検査を受けた行為をもとに流布した誤った情報の拡散が人を傷つけるだけでなく、そのことが差別や偏見、誹謗中傷につながっていくおそれがあるというふうに認識をさせていただきます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 認識が共にできているということを確認させていただきました。

感染症法の前文には、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在した

という事実を重く受け止め、これを教訓として今後

に生かすことが必要である」との記載がございます。しかし、ここまでお話ししたとおり、当市も含めて新型コロナウイルス感染症の拡大により地域で起きている反応は、残念ながら差別や偏見があると言わざるを得ません。

結果として、全国各地で新型コロナウイルス感染症による差別や偏見、誹謗中傷、人権侵害を未然に防ぐための条例制定が広がってきております。

令和3年4月26日現在、全国58の自治体で制定されておりまして、その内訳は、都道府県14、市町村が44となっております。

道東では、今年2月根室市議会が議員提案で根室市新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例を成立させ、啓発のためのPRチラシを作成し、市民に対して安易な憶測やうわ話が差別、偏見、デマ、人権侵害につながることを議員一人一人が発信しておられます。

PRの中で特に印象的なのは、「この感染症は3つの顔を持っています」という記述であります。この3つの顔が、「負のスパイラルとしてつながることで、さらなる感染の拡大につながっています」として、第1の感染症は「病気そのもの」、第2の感染症は「不安と恐れ」。「このウイルスは見えません。わからないことも多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ振り回されてしまうことがあります」という説明があります。そして、第3の感染症として「嫌悪、偏見、差別」を挙げ、「不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。ウイルス感染に関わる人や対象を日常生活から遠ざけたり差別するなど、人と人との信頼関係や社会とのつながりが壊されてしまいます」という説明があります。これは大変重要な視点であると思えます。

また、感染者に関する情報の公開、これは北海道が一義的に責任を負う分野ではありますが、個人が特定できるような安易な手法は不安の解消ではなく結局は差別や偏見、さらなるうわさを助長するだけになってしまいますので、情報を公開するべきだということと同時に、感染者の特定を試みる言動や根拠のないうわさ話、憶測は、差別、偏見、デマ、人権侵害となり人を傷つけ地域社会を壊してしまうということを市民の共通認識とする取組が不可欠であります。

そこで話戻りますけれども、根室市の新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例の条

文中では、市、市議会、市民、事業者の4つの対象に対して、それぞれ「感染症に関する正しい知識を持つこと」「感染拡大防止に努めること」「感染症関係者に偏見等の行為をしないよう努めること」を求めています。

そこで伺いますが、新型コロナウイルス感染症感染者に対する人権侵害を未然に防いでいくため、今般の経験も踏まえて、市としてはどのような責務を負っているとお考えか認識を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 感染者に対する人権侵害を未然に防ぐ市の責務といったことですが、令和3年2月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることがないよう偏見や差別を防止するための規定が設けられたところであります。

この改正により、国や地方公共団体は新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱いなどの実態把握等を行うこととされ、内容といたしましては、差別的取扱い等の実態把握、感染症患者に関する相談支援並びに情報の収集、整理、分析及び提供並びに啓発活動を行うとあります。

市が取り組むに当たりましては、北海道との連携及び役割分担した対応が必要となりますが、加えて感染者等の情報につきまして、感染症法に基づく北海道の取扱いを踏まえた上で、感染者などの人権を侵害することがないよう十分配慮しなければならない責務も有しているのだろうというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ただいま責務についても御答弁いただきました。

啓発という言葉がございましたので、次に教育と啓発の必要性についての認識、伺ってまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に立ち向かう中で、感染の封じ込め、さらには官民一丸となった感染予防で一つの成功例として挙げられている台湾に関して、過去、危機管理医学研究会におきまして台湾医師会及び台湾の疾病予防管理センターの幹部のお話をオンラインで伺う機会がございました。その際に両組織の幹部の話で共通していたのは、17年前のサーズ流行の経験を経て、平時から感染症予防、公衆衛生のリテラシーを一部の専門家だけでは

なくて、官民間わず多くの人々が共有してきたことが生きたという点であります。正しいリテラシーがあったからこそ、エンパワーが働いたという説明を受けました。エンパワーというのはトラブルやハプニングに直面した際、即座に反応して状況をよりよく変えていこうとする力を意味します。誰かから強制されなくても、自ら考えて動き、困っている人に積極的に手を差し伸べる。感染症は万全の注意を払っても感染する可能性はゼロにはできない。だからこそ感染者にはいたわりの気持ちを持って支援する。そういった感染症に対しての基本的な考え方が官民に定着していたことが、一つの鍵であったということを知りました。

私たちは今経験していることから何を学び、後世に何を伝えていくか。平時からの感染症及び公衆衛生に関するリテラシーを学校教育、社会教育の分野を問わず、広く市民向けの教育、啓発の取組が必要だと考えますが認識を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 感染症及び公衆衛生に関するリテラシー教育と啓発の取組についてでございますが、議員御指摘のとおり感染リスクをゼロにすることはできないため、何よりも感染症を正しく理解することが重要であり、そのことが不安解消につながり、結果、偏見や差別が抑制され感染拡大防止が図られるものというふうに考えてございます。

また、学校教育におきましては、新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、差別や偏見のない適切な行動ができるよう児童生徒に対する指導を行うとともに、保護者に対しましてはパンフレットの配布を行っているとのことでございます。さらに、老人クラブや寿大学などの場を活用いたしまして、保健師による講話も行っているところであります。

今後におきましても、市民に対する周知や教育現場における指導を継続するとともに、特措法の改正に伴う内容を踏まえながら感染症に伴う差別的な言動が生じないよう啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 それでは、この項目の最後に、市長に伺わせていただきたいと思っております。

市長もこの間頻りに紙媒体、ウェブサイト、動画等を通じて市民の皆さんにメッセージを送られています。刻々と変化する状況を伝え、感染予防を呼びかけるとともに、「不確かな情報に惑わされ差別や

いじめなど人権侵害につながるような行動を取ることのないよう、正しい情報の下理解を深め、冷静に思いやりのある行動をしていただくよう改めてお願いいたします」などのメッセージを發されておりました。

しかし、この質問でここまでお話ししたように、地域で見られる反応というのが、差別やいじめなどの人権侵害につながる行動という自覚がないままの振る舞いが結果的に他者を傷つけるような言動につながってしまっているという状況であります。

重ねて申し上げますが、感染症と公衆衛生に関する基礎的な理解を促す、また、どのような状況が他者を傷つけるのかを自覚がない当事者にもわかるように具体的事例を伝えるという視点、市民に発信する際の伝え方の工夫として留意をしていただきたいと思っております。

また、感染症に関わる人権侵害を未然に防ぐという理念を市民の間に共有していく取組を望みたいと思っております。

この1年あまりの経過を振り返って、市長の見解、さらに今後に向けての意識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 御質問いただきました。インプロバイズな御質問いただきまして。

今、感染症の歴史は差別と偏見の歴史だというふうに私は認識しております。だからこそ、感染症の前文に今議員がお話がありましたように、ハンセン病、後天性免疫不全症候群の患者に対して、いわれなき差別と偏見が存在したことを重く受け止め、これを教訓として今後に生かしていくのだということが前文にあって、それをもとに感染症の条文が成り立っている、このように認識をしているところでございます。

感染症は今申し上げましたように、差別と偏見の歴史でありまして、まさにハンセン病、後天性免疫不全症候群はその典型だというふうに思っておりますけれども、ハンセン病についてはちょっと記憶が定かではありませんが、昭和28年だったと思っておりますけれども、戦後だと思っておりますが、ライ予防法が成立をされた。その時点では実は、ライいわゆるハンセン病の特効薬はできていたわけでありまして。しかし、国民は隔離をしなければならないという根強い偏見と差別があって隔離政策を法律として通してしまった。特効薬があっても差別と偏見というものは

解消されないということがあった。だから、2019年の最高裁判決では違憲判決が出て、今その賠償が行われているわけで、国家賠償が行われているはずであります。

これは幾ら違法判決が出たとしても、その人の人生、歴史、家族を取り戻すことができないわけでありまして、ハンセン病について差別のつらさというのは本人は当然でありますけれども、家族は直接的に差別にさらされるつらさ、苦しみがあると思えます。

もう一つは、差別されるつらさを病気だった肉親のせいであつたりということを感じ込まれること。それから、差別から身を守るために事実を隠して周りからだましていような罪悪感にとらわれること。こうしたことというのが差別、偏見の苦しみなのだろうと思えます。

この感染症全体に言えることだと思いますが、差別というのは時間がたてばなくなるとか、世代が変われば自然に解消されるという問題ではないことはハンセン病を見ればわかるのではないかと思います。ハンセン病特効薬ができたとしても、正しい知識を普及させたとしても差別偏見はなくなるわけでありまして、こうしたいわゆる社会構造、何か難しいことを申しますが、要するに私たち一人一人が社会をつくっているわけでありまして、そのこの私たちがそうした差別の加害者にならないような、そうした自分自身の生き方の問題としてこの感染症というものを捉えていくことこそが人権問題、人権擁護の私は肝ではないかと、こう思います。

ですから、メッセージで發しておりますように、他者の気持ちをおもんばかって、きちんとわかってあげて、日頃の言動をしていただきたいというようなメッセージを發させていただいておりますが、人権についてはまさに差別と偏見の歴史に向けて自分自身の問題としてどう関わっていくかということが問われていると思っておりますので、私は市民の皆様にもそうした自らの問いかげの中で、この感染症、新型コロナウイルスの感染に関して思っていたきたいと、このように思うところであります。

ちょっと漫談的になりましたけれども、そんな思いでおります。

○井戸達也議長 近藤議員の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時としますので御参集ください。

午前11時57分休憩

午後 1 時 01 分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

近藤憲治議員の一般質問の途中から。

近藤憲治議員。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 それでは、続きまして 2 項目めの市管理下の公共施設の適正管理についてお伺いをいたします。

こちらにつきましては、複数の案件がありますが、今日は建て替え作業の真ただ中でありまして市役所庁舎について集中的にお伺いをしたいというふうに思います。

市庁舎での物品販売でございますが、市庁舎取締規則第 6 条によるものと理解しておりまして、この条文には、「庁舎等において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ所定の申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。1、物品のあっせん、販売、寄附金の募集、保険等の勧誘その他これに類する商行為」とありますが、こちらは規則ですから当然全ての事業者が許可を受けているということでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 庁舎内での営業などの行為をする場合は、市庁舎取締規則に基づき庁舎管理担当課が許可をすることを基本としております。

一定時間専用の場所で販売などをする場合は、その都度申請書を提出を受け、これを許可しているところです。

ただ、その運用におきまして金融それから保険などの勧誘につきましては、お昼休みに限定し執務している職員には説明などはしない、こうした条件で口頭での許可をしているところでございます。

このほか、長年の取扱いの中で定期的に来庁している事業者などに対しましては、許可申請を求めることなく当初の許可を継続している状況にあるものもございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今大変重要な答弁がございました。長年慣習的にといいますでしょうか、来庁されているので都度都度許可を受けていないケースがあるというふうに受け止めさせていただきました。

運用としてやはり若干ルーズな点があるのではないかと。また、不公平感もあるのではないかとという疑念が残るところであります。

庁舎内でこの長年の慣習といいますでしょうか、許可を受けずに行っている物品販売や勧誘、私が知り得る限りでは、例えば飲料でありますとか、生命保険、それから新聞等があるかと存じますがけれども、そのような実態は市でも把握されているのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 長年の取扱いの中で引き継ぎが行われてきたものでございまして、今議員御案内のところにつきましては、過去に許可を出したのかも現時点では確認できない状況でございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 つまり許可を出しかどうかもわからない。言い換えてみれば、許可を出していないかもしれないという、非常にルーズな状況になっているというふうに受け止めさせていただきました。

私が議員になってから 10 年、新聞記者時代から数えますと 12 年、市役所に出入りをして様々な部署で意見交換や情報収集をさせていただいておりますけれども、物品の販売、勧誘、配達、集金は職員の皆さんの勤務時間内にも公然と行われております。

しかし、地方公務員法第 30 条は公務員の服務原則として、「全て職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と職務専念義務を定めております。

物品の販売、勧誘、配達、集金が勤務時間内に行われているのは、この公務員の職務専念義務を妨害するものではないでしょうか。さらに、市庁舎取締規則は第 5 条で「何人も庁舎等内においては、公務の執行を妨げ、または妨げるおそれがある行為をしてはならない」と禁止事項を定めています。勤務時間、執務スペースで物品の販売、勧誘、配達、集金を行う行為は、公務の妨げ、または妨げるおそれ、さらに個人情報の適正な管理を脅かすおそれがある行為に該当するのではないのでしょうか。認識を伺います。

あわせて、そういう状況があるのであれば、早急な是正の必要性を感じるところであります。是正の必要性についての認識も伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員御指摘のとおり、私ども市職員は地方公務員法の規定により、勤務時間中は職務専念義務が課せられております。

物品などの販売、勧誘、配達、集金に、これに職

員が応じることが職務専念義務に違反する行為に該当するか、また市庁舎取締規則で規定する公務の妨げに該当するか、さらに個人情報の適正管理を脅かす行為に該当するか、これはそれぞれの実態に応じ個別に判断することになるかと思いますが、これまでに法令違反を疑われかねない、こうした一面もあったものと認識しております。

物品などの販売等につきましては、関連する事業者の方に庁舎管理における制度についての理解を求めながら、是正すべき点は改善に努めてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 法令違反を疑われかねない状況があったということで、大変真摯な答弁を頂いたというふうに思います。

さらに、当市は新庁舎の建設のタイミングが迫ってきております。現在、基本設計、実施設計の最中でありますから、あえてこのタイミングでお伝えをしておきますけれども、執務スペースは個人情報を含めてセキュリティーの確保に十分留意をさせていただきたいと思います。あわせて、さきに述べました職員の皆さんの職務専念義務が果たされるような職務環境の整備にも配慮をさせていただきたいと思っております。

さらに、そういった視点で、庁舎取締規則も実効性あるものに改正すべきだと思います。新庁舎建設に向けての執務スペースの情報管理の徹底、公務執行の環境整備についての見解、併せて庁舎取締規則の改正に向けた考え方を伺います。

○井戸達也議長 庁舎整備推進室長。

○立花学庁舎整備推進室長 新庁舎での執務スペースの情報管理につきましては、現在基本設計を進めている中では、来庁される市民の皆様に対応する窓口カウンター、打合せスペース、相談室を各階に配置することとしております。この窓口カウンターを境界線とし市民と職員を区切り、執務室内に職員以外の方が基本的に入れない環境となります。

また、通路などにつきましては、関係者以外立入禁止の表示などによりセキュリティーラインを設けるとともに、ICカード等によるサーバー室などへの入退室管理や防犯カメラの設置を計画しているところでございます。

さらに、パソコンの配置につきましても、画面が市民の皆様に見えない距離を取るなど考慮しながら情報管理、セキュリティー機能を高めていきたいと考えているところでございます。

次に、公務執行の環境整備でございますが、新庁舎では現在の庁舎のように市民の方や業者の方などが執務室内に自由に入れる環境ではなくなりますので、相談や打合せは窓口カウンター付近の打合せスペースや相談室を利用することになります。

このような計画とすることで、執務室内は職務に専念する場として環境整備が図られると考えているところでございます。

最後に、庁舎取締規則の改正の考え方でございますが、新庁舎建設を契機に建物内の各種運用ルールなどの変更も生じる可能性もありますので、その際には規則改正も視野に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 基本的な考え方を伺わせていただきました。

今日は市管理下の公共施設の適正管理ということで、建て替えが迫る庁舎についてお伺いをさせていただきましたが、このほかにも様々な施設で様々な案件がございます。ですので、ここについては、今日は触れませんが、是正がなされているもの、なされていないもの、再発防止が確立されているもの、されていないもの、ございますので、今後また議論を深めさせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○井戸達也議長 石垣直樹議員。

石垣議員。

○石垣直樹議員 一登壇一 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

昨日より新型コロナウイルス職域接種が開始されました。報道等では職場接種とも言われておりますが、この職域接種も予防接種法に基づき行なわれるものであり、接種費用に関しては予防接種法に基づき支給されるものでございます。

6月14日から全日空と日本航空で実施され始め、昨日21日の11時時点文部科学省の発表では、11都道府県、17大学において職域接種が始まりました。

東京農業大学においても、職域接種の6月下旬接種開始を目指して、地域大学としてコロナ対策をより充実させると報道されております。

また、網走刑務所においても、取引先、関連企業を含めてワクチン接種を行うと伺っておるところでございます。

この職域接種とは、地域の負担を軽減し接種の加

速化を図るために、賛同する企業や大学等において職域単位での接種を可能とするものでございます。医療従事者や会場などは企業や大学自らが確保し、自治体の接種事業に影響を与えないことというふうにされております。

実施形態としましては、企業単独実施、中小企業・商工会議所等を通じての共同実施、下請け企業・取引先を対象に含めての実施、大学等が学生を対象に含める等も可能とされております。

この職域接種の申請受付は6月8日から始まりましたが、1,000人規模、会場の用意、医師の手配等、網走市内において職域接種を実施するのが非常に難しいかと思われませんが、現在この職域接種に関する問合せ、また多くの市民が所属する企業・職場、組織等から網走市にワクチン接種に関する問合せがあるのかをお示しください。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 職域接種に関係する現時点での問合せといったことでございますが、職域接種につきましては議員お示しのとおり、実施に伴う目的や要件がございます。実施に当たりましては国の意向調査に希望する必要があるございまして、当市におきましては東京農業大学北海道オホーツクキャンパスが学生や教職員などを対象といたしまして、自校で接種体制の確保に向けた準備に取り組み、6月25日から接種を始めるというふうに伺っているところでございます。

また、ワクチンの供給状況にもよるのですが、職域接種の運用する形といたしまして、市が設置している集団接種会場を大規模接種会場とみなして、職域または職場単位で接種するというようなことにつきましても、現在商工会議所と意見交換をしながら調整をしているところでございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 6月4日付の厚生労働省ワクチン指示書では接種順位に関して、1、医療従事者、2、高齢者、3、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、4、上記以外の者とされており、現在網走市においては、国の指示に従いワクチン接種を進めているかと思えます。

この4の「上記以外の者」に関しまして、65歳以下の現役世代、子育て世代、働く方々が多く含まれますが、仕事の都合上、平日日中のワクチン接種がなかなか難しいかと思われま。これにより、ワクチン接種が予定どおり進まない事態も想定されま

す。

新型コロナウイルスワクチンは専用の冷蔵庫で保管され、開封するとすぐに使い切る必要があるため、ワクチンを破棄しなくてはならない事態も起こり得るかもしれません。

斜里のとある企業では、ワクチン接種を受けた翌日は有給休暇を取れる等ワクチン接種の配慮がされておりますが、市内の多くの企業ではなかなか難しいのが現状ではないかと思われま。網走市ではこの65歳以下接種をどのように進めていくのかお示しください。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 医療従事者等の接種終了後の順次接種、接種順位の考え方についてでございますが、国が示している接種順位につきましては医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設などの従事者、60歳から64歳の方となっております。

当市におきましては、ワクチン供給状況を踏まえまして、国が示している接種順位を参考とした中で医療従事者等、高齢者、高齢者施設の入所者や従事者の接種を進めるとともに、近隣自治体における児童施設の集団感染事例を踏まえた上で優先度が高いと判断をさせていただき、市内児童施設従事者への接種を進めているところでございます。

その他の接種対象者につきましては、今後のワクチン供給状況で接種を予定してまいります。議員お示しのとおり、現役で働く方々や子育て世代が含まれるため、都合により平日日中の来場が難しい状況も想定されますので、今後夜間対応なども今検討しているところでございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 夜間対応を考えているということなのですが、消防に関しても先にワクチン接種を受けているとお聞きしておりますが、そのような形で間違いはないですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 消防職員という御質問ですけれども、消防職員は医療従事者等に含まれておりますので、既に接種をしているところでございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

長野県の知事は、「社会基盤の維持や災害時の対応に欠かせない皆様や仕事上不特定多数の方と接す

ることが避けられない皆様に、できるだけ早く接種することも含めて検討する」と発言されており、早期接種対象職種としましては、教育関係、保育関係、警察、消防職員、消防団員、交通インフラ関係、飲食業、宿泊業、理美容業、小売業、はり・きゅう・あんま・マッサージ業など、その他接客業を優先するというふうに表示されておりました。

同様に札幌市においても、「65歳未満へのワクチン接種は基礎疾患のある人、保育士、教員など優先接種対象となる人から段階的に拡大していく」と記者会見で発表されております。

本日の朝のワイドショーでは、河野太郎ワクチン接種担当大臣が、この65歳以下の接種に関しては自治体の実情に合わせて考えてほしいというふうにおっしゃっておりました。

そしてこの先ほど説明した長野県や札幌市が示したように、職域接種には満たない規模であるが社会インフラとして重要な職業や多くの市民が集う、また市民との接触が多い職場、組織等では優先的に集団接種を行うことが望ましいかと個人的には考えます。特に網走市内においては、水産加工場、食品工場、その他の工場、社交飲食業等、生活必需品として欠かせない食料品販売店、スーパーなどのサービス業があるかと思われます。優先して集団接種を行う等何かお考えがあればお示しいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 職域接種に満たない規模の接種の優先的なワクチン接種の考え方でございますが、現在ワクチンの供給状況を踏まえながら国が示している接種順位を参考といたしまして、先ほど御説明しましたが、医療従事者等、高齢者、高齢者施設等の入所者や従事者、児童施設従事者への接種を進めております。

また、7月末をもちまして希望する高齢者の接種終了が見込まれますので、現在障がい関連、基礎疾患を有する方、60歳から64歳の方の接種を行うため、準備を進めているとともに、先ほど答弁いたしました、職域また職場単位での接種につきまして現在商工会議所と調整しております。

また、ちょっと現状を申し上げますと、ワクチンの供給状況なのですが、現時点において、高齢者の2回分の接種しか私ども供給をまだ受けておりません。その中で、国が示している優先順位に基づきまして、ワクチンを100%の接種率というのではないも

のですから、その残ったワクチンを上手にやりくりしながら優先接種を進めているところであります。

また、議員お示しのエッセンシャルワーカーといえますか、生活に必要な方々の接種といった部分でも部内でも検討をしているのですが、なかなかそのワクチンの安定的な供給につながっていないというようなところでまだそこに、その部分をちょっと考えられない状況であります。

市といたしましては、当初高齢者は8月中旬、そして一般につきましては11月までかかるのではないかとということで想定しておりましたけれども、今積極的にワクチンの確保に向けて動いております。高齢者は7月末、また一般につきましても9月末をめどに終わらせたいというようなことで進めておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

網走市のワクチン接種は順調に進んでおりますが、これからもう一山大きな場面を迎えるかと思えます。ぜひとも地域の実情に合った効率的なワクチン接種となるように努めていただければと思えます。

終わります。

○井戸達也議長 小田部照議員。

小田部議員。

○小田部照議員 ー登壇ー それでは、通告に従い、順次質問に入ります。

長引くコロナ禍の中、ワクチン接種などで明るい兆しも見えてきましたが、一方では感染再拡大で緊急事態宣言が再発令から蔓延防止等重点措置への移行、次々と見つかる変異株など、いまだコロナ禍の出口は見えてきていないというのが現状であります。

そのような中、医療従事者をはじめワクチン接種に御尽力していただいている皆様の献身的な働きに、また市民の皆様の感染拡大防止の御協力に心から敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

それでは、コロナ禍の子供たちについて伺います。

昨年、北海道が全国に先駆けて行った一斉休校に伴い、子供の面倒を見るために仕事を休まざるを得ない、または退職せざるを得ない保護者がいたというケースが他市町村でも見受けられたようですが、

当市の現状はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 臨時休校に伴う親の失業の関係ですけれども、昨年4月、5月における臨時休校の期間に教育委員会事務局、学校及び生活サポートセンターには保護者が仕事を休むことや退職することなどで就業についての相談はない状況です。

また、今年度に入り、小学校1校で新型コロナウイルス感染症が発生し、臨時休校になりましたけれども、保護者の就業に関する相談はなかった状況となっております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 当市ではそのような現状はなかったというような、御相談等もなかったということで理解いたしますが、それでは、臨時休校になった際、子供の預け先がない親が仕事に行くために網走市としてはどのような支援、対応をしてこられたのか伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 昨年4月、5月には緊急事態宣言に伴う臨時休校があり、市はこの期間保護者の就業が必要な家庭に対しては児童館を開け、子供の受入れを行ってきたところです。

また、学校では臨時休校期間中にも児童生徒を分散して登校させ、給食を提供したり、保護者の就業に関わり一人で留守番のできない特別支援学級の児童については学校での居場所を確保した状況となっております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 幼稚園や保育園も同様の対応だったと想定しますが、網走に至ってはそういった柔軟な対応をして子供の預け先には困らなかったという状況だったということで、この点に関しては一定の評価をしたいところであります。

その一方で、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関わる小学校等臨時休校などにより仕事を休まざるを得なくなった保護者の皆さんを支援するために、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金、また支援金制度というものがあります。この制度は、子供の世話をするために休まなくてはいけない従業員に特別休暇を与えた企業や事業所に対して1日1人当たり1万5,000円が支払われるというのですが、制度を申請するのは事業所であり、当市でも実際この制度を利用したいと勤

務先に相談した保護者がおられたそうです。そうした相談をしたところ、休まずに働いている保護者との不公平感がどうしても出てしまうという理由から事業所としての申請はしていただけなかったということでした。その後、このような事例も多数北海道でも見受けられたようで、この制度そのものが個人でも申請できるように変わってきたようですが、このような実態を当市はどのように把握しているのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 小学校休業等対応助成金の関係でございますが、この部分につきましてはお話のとおり、小学校等の臨時休業等に伴い子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者について、有給の休暇を取得させた事業者に対し、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度となっております。この助成金の申請、問合せにつきましては、事業者が厚生労働省専用の受付センターへ直接行う仕組みとなっております。このため市におきましては、この制度の利用実態を把握できない状況でございます。また、これまで小学校休業等対応助成金制度につきましては、市へのお問合せや相談もない状況でございます。

また、個人申請の部分についてのお尋ねもございましたが、議員お話のとおり、本制度につきましては個人申請ができることとなっております。個人申請につきましては、労働者が労働局に助成金の相談を行い、労働局から本助成金の活用の働きに事業主が応じない場合となりますので、申請に至るまでには一定のプロセスを踏まなければならないというふうに考えてございます。

また、この本申請につきましても、個人が専用の窓口へ直接行うこととなりますので、先ほど同様、市では申請件数等の実態は把握できておりません。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 実情は個人がそれぞれ直接申請をするという形で、市に相談がないので実態の把握というのはなかなか難しいことだということですが、国の制度とか道の制度とはいえ、やはり困っているのは網走市民でありますので、せっかくこのような子育て世代を応援するような制度が今、散見、幾つもあると思いますが、こういった制度がそのものを知らない方も子育て世代でたくさんおられると思います。また、知っていてもなかなか、先ほどのケースのように利用できないですとか、いろいろなケー

スがありますが、こういった部分も踏まえてしっかりと実態の把握にも努めるとともに、周知の徹底にも努めていただきたいと思います、市の所見を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 議員お示しのとおり、コロナ関連の支援制度につきましては、多岐にわたっていると同時に内容の改正や見直しも早期に行われるケースもありまして、市民の皆さんにとりましては容易に理解しにくい部分があるというふうに認識してございます。

今後、関係機関などと情報共有を図りながら、どのような方法で実態の把握に努めればよいか研究をいたしまして、必要とされる制度の周知につきまして今後努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 そのように進めていただきたいと思います。

次に、GIGAスクール構想についてですが、昨日の川原田議員のほうから様々な課題について質疑ありましたが、私のほうからも何点か確認させていただきたいと思います。

1人1台端末を導入したと聞いております。端末は届いたものの活用する環境の整備が整っていないというのが実態かと思われまます。

当市では各家庭でのインターネット環境の調査などを行い、準備段階だと聞いておりましたが、その調査の結果、過程はどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 各家庭でのインターネット環境調査の関係でございすけれども、先日実施しました各家庭でのインターネット環境調査は臨時休業等の緊急時に備え、各家庭でのインターネット接続環境を調査し、自宅で1人1台端末が利用可能かどうかを調査したものでございます。

現在、集計の途中ではございますけれども、おおよそ8割の世帯が1人1台端末を自宅に持ち帰り、自宅のインターネット回線を利用できるという調査結果となっております。

今後、臨時休業等の緊急時を想定し、端末を自宅に持ち帰り接続テストを実施することとしているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 約8割の家庭でネット環境があるということで理解いたしました。

一方で2割のインターネット環境の整備のない家庭にはどのような対応をしていくのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 インターネット環境のない家庭についてですけれども、臨時休業等の緊急時に1人1台端末を自宅に持ち帰り利用する場合に、自宅のインターネット回線を利用できない家庭には、昨年度整備しましたモバイルルーターを貸与することにより接続テストを実施していきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 確認ですが、モバイルルーターは残り2割の世帯分はもう準備されているということでしょうか。

あわせて、これは無料での貸与ということでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 モバイルルーターの用意した台数は昨年度180台購入しております。これは全体数の2割には満たしてはいない数なのですけれども、全校一斉に休校とか臨時休校になることはないというふうに想定しておりますので、一番大きな学校の3割5分、昨年度の段階での調査率が65%程度の普及率というふうに調べたものですから、一番大きな学校の約35%で180台用意しているという形になっております。

なお、このモバイルルーターにつきましては無料で、緊急時の場合については無料で貸し出すこととしております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 現在は180台整備しているということで、全体の2割には届かない数だと答弁いただきました。しかし、全校一斉の臨時休校は想定していないと答弁ありましたが、これ十分想定できることだと私はこのコロナ禍ですので、今後そういう状況もあり得るのだと思いますが、仮にあと残り、2割だとして180台今ありますが、全体の2割ではあと何台足りないのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 おおよそ残り220台ぐらいが必要になるかというふうに思います。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 残り今220台ということで、400台ですか、400台になるまで備品の購入、モバイルルーターを購入する計画はあるという認識でよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 現在のところ、今調査した段階ですけれども、今のところ購入する予算等は持っていないということになっております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 そうすると、全校一斉に臨時休校となった場合は、全子供たちがそういう状況に、同じ義務教育の子供たちが同じリモート学習の環境で授業が受けられないというような状況です。仮に全部が休校となった場合ですけれども、今の時点ではそういう状況だということで理解させていただきますが、今後は全体の臨時休校ということも十分想定されますので、残りの台数も確保に向けて取り組んでいっていただきたいなと思います。

昨日も教員の研修などについても質疑ありましたが、現在の教職員や生徒のリモート学習の準備というのはどの程度進んでいるのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 リモート学習の準備ですけれども、教員や児童生徒のリモート学習につきましては、臨時休校時の緊急時に実施が想定されるものですが、教職員と児童生徒が日常的にICTを活用した授業実践をされることがリモート学習に利用可能になるものと考えているところです。

まずは日常の授業での活用とその蓄積が重要だというふうに考えております。そのため、市教委では昨年度ICT活用推進委員会を立ち上げ、市内全小中学校から委員を選出し、1人1台端末を各学校間で差が生じることなく、そしてどのように活用していくのかなどの検討を進めているところでございます。

各学校内では推進委員を中心にICTの操作に慣れている教員が他の教員に指導や研修を行うなど活用が広まってきており、授業はもとより朝の健康チェックなどにも幅広く活用されてきている状況となっております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 それでは、GIGAスクール構想そのものですが、緊急時に臨時休校となった場合、いざ自宅にその端末を持ち帰ってリモート学習というのは、一体どの段階ぐらいでできるようなものな

のか。今後のスケジュール感を含めた見通しについて伺いたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今後のスケジュールについてですけれども、今年度につきましては主体的、対話的で深い学びを目指し、まずは授業内でICTを活用した授業実践を定着させ、児童生徒の学力増進につながる活用方法を確実なものにしていきたいと考えております。

また、臨時休校時の緊急時におきましては、子供たちの学びの保障として端末の持ち帰りによる家庭での学習に活用できる体制を整えることとしております。

そのため、7月から各家庭に端末を持ち帰り、さらには回線のないところはモバイルルーターを持ち込み、実際につながることを確認していくと。それを7月中に終えたいというふうに考えておりますので、それ以降でしたら各家庭で使える環境は整うというふうに考えているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 7月には実際タブレットを持ち帰ってもらって、ちょっと試験的にはあろうかと思いますがやってみるということですが、先ほど答弁あったように、220台が足りないわけで、順次学校、小学校、中学校、代わる代わるやっていくというような想定でよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 議員のおっしゃるとおりでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 大まかな見通しは理解いたしました。

コロナ禍で臨時休校となってもオンライン授業ができているところと、またできていないところの教育の格差が非常に懸念されているところであります。

義務教育の子供たちは特に教育の格差が生まれないように、一日も早いスピード感を持ったGIGAスクール構想の対応に努めていっていただきたいと思います。

次に、スポーツ少年団活動について伺います。

今回の緊急事態宣言下でも一足先に高校や中学校の部活が再開されておりました。市の公共施設が全面使用禁止ということで、スポーツ少年団活動は行われるような状況にはなかったと認識しております。

す。これに関しては、感染拡大防止の観点からも適切な判断であったと私は評価しているところでありますが、その一方で緊急事態宣言下でも、全道大会や全国大会につながるような大会がある団体やチームはその活動を特別に許可し、練習場所を確保している自治体もほかにも多数あったようですが、この辺に対しての市の認識を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 緊急事態宣言下での少年団活動についてですが、市では5月17日からの緊急事態宣言が発令されたため、感染拡大防止を図る観点から北海道の緊急事態措置に基づき、公共施設を休館、閉鎖するとともに学校施設の開放も休止をさせていただきます。

緊急事態措置期間中は学校教育活動も厳しく制限されることとなりましたが、中学校や高校の部活動も原則休止というような下、上位大会へ出場する生徒の練習など活動内容も厳選をした上で一部の活動に限っては公共施設の利用を認めたというような経過でございました。このとき、学校施設の開放の休止については継続をさせていただきます。

そのような中、緊急事態措置期間が延長されることとなり、スポーツ少年団では直近の大会まで練習場所を確保することができず、練習不足で大会に臨むことによるけがのおそれが懸念されたところがございます。6月14日に市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、その中で中学校の部活動の取扱いに準じてスポーツ施設の一部の利用を例外的に認めるというようなことの判断をいたしまして、管理体制の整った施設では15日から少年団活動も利用できることとなったわけでございます。

今後、緊急事態宣言等によりまして、公共施設の閉鎖となった際には、今後と同様に国や北海道が示す緊急事態措置に取り組むことが原則とはなりますが、児童の運動の重要性とけがの防止への教育的配慮が必要と思っておりますので、活動をする地域の感染状況を考慮した上で各少年団からも直近の上位大会の日程など事情を聞き取った上で、必要に応じて活動場所の確保などの判断をしてみたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 つまり今後緊急事態宣言と同様の事態となった場合であっても、各種スポーツ少年団としっかりと連携、協議をしながら、全道・全国大会だとかのスケジュールなども確認し合いながら練

習場所の確保や許可、またはその旨の協力をしていくというお考えでよろしかったでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 議員が今おっしゃられたとおり、子供たちの学習活動を止めないために地域の感染状況を踏まえながら、そういうところの判断をしてみたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 理解いたしました。

ちょっと一つの例を挙げますと、隣町の美幌町ではまた特別な扱いなのですが、6月1日より子供の健全な心身の育成と成長過程における運動の重要性に鑑み、学びを止めないという教育的配慮が必要だとの判断から、感染対策を十分講じた上で事前に教育委員会が認めた中高生及び少年団活動での利用を可能とするとして、子供たちのスポーツや文化活動を続けておりました。

このことをやはり網走の子育て世代の親も知ることとなって、どうして網走も同様の対応ができないのかという声も頂いたり、これ私も子育て世代ですけども、そういう市民感覚にあるというのも当然のことだと思います。

また、「中学校や高校では部活動をやっているのと同じ義務教育の小学生はなぜ一緒に運動させてくれないのだ」ですとか、少年団活動ができないがあまりに新しくできた公園にすごく人が、子供たちが殺到しているのだよというようなお話も頂いたり、かえってスポーツ少年団活動を再開させて、感染対策をしっかりと講じながら分散させたほうが対策になるのではないかと、そんなお話もたくさん私のところには届いておりましたので、そういった観点もしっかりと対応しながら、これに対しては先ほど答弁あったように柔軟に市民の意見も聞きながら、柔軟に対応していただいた部分もありまして、その部分については評価するところではあります。今後子供たちがコロナ禍であっても夢や目標を失うことなく、活動を続けていけるような柔軟な体制の構築に努めていっていただきたいと思います。

次に移ります。

コロナ対策の外部講師について伺います。

昨年のスポーツイベント、合宿の教訓の一つとして、外部講師のコロナ事前チェックが挙げられると思います。

実際、昨年夏から今年の5月16日に発令されたコロナ緊急事態宣言下まで、外部講師を招いた市主催

の講座や講演、講習会などは開催されているとは思いますが、昨年のスポーツイベント以降、市外から講師を招いた市主催のイベントなどはどのようなものがあったのか。何回ぐらい開催されたのかお示しいただきたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 健康推進課で調査をさせていただいたので、私のほうから御説明をさせていただきます。

調査対象が昨年11月から本年3月までといったところでございますので、御理解をください。

昨年11月から本年3月までの外部講師を招いて実施した研修会、講座、事業などにつきましては、19回となっています。

内容でございますけれども、健康福祉部で2回、社会福祉部で13回、学校教育部で4回といったことで、内容でございますけれども、健康福祉部では難聴児等支援事業関係職員研修会、新型コロナウイルス感染症研修意見交換会、社会教育部では親子クラシック、市民大学、寿大学、図書館によるブックトーク、それと美術館による画家によるギャラリートーク、あと学校教育部ではICT活用研修会などが開かれた調査結果となっております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 およそ11月から3月まで19回ということで、私の想像よりは結構開催されていたのだというのが率直な感想ではありますが、市のホームページによりますと、緊急事態宣言が発令される前日の5月15日に社会教育課主催の講座、あばしり学講座、初心者向けデジカメ教室が開催されたようです。講師は札幌市の会社に所属するカメラマンとなっておりますが、デジカメ教室を開催された際、この講師の事前のコロナチェックをしたのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 外部講師に係る社会教育課主催講座の関係でございますけれども、社会教育講座の講師依頼の際には、事前の健康管理をお願いをしているところなのですが、万一そこで風邪の症状や発熱等、体調がよくない場合は事業の延期や中止の対応をすることとなるということでございます。

5月15日に開催した講座につきましては、野外で自由に風景を撮影するというような講座内容でございました。講師は札幌のカメラマンということでございましたが、一応市内に移住をされている方とい

うことございまして、こちらについても先ほどお話しした健康確認を行った上で、問題なく事業を実施をさせていただいたというようなところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 つまり事前のコロナチェックはしていないということだと思っておりますが、今御答弁で網走市在住だというようなお話がありましたが、これについてはこの講師の方は道内各地を仕事で訪れる方だと私は聞いております。各自治体の役所にも出入りし、会社は札幌市にあるということですので、仕事のフィールドがとても広い方だとお聞きしております。

網走市在住だからという視点だけでコロナの事前チェックをしないというのは、私はいかがなものかと思いますが、その辺は所見を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 社会教育課の講演会含めた講座につきましては、様々な内容がございまして、心配の危惧をしていくと議員のおっしゃるような意見もあるということも最もだと思いますが、そういうようなところの中で、感染対策については、例えば屋外であったり、距離を取るだとか、手指消毒、いろいろな感染防止対策の中で実施をしている上での講師との事前の健康チェックということで執り行っているところでございましたので、この講座についてはそのような中で、屋外ということもありますし、総合的に判断してそういったことには至らなかったということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 事前の健康チェックは同様に今の時代みんなしているものだと思いますが、これだと昨年のトップリーグ機構のs o m p oのボールゲームフェスタのときと同様なのですよ。同じような趣旨でそういう感染対策にもマニュアルもありましたし、対応としてはあんまり変わっていないのだというような僕の率直な感想なのですが、やはり市民の命を守るためにはこれまでの教訓をしっかりと生かしていくことが私は必要だと考えております。

特に網走市では4月に初めてのクラスターが発生し、小学生と高校生、また大学生にまで感染が確認されました。

直接的な因果関係ははっきりしていませんが、コロナ感染を機に亡くなられたとされている網走市民

もおられるようです。

改めてお聞きいたしますが、当市役所は昨年のスポーツイベントからどのような教訓を得たのか伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 教育委員会といたしましては、昨年のスポーツイベントの実態のことを踏まえまして、市民と直接交流するイベント等につきましては、新型コロナウイルスへの感染リスクの低減を行い、より安心して参加していただけるような認識の下、外部講師等に講演会前までの、先ほどの健康チェックとともに今後抗原定性検査等をしていくというようなことも検討をしているところでございます。

また、市主催の行事、イベント等における感染者が発生した場合等の情報の公表につきましても、法律に基づく様々な制限、報道等における非公式な情報を市が公式に発信できないという場合も想定されますが、それでも情報がない、詳細を把握できないといったことも発信も含めて関係機関と調整を図りながら、本人確認に基づいた情報発信には努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 様々な検討をなされている段階だということで理解はいたしますが、もう大分日にちも s o m p o のボールゲームフェスタから半年以上はたっておりますので、今現在外部講師を招いた際、イベントなどを行う際に、コロナ感染防止マニュアルのようなもの、またはガイドラインのようなものは当市として作成されているのか伺いたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 講演会や芸術文化事業など、ホールで開催する事業などについては、国や全国公立文化施設協会のガイドライン、またスポーツにおきましては、スポーツ庁の社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインや日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会のスポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドラインが示されておりますので、その各ガイドラインを基にした感染予防策に基づいた対策を実施しているところでございます。

また、各事業におきましては、企画立案の際にそれぞれの具体的な事業の感染拡大防止対策をはじ

め、オンラインでの開催や延期、中止のタイミングなど、多様なケースを想定して、それぞれ実施計画を練っているところであります。

事業内容やそれぞれの講師により状況が変わることから、外部講師について特化したマニュアルはございませんが、市外から招く講師や出演者等、講演時以外のマスク着用、検温、手指消毒、講師と客席間の距離を空け、人と人との接触を必要最低限取るなどの対策を実施するとともに、現在の北海道をはじめとした感染状況を踏まえて、事前の講師との協議の際には健康チェックと併せて講師の同意の下で抗原定性検査の受検についてもお願いをしているというようなところで検討しているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 いずれにしても検討している段階にはまだマニュアルはないという現状なのでしょうが、市民感情としては以前外部から講師を招いたイベントで外部講師が3名コロナに感染してしまったと、そういう実態が過去に網走市主催のイベントであったということで、今後そういうことのないようにと、100%はないのですけれども、コロナ感染チェックを事前に講師に受けていただいていたならこんなことにはならなかったのではないかというような場面も十分想定されますので、できる限りの感染対策はしっかりと行った上で、そういったマニュアルをしっかりと作成する必要性は私は早急にあるのだろうと。先ほど回数聞いても緊急事態宣言下の中でも、19回も外部講師を招いたようなイベントがあるということです、相当もし市民感情でこのチェックを怠って感染者が出た、市民に感染が広がったとなれば、これまた炎上しますよ。

その辺をしっかりと認識して、早急なガイドライン、つくることが求められていると思いますが、もう一度答弁伺いたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 先ほども答弁しましたが、なかなか事業内容やそれぞれの講師、また地域、国内の感染拡大状況など、様々な状況、対応が想定されますので、マニュアルの策定、それだけで全てがというようなところはちょっと難しいのかなと思いますが、こうした講師とは継続的に協議を行って、オンライン開催や延期、中止のタイミング、さらには現在の全国的な感染状況を踏まえて、講師に事前検査をお願いするというのを対応していく

ということと、そちらをイベントの中で共有していくということはさせていただきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 今もうコロナ禍の時代で、航空会社のほうも移動する際は事前にコロナのチェックをしてから移動しましょうとか、もう外部が外へ移動する場合はもうマナーみたいなものなような時代です。講師の方も拒むような方もおられないと思いますので、ぜひ事前のチェックもお願いして、マニュアルの作成も含めてお願いしたいと思います。

毎年、様々な著名人を講師に招いて開催される網走市民大学について伺います。

主催は網走市民大学となっておりますが、事務局は社会教育課が担っておるそうです。

今年の1回目は7月9日に開催される予定だと聞いておりますが、外部講師のコロナ事前チェックをしっかりと実施してくれることをお願いしておきたいと思っております。

また、社会教育部スポーツ課が窓口となる陸上大会、ホクレンディスタンスも7月に開催される予定であります。市外から来網する選手やコーチなどを対象としたコロナの事前チェックは今のところどのように想定しているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 ホクレンディスタンスチャレンジ網走大会に関してですが、参加者の事前チェックにつきましては日本陸連の感染ガイダンスに基づきまして、競技会に関わる全ての方への1週間前からの体調管理、検温の報告義務、終了後2週間の体調管理、検温の実施をお願いをしているところでございまして、引き続き、日本陸連がエントリー中の現在そういったことも参加選手等にお知らせをしているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回の大会につきましては、選手及び関係者と市民等の接触機会を低減するため、ほかの関係自治体とも協議を行った上で、残念ではありますが今年度は無観客で開催をするということで、今最終協議を進めております。

また、日本陸連の全国で行われている各種競技会でのガイダンスにはそうした検査を事前にやるというようなマニュアルはありませんが、昨今の感染対策等も踏まえて、現在事前検査については抗原定性検査実施に向けて、日本陸連さんやほかの関係自治

体とも協議をしているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 ディスタンスの選手については日本陸連が体調管理についてはしっかりと対応しているとは思いますが、日本陸連がコロナのチェックをするのではなくて、網走市がやはり事前に外部から来るということでコロナのチェックをするようなスタイルを、方向で進めていっていただきたいと思いますが、ちなみにディスタンスの選手というのは、選手、指導者合わせてどれぐらいの方が、何名ぐらいが来網される予定ですか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 各、道内今回5会場で行われるのですが、それぞれ競技される種目も違う中で、網走市は380人定員を見越してエントリーの受付をしております、実際はエントリーされるまでは、2日ぐらい前までは最終的な人数は把握できておりませんが、選手についてはそのような規模というふうに考えております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 およそ380名の選手が来て、そこには指導者、コーチ陣だとかも引率で来るのでしょから、それ以上の方がきっと宿泊も伴うような形で網走に入ってくると思うのですが、前日、前々泊あたりで来るとは思います。これでもし感染が出たとなれば、宿泊事業者、網走全体に相当なダメージがありますので、こういった場合もしっかりと事前のチェックをしていただきたいと思いますが、ちなみに北海道でも2台しかないという、札幌医大とこの網走の厚生病院にあるという昨年の年末だと思いますが、ちょっと名前忘れちゃけれども、抗原検査キットを導入したと思います。これは1日で何名、何百という数を検査できるような話をしていたと思うのですけれども、ちょっとその辺を確認したかったのですが。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 厚生病院に導入をいたしました抗原定量検査の機器ルミパルスという機械ですけれども、1回の検査検体数が240であります。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 1回240ということは1日2回やればその倍ができるという、1日にどれまで想定できるのですかね。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 検査に当たっては、

大体1回の検査で2時間ぐらいで結果が出るのかなというふうに思いますけれども、それを専門にしているわけではございませんので、一般業務の中で、この前のスクリーニングもそうですけれども、夜残業をかけて検査をしていただいたり、相当医療機関も御苦労があるというようなことなので、1日に240掛ける何回というようなちょっと計算にはならないと思うので、その辺はちょっと御理解いただければというふうに、1回大体2時間ぐらいの検査で240検体ということでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 1日に何回もやるようなものではないというか、状況に応じてでしょうが、網走にこれだけの400人近い選手、外部から来ますので、こういうときを想定してせっかくすばらしい機械を導入したのですから、そういうものをしっかりと活用して市民の安心・安全を担保するというのも私は必要なのだらうと思いますが、ちなみに平時、日常、最近ではコロナ感染もちょっと落ち着き始めている状況ですが、こういう日常の平均的な検査件数というか、どれぐらいなのでしょうかね。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 検査自体は火曜日と水曜日と木曜日に検査を、月曜日、火曜日、水曜日に受付を受けて検査自体はその翌日に検体を出していただくので、火、水、木で検査をしているというような現状でありまして、平均すると30件ぐらいのかなというふうに、今ちょっと確認したところそういう数字になると思います。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 ふだんはその程度だということで認識いたしましたが、こういうディスタンスのような大勢の方が外部から来られるような場合はぜひ連携を取って、医療従事者に負担のないように1日でやらなくても2日間に分けるですとか、ディスタンスの選手とそっちの日本陸連ともよく協議をしながらしっかりと進めていただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 ホクレンディスタンスによる検査体制の検討につきましては、こちらで今検討している中身は健康チェックの部分の延長ということで、自ら自己診断のできる、そういった簡易な抗原定性検査というようなイメージでやっておりますので、先ほど議員のほうからアドバイス頂いたよう

なことも大会までに知見者からのアドバイス、内部の健康福祉部との意見交換などをしうまくセッティングできるかどうかも考えていきたいと思いません。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時12分再開

○井戸達也議長 再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 ホクレンディスタンスでの検査体制ということで、先ほど私のお話ししたところで検討したという部分について訂正をさせていただいて、ホクレンディスタンスについては市の用いる抗原定性検査によるもので実施をしたいということで日本陸連ともお話をさせていただきたいと思えます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 しっかりとディスタンスに関してもコロナの事前チェックを行うというような答弁を頂きました。

これからは、このコロナ禍にどのように適応していくかが知恵と工夫が求められている時代だと思えます。市は市民の健康と命、生活を守るために市民の皆様の理解と協力を得て、そして何よりも信頼を得ながら、市民と行政一丸となってこのコロナ禍を乗り越えていくことが一番重要なことなのだとすることを私のほうから申し添えさせていただきまして、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

本日はこれで散会とします。

大変御苦労さまでした。

午後2時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 近 藤 憲 治

署名議員 工 藤 英 治

6月24日 (木曜日) 第5号

令和3年第2回定例会
網走市議会会議録第5日
令和3年6月24日(木曜日)

○議事日程第5号

令和3年6月24日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案6件
(議案第1号～第6号)

日程第2 意見書案第1号～第4号及び
委員会審査報告案4件
(請願第26号～第28号、陳情第24号)

日程第3 議案第8号

○議事日程第5号の追加及び変更

日程第4 委員会審査報告案1件
(議案第8号)

日程第5 議案第9号

日程第6 議案第10号～第11号

日程第7 意見書案第5号

日程第8 その他会議に付すべき事件(2件)

に関する意見書提出について(同)
意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に
向けた施策の充実・強化を求める意
見書提出について(同)

意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持と
充実、「30人以下学級」の実現など
教育予算確保・拡充と就学保障の実
現に向けた意見書提出について(同)

意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症対策
の追加支援を求める意見書提出につ
いて(同)

請願第26号 2022年度地方財政の充実・強化を求
める意見書提出についての請願(採
択に決定)

請願第27号 2021年度北海道最低賃金改正等に関
する意見書提出についての請願
(同)

請願第28号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担
率2分の1への復元、「30人以下学
級」の実現など教育予算確保・拡充
と就学保障の実現に向けた意見書提
出についての請願(同)

陳情第24号 林業・木材産業の成長産業化に向
けた施策の充実・強化を求める意見書
提出についての陳情(同)

その他会議 各常任委員会及び議会運営委員会所
に付した 管事務の閉会中継続審査について
事件(5) (承認)

その他会議 付託事件の閉会中継続審査について
に付した (同)
事件(6)

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(原案可決)

議案第2号 報酬職員給与条例の一部を改正する
条例制定について(同)

議案第3号 網走市手数料条例の一部を改正する
条例制定について(同)

議案第4号 網走市税条例の一部を改正する条例
制定について(同)

議案第5号 鉄南本通線落石防止対策工事(繰越)
請負契約の締結について(同)

議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計
画の変更について(同)

議案第8号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(同)

議案第9号 網走市固定資産評価審査委員会委員
の選任について(同意決定)

議案第10号 網走市議会基本条例の一部を改正す
る条例制定について(原案可決)

議案第11号 網走市議会会議規則の一部を改正す
る規則制定について(同)

意見書案第1号 2022年度地方財政の充実・強化
を求める意見書提出について(原
案可決)

意見書案第2号 2021年度北海道最低賃金改正等

○出席議員(16名)

石 垣 直 樹
井 戸 達 也
小田部 照
金 兵 智 則
川原田 英 世
工 藤 英 治
栗 田 政 男
近 藤 憲 治

澤 谷 淳 子
立 崎 聡 一
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
松 浦 敏 司
村 椿 敏 章
山 田 庫 司 郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
市民環境部長	武 田 浩 一
健康福祉部長	桶 屋 盛 樹
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	伊 倉 直 樹
建設港湾部長	吉 田 憲 弘
水道部長	柏 木 弦
庁舎整備推進室長	立 花 学
企画調整課長	佐々木 司
総務防災課長	田 邊 雄 三
財 政 課 長	古 田 孝 仁

.....

教 育 長	岩 永 雅 浩
学校教育部長	田 口 徹
社会教育部長	吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長	林 幸 一
次 長	石 井 公 晶
総務議事係長	法師人 絵 理
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹
係	早 渕 由 樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、澤谷淳子議員、栗田政男議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に、印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、議案4件、意見書案5件、委員会審査報告案10件、その他会議に付すべき事件2件の合計21件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、委員会審査報告案6件、議案第1号から議案第6号までを一括して議題とします。

本件は、去る6月17日の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、小田部照委員長。

○小田部照議員 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号鉄南本通線落石防止対策工事（繰越）請負契約の締結について、議案第6号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての合わせて5件であります。

本件につきましては、去る6月17日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号及び第2号、議案第4号から議案第6号までの合わせて5件につきましては、いずれも委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 一登壇一 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第3号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定についての合わせて2件であります。

本件につきましては、去る6月17日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、翌18日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号及び第3号の合わせて2件につきましては、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論に入りますが、通告がありませんので、採決を行います。

上程中の議案第1号から議案第6号までの6件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第1号から議案第6号までの6件につきましては、各委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までの6件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、意見書案第1号から意見書案第4号まで及び委員会審査報告案4件を議題とします。

初めに、意見書案第1号2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出について、意見書案第2号2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

提出について、意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

なお、意見書案第1号には請願第26号が、意見書案第2号には請願第27号が、意見書案第3号には陳情第24号がそれぞれ関連しておりますので、併せて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会、小田部照委員長。

○小田部照議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました請願第26号2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願、請願第27号2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願、陳情第24号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情の委員会審査の報告と、意見書案第1号から意見書案第3号までの提案理由を申し上げます。

まず、請願第26号、請願第27号及び陳情第24号は、6月17日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、いずれも採択すべきものと決定をいたしました。

次に、意見書案第1号から意見書案第3号までについてであります、ただいま報告したとおり、意見書を国会及び関係行政庁に提出しようとするものであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

どうか議員の皆様のお賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、総務経済委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

上程中の意見書案第1号から意見書案第3号までの3件は、原案のとおり可決することとし、請願第26号、請願第27号及び陳情第24号の3件は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件は原案可決、請願第26号、請願第27号及び陳情第24号の3件は採択と決定されました。

次に、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持と充実、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についてを議題とします。

なお、意見書案第4号には請願第28号が関連しておりますので、併せて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

文教民生委員会、松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました請願第28号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についての請願の委員会審査の報告と、意見書案第4号の提案理由を申し上げます。

請願第28号については、6月18日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、意見書案第4号についてであります。ただいま報告したとおり、意見書を国会及び関係府庁に提出しようとするものであります。

文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

どうか議員皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、文教民生委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

上程中の意見書案第4号は、原案のとおり可決することとし、請願第28号は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案可決、請願第28号は採択と決定されました。

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第8号令和

3年度網走市一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第8号の令和3年度網走市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料7号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、4,597万5,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、議案の第1表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書、5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、民生費の社会福祉総務費では、生活困窮者への自立支援金の支給に係る経費として752万4,000円の追加でございます。

衛生費の健康管理費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として3,845万1,000円の追加でございます。

以上が、令和3年度網走市一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る財源は全て国庫補助金となっております。

以上が議案第8号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ただいま上程されました議案第8号につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第8号につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表(2)のとおり、所管の文教民生委員会に付託の上、会期中に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで、文教民生委員会等を開催する必要があるため、休憩といたします。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時16分休憩

午前10時55分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として委員会審査報告案1件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第5号の追加及び変更についてお諮りします。

既に印刷して配付のとおり、委員会審査報告案1件が提出されておりますので、お手元に配付の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第4、委員会審査報告案1件、議案第8号を議題とします。

本件は、休憩前の本会議において文教民生委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

文教民生委員会、松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 一登壇一 先ほど本会議において文教民生委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第8号令和3年度網走市一般会計補正予算であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会において詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第8号につきましては、委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、委員長の委員会審査報告

を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決を行います。

お諮りします。

上程中の議案第8号につきましては、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第5、議案第9号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 議案第9号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本市固定資産評価審査委員会委員の高橋義昭氏は、令和3年6月30日で辞任することから、その後任者として原正春氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、本市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いをいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

それでは、お諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の議案第9号は原案に同意することに決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第6、議案第10号網走市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

て、及び議案第11号網走市議会会議規則の一部を改正する規則制定についての2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 一登壇一 議案第10号及び議案第11号につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第10号網走市議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

資料8号を併せて御覧ください。

改正の趣旨であります。災害等の発生時においても情報通信技術を活用し、議会活動の継続を図るとともに国が進めるデジタル化への対応についても当市の議会運営等に積極的に活用していくため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、会議規則の本則に情報通信技術の活用を図る旨の条文を追加するものであります。

また、当該条例の目的につきましても所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

次に、議案第11号網走市議会会議規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

資料9号を併せて御覧ください。

改正の趣旨であります。多様な人材の議会参画を促進するための環境整備を図る点から、本会議等への欠席事由として介護や育児等の事項の明文化や出産の期間にも配慮した規定の整備を行い、併せて押印廃止の政府の政策動向を踏まえ、議会に対する請願に係る署名押印の見直し規定の整備を行うため、全国市議会議長会が定めた標準市議会会議規則の一部改正に準じて当該規則の所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。新旧対照表のとおり、条項の修正及び追加を行うものであります。

また、当該規則の目的につきましても所要の改正を行うものであります。

なお、この規則は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 ただいま上程されました議案第10号及び議案第11号の2件は、議会運営委員会の決定

に基づきまして直ちに議事を進めることにします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、上程中の議案第10号及び議案第11号の2件を一括して採決します。

それでは、お諮りします。

上程中の議案第10号及び議案第11号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号の2件は原案のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第7、意見書案第5号新型コロナウイルス感染症対策への追加支援を求める意見書提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会、山田庫司郎委員長。

○山田庫司郎議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました意見書案第5号新型コロナウイルス感染症対策への追加支援を求める意見書提出について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが世界全体に大きな影響を与える状況が続く中、ここ日本においても感染拡大は収まることなく新たな変異株の出現により感染経路不明の市中感染が始まるなど、危機的な状況にあります。

こうした状況の中で、二度目となる緊急事態宣言が北海道全体に発令され、人流を抑制し、飲食店事業者への時短要請など経済活動にも制限がかかり、観光事業者や飲食店事業者、そして卸売事業者などをはじめとして大変厳しい経営状況となっております。

そうした中で、国、道、各自治体により事業者への支援が実施されておりますが、1年以上続くコロナ禍による影響により事業の継続が困難な事業者が増加しており、本市においても全ての業種においてその影響が確認されております。

また、事業者への新型コロナウイルス感染症対策支援や事業継続に向けた支援を行う自治体の財政にも影響が生じており、対策を行うための基本的な財

源としている国からの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金はコロナ禍の長期化から不足してきております。

以上のことを踏まえ、政府におかれましては新型コロナウイルス感染症から国民の命と健康を守り、国民の暮らしに与える影響を最小限のものとすべく、地方自治体によるきめ細やかな支援策の実施と事業者への事業継続支援のため、当該交付金の追加交付及び事業者の経営規模に応じた積極的な支援を行うことを強く要望し、意見書を提出するものであります。

文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に御配付のとおりであります。

どうか議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

上程中の意見書案第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第8、その他会議に付すべき事件2件を議題とします。

初めに、その他会議に付すべき事件（5）として、各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の閉会中継続審査についてであります。既に印刷してお手元に配付のとおり、総務経済委員会、文教民生委員会及び議会運営委員会の各委員長から所管事務の閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することとしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように承認することに決定いたしました。

○井戸達也議長 次に、その他会議に付すべき事件

（6）付託事件の閉会中継続審査についてであります。既に印刷してお手元に配付のとおり、本会議で関係常任委員会に付託された案件2件及び既に付託されている案件31件の合計33件は、それぞれ関係常任委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することとしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように承認することに決定いたしました。

○井戸達也議長 ここで、前副議長からの退任の御挨拶の申出がございますので、お受けいたします。

それでは、平賀前副議長、どうぞ。

○平賀貴幸議員 それでは、一言御挨拶申し上げます。

2年前の初議会から皆さんにお力添えを頂いて2年間副議長を無事務め上げることができました。

思えば議長の諮問を受けて議会基本条例の整理に当たる、あるいは難産でありましたけれども、新庁舎の建設が議会で可決された後に議会棟等の整理について仕事をさせていただくなど、種々いろいろな役割を果たさせていただいたなというふうに思います。

微力ではありましたが、皆さんのお支えでこの2年間無事務めることができたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後はまた違う立場でしっかりと二代表制の議会に関わりながら皆さんと共に歩み、まちづくりの前に一歩でも二歩でも進めていきたいというふうに思っております。

課題は散見しておりますがしっかり頑張ってまいりますので、今後ともどうぞ御指導御鞭撻をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○井戸達也議長 ただいま御挨拶いただきました平賀前副議長の今日までの功績に対しまして、私からも敬意と感謝を申し述べたいと思っております。

この2年間大変お疲れさまでございました。

○井戸達也議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了しました。

これをもって、閉会としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもちまして、令和3年網走市議

会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 澤谷淳子

署名議員 栗田政男

